

第4次 地域福祉活動計画



そろそろあなたの出番だよ！

市民のチカラで進める
福祉のまちづくり



miki

社協

三木市社会福祉協議会

// はじめに

この度、三木市社会福祉協議会では、第4次地域福祉活動計画と第2次基盤強化計画を策定しました。両計画をもとに令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間、住民の皆様、三木市をはじめとした関係機関そして関係団体の皆様と共に地域福祉の推進を着実に進めていくこととなります。

本会は、地域福祉を担う公益性、公共性のある地域の住民協議体として、会員の皆様のご理解とご参加のもと、地域福祉活動やボランティア活動の推進のほか、介護保険事業、障害者総合支援法に基づく事業にも積極的に取り組んでいます。

現在の社会は少子高齢化により人口減少が進む中、それぞれが抱える生活課題が複雑化、多様化しています。また令和2年当初から続く新型コロナウイルス感染症の拡大は社会活動、経済活動に大きな影響をもたらしました。日常生活に制約のある中、この社会変化を契機として、「ニューノーマル（新しい日常）」を意識した工夫を凝らした地域のつながりづくりやボランティア活動が進みつつあります。

今回策定の第4次地域福祉活動計画では、活動理念として「そろそろあなたの出番だよ！市民のチカラで進める福祉のまちづくり」を掲げました。どのような社会状況においても、住民同士が互いを気にかけて関係づくりや地域づくり、また住民、福祉専門職、行政等のネットワークによる支援体制づくりが大切であると考え、これらを活動目標に掲げ、取り組みを進めてまいります。

第2次基盤強化計画では、組織経営、財務強化、人材確保・育成、介護・生活支援サービスの4つの側面から安定した組織運営を図ってまいります。計画策定の過程で、これまで基本理念として掲げていた「住民主体と住民自治による地域福祉の推進」を法人理念として定めるとともに、将来の社協のあるべき姿について委員からいただいた意見をまとめ、6つの経営理念を法人理念と合わせて掲げることができました。役職員が法人理念、経営理念を共有し、一丸となって活動を進めてまいります。

最後になりましたが、地域福祉活動計画策定の中心的役割を担い、熱心に議論いただきました策定委員の皆様、アドバイザーとしてお世話になりました兵庫県社会福祉協議会の戸田達男様、また各委員会で貴重なご意見をいただきました委員の皆様に、心よりお礼申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人 三木市社会福祉協議会

会長 植田 吉 則

第4次地域福祉活動計画策定を終えて

令和3年7月30日に第1回第4次地域福祉活動計画策定委員会を開催し、7回の策定委員会を重ねました。コロナ禍での策定であったことから、4回目の緊急事態宣言発出時と策定期間が重なり、策定委員会の開催日を延ばすこともありましたが、何とか回数を重ね、第4次地域福祉活動計画の策定ができました。

策定委員のみなさんは、各方面で福祉やボランティア活動の実践をされている方が多く、それに加えて各種団体や行政の方が構成メンバーでしたので「こんな活動を地域で推進したい」「こんな地域にしたい」などの具体的な意見が多く出されました。特に、言葉の表現について、わかりやすくを基本に、市民のみなさんにとって地域福祉活動計画が身近なものになっていくことを願い策定いたしました。

策定委員会は、神戸学院大学の川本健太郎先生、兵庫県社会福祉協議会の戸田達男アドバイザーの適切な助言と、三木市社会福祉協議会の事務局員のみなさんのまとめと導きにより、いつも活発な議論の場となりました。事務局から提案される素案に対し、委員のみなさんから多くの意見が出され、毎回手直しがあり、より良い方向へのまとめを行い、次回の検討課題と今後の進め方を確認して進めることができたので、意見も出しやすくて良かったと思っています。

最終の策定委員会で第4次地域福祉活動計画のキャッチコピーをみんなで考えました。「そろそろあなたの出番だよ！市民のチカラで進める福祉のまちづくり」です。地域福祉活動計画の活動理念とし、みんなで取り組むものであることが三木市内に広がることを期待しています。多くの方に手に取って少しでも読んでいただいたらうれしく思います。みんなで福祉のまちづくりを進めましょう。

令和4年3月

第4次地域福祉活動計画策定委員会

委員長 藤田 均

／ もくじ

第1章	計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	地域福祉活動計画とは	
2	計画策定の概要	
	(1) 計画策定にあたっての社会的・制度的背景	
	(2) 動向を見据えた計画策定	
	(3) 計画の推進期間	
	(4) 計画の策定体制	
	(5) 三木市地域福祉計画との関係	
3	数字や総計から見る三木市の現状	
4	グループワーク「活動から見る私の地域福祉」	
5	第3次地域福祉活動計画の評価	
第2章	三木市社会福祉協議会の概要・・・・・・・・	29
1	社会福祉協議会とは	
2	三木市社協の法人理念	
3	地域福祉を推進する社協の使命と3つの側面	
4	三木市社会福祉協議会の役割	
第3章	基本的な計画の考え方・・・・・・・・	31
1	基本理念と活動理念の関係	
2	基本方針	
3	三木市地域福祉計画と地域福祉活動計画の相関図	
4	地域福祉活動計画を推進していく社協の基盤強化	
第4章	地域福祉活動計画における活動展開・・・・・・・・	37
1	基本方針1	
2	基本方針2	
3	基本方針3	
第5章	計画の推進体制・・・・・・・・	61
《参 考》	・・・・・・・・・・・・・・・・	参1
1	地域福祉に関するアンケート調査 集計結果 (調査対象：市内の介護保険事業所および障がい支援事業所)	
2	計画策定の経緯	
3	策定委員会の現況をお伝えするリレーレポート	
4	第4次地域福祉活動計画 策定委員会設置要綱	
5	第4次地域福祉活動計画 策定委員名簿	
6	三木市社協のあゆみと国の動き	

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉活動計画とは

私たちの暮らす三木市が高齢になっても障がいがあっても、子どもから高齢者まで、誰もがいつまでも安心して暮らし続けることができるまちであるために、一人ひとり、また地域全体でどのような取り組みが必要なのかを民間が中心となって計画し、取り組んでいくことを目的とした計画です。

2 計画策定の概要

(1) 計画策定にあたっての社会的・制度的背景

少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加、生活スタイルの多様化・個別化、新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との関係性は希薄となり、これまで以上に地域の「お互いさま」といった助け合いや支え合いの機能が脆弱化しています。このような中、対象者別や機能別に整備された制度やサービスによる公的支援では対応しきれない困難ケースの増加、生活課題の多様化・複雑化（8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等）が浮き彫りとなっています。制度やサービス対象の枠に入りきらない課題を抱える人は常に存在し、地域や社会との関係が希薄となり、社会的孤立といった厳しい現実があります。

1 国においては、2016年（平成28年）6月に「地域共生社会」の実現をめざす方針を提示しました。制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。また、同年7月には『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部が設置され、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていくことや、地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める方向性が示されています。

「地域共生社会」は行政の政策や制度だけで進むものではなく、地域住民の自発性による自由で拡がりのあるものです。社会福祉法をはじめ各種法制度の見直しが行われ、地域力強化推進事業や改正介護保険法による総合事業などが始まっていますが、今までもこれからも「共生」や「地域づくり」は、そこに暮らす住民以外によって成されるものではなく、住民が目指す地域の姿を話し合い、取り組みを推進していくことが重要です。

(2) 動向を見据えた計画策定

「地域共生社会」が掲げられる背景に“共生できていない現実”があることを認識しなければなりません。生きづらさを抱える当事者をはじめ地域づくり、地域住民はもちろん、福祉専門職をはじめとする地域の多様な主体で協議・協働していく仕組みづくりや社会的孤立を防ぐ取り組みを軸とする第4次計画となるよう策定し、実行していきます。



(3) 計画の推進期間

計画推進の期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とします。



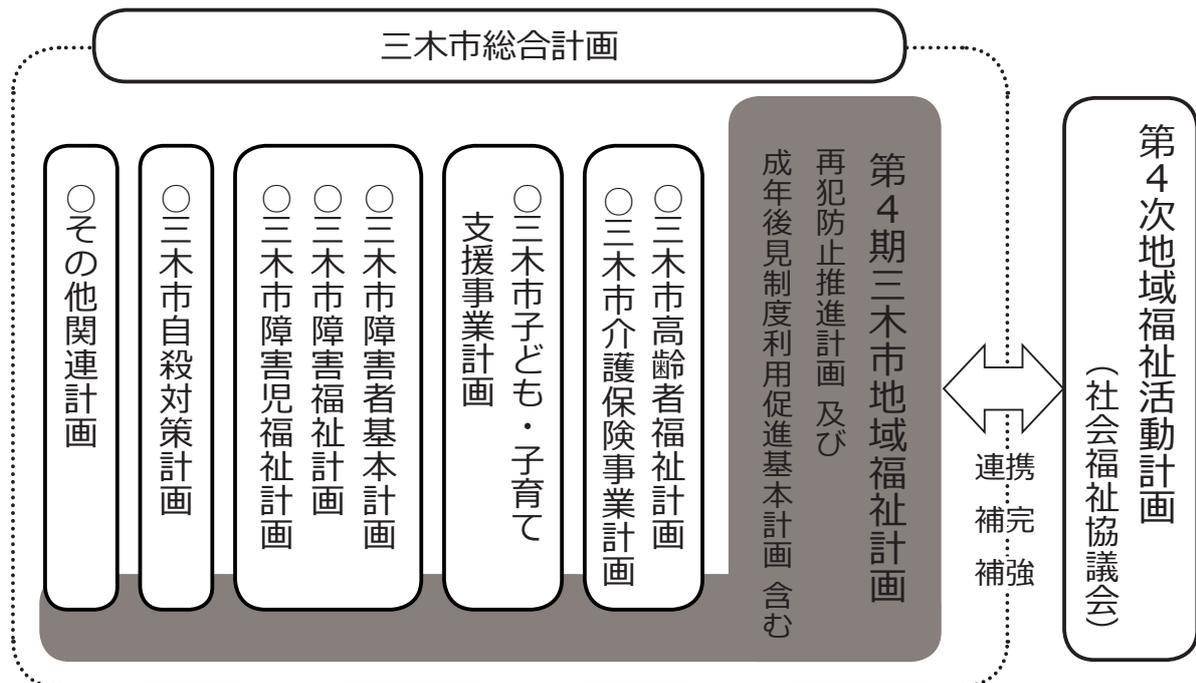
(4) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体による「地域福祉活動計画策定委員会」における協議を核として進めました。この策定委員会は、地域福祉活動計画策定委員会設置要綱に基づいて計画策定期間に設置して運営しています。第4次計画では、策定委員会を計7回開催し、理事会、評議員会で報告を行い、協議内容を反映していくよう努めました。

また、策定のための取り組みとして、①グループワーク「活動から見る私の地域福祉」②「地域福祉に関するアンケート調査（調査対象：三木市内の介護保険事業所および障がい支援事業所）」を実施しました。

(5) 三木市地域福祉計画との関係

三木市が策定する第4期三木市地域福祉計画と三木市社協が策定する第4次地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、共に「地域福祉の推進」という目標を掲げる中、それぞれの役割を担い、相互に連携、補完、補強しあいながら地域福祉を推進していきます。

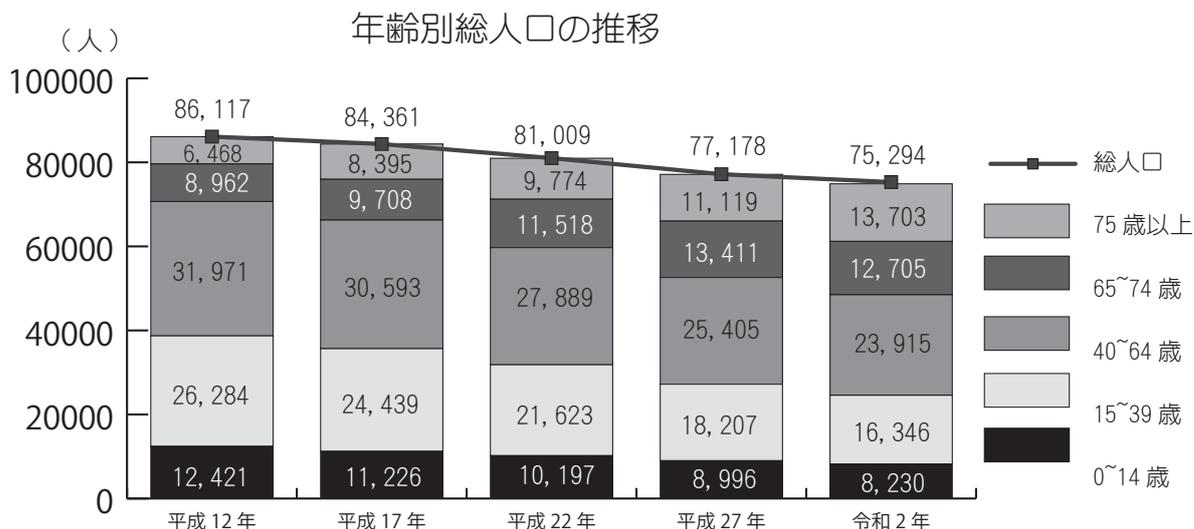


3 数字や総計から見る三木市の現状

1) 人口・世帯等の状況

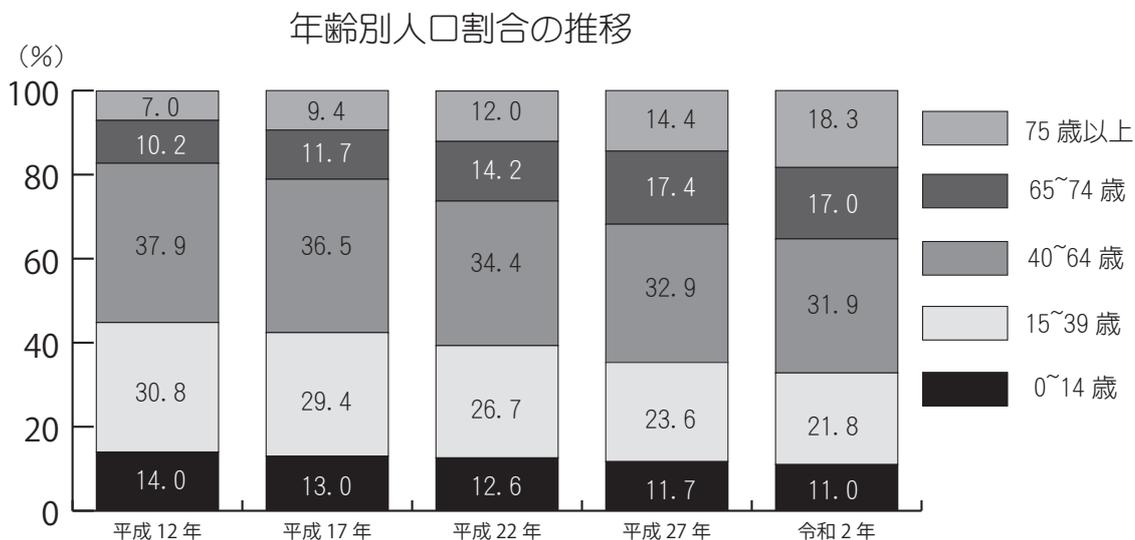
(1) 年齢別人口の推移

三木市の人口は、平成22年以降は減少傾向となっています。年齢別人口割合をみると、39歳以下人口の割合が減少し、65歳以上人口の割合が増加しており、特に近年では75歳以上人口の割合が増加しています。



※平成17年以前は旧吉川町を含みます。合計には年齢不詳を含むため、一致しない場合があります。

3



※平成17年以前は旧吉川町を含みます。年齢不詳人口を除いて算出。割合の数値は小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が100.0ちょうどにならない場合があります。

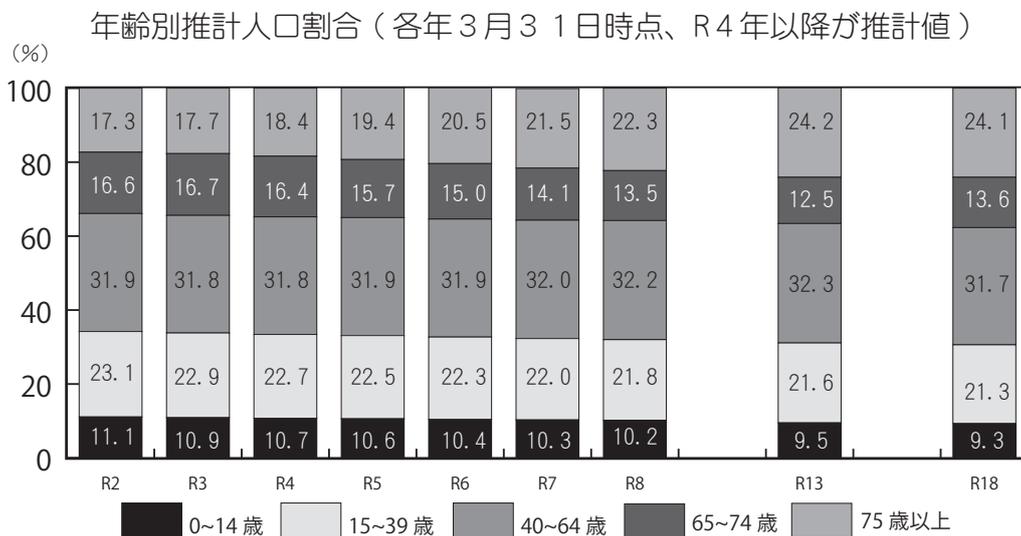
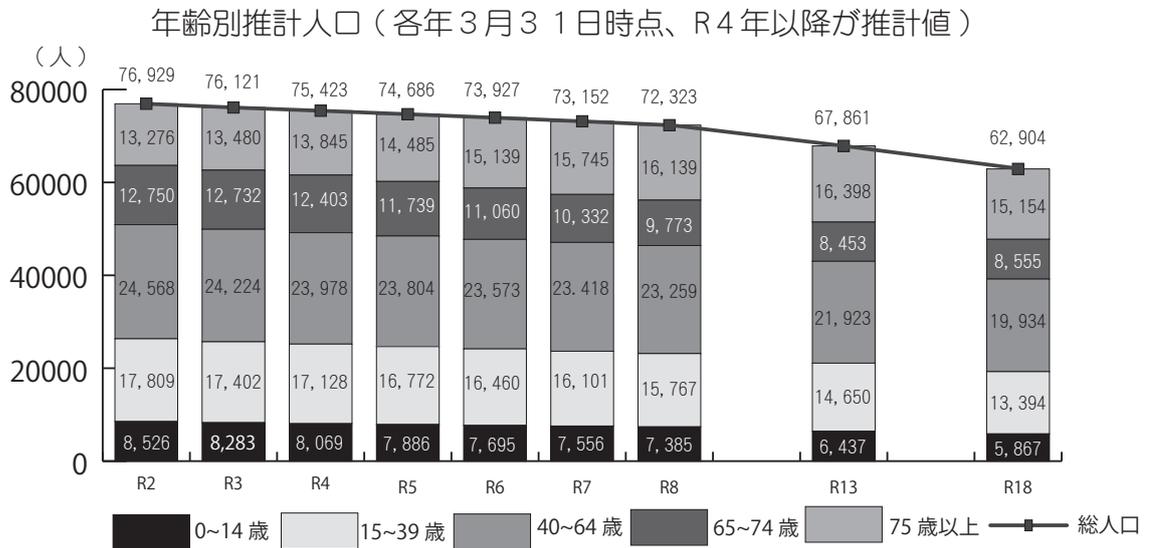
資料：国勢調査



(2) 住民基本台帳に基づく推計人口

本市の将来人口を推計すると、長期的に減少傾向が見込まれ、14歳以下の若年人口についても減少が続く見込みとなっています。一方、75歳以上の人口は増加する見込みです。

人口の年齢別割合の推移をみると、39歳以下の割合が減少する一方、75歳以上の割合の増加が見込まれており、令和13年ごろには人口の約4人に1人が75歳以上となる見込みです。



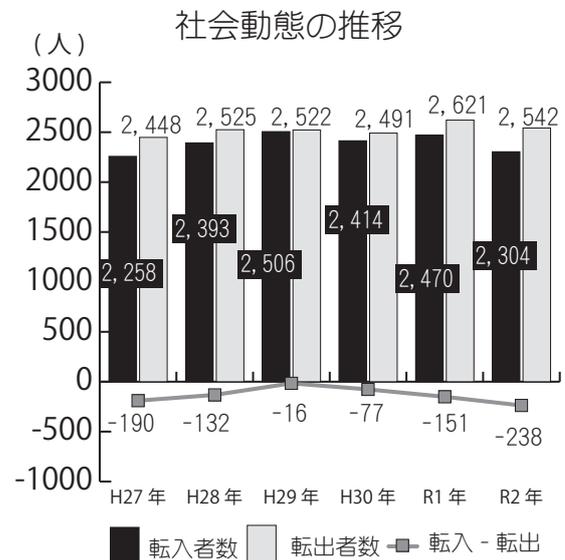
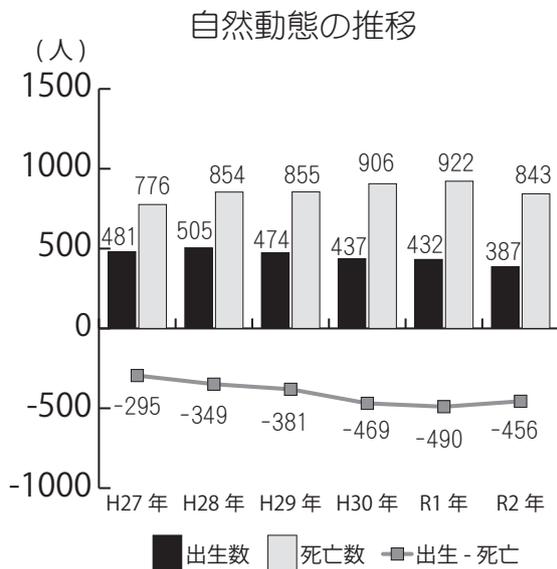
資料：住民基本台帳人口（各年3月31日時点 令和3年までは実績値）

※ここで示した推計人口は、平成28年から令和3年の住民基本台帳人口にもとづいて三木市が独自に推計したものであり、三木市の人口ビジョンや国勢調査人口とは異なります。



(3) 人口動態の推移

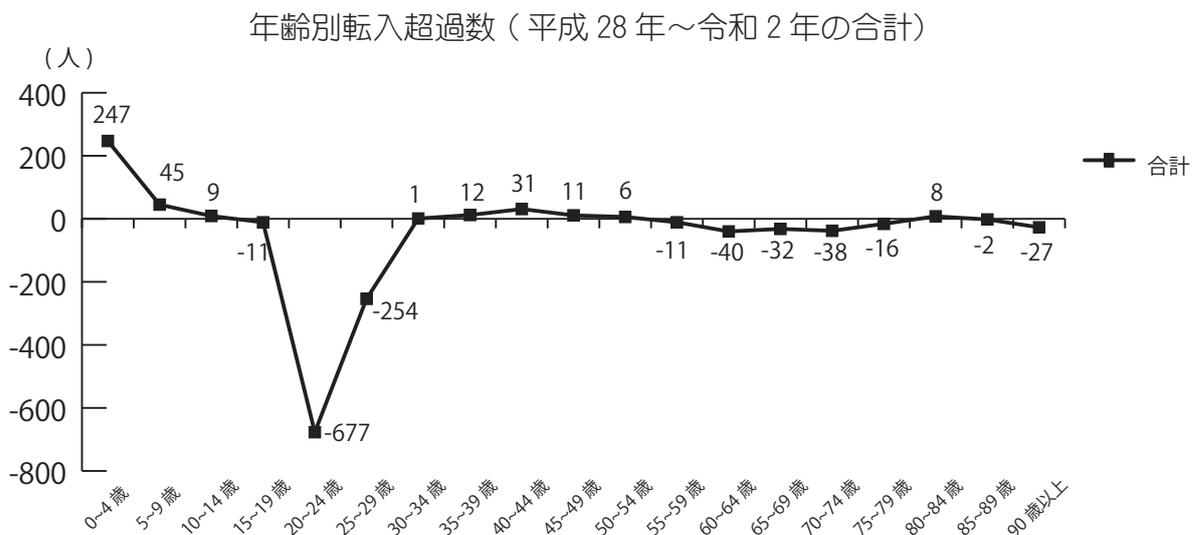
出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向となっており、自然動態（出生と死亡）による人口の変化はマイナス幅が増加傾向となっています。転入者数と転出者数は年によって差がありますが、近年では転出者数が多く推移しており、社会動態（転出と転入）もマイナスで推移しています。



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(4) 年齢別純移動数

年齢別の転入超過数をみると、子育て世代の転入による子ども人口の増加の一方、20歳代の若者人口の転出超過が大きくなっています。



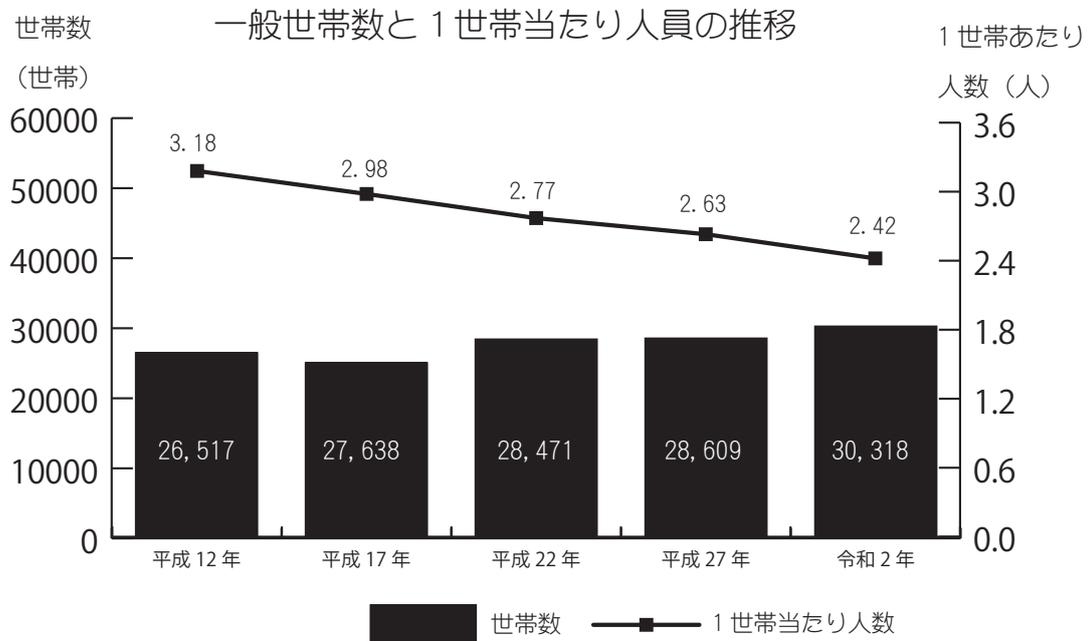
資料：住民基本台帳人口移動報告



(5) 世帯数の推移と世帯類型別構成比

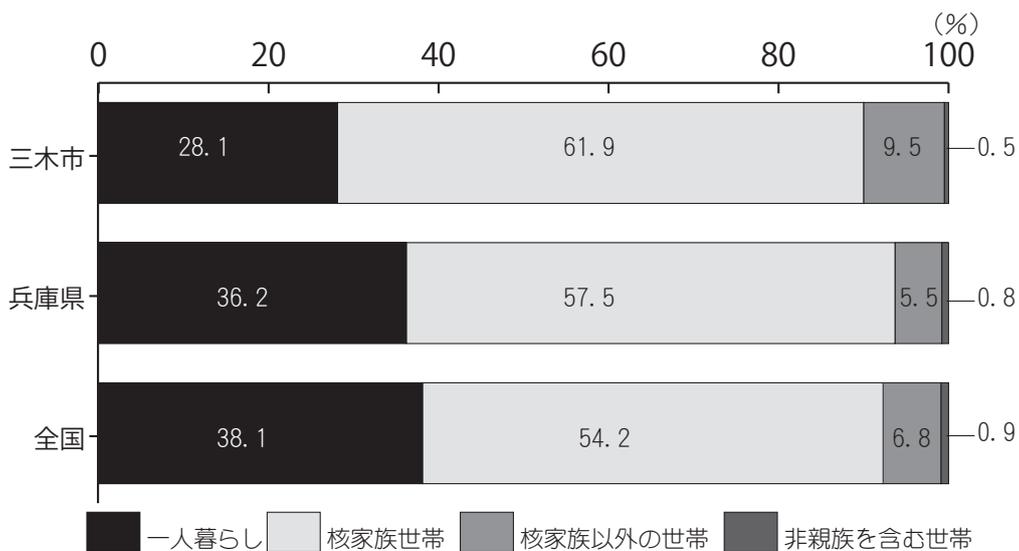
世帯数は年々増加し、平成12年から6,230世帯増加しています。一方、1世帯あたり人員数は年々減少し、平成12年から0.7人減少しています。

令和2年の世帯類型別構成比の割合をみると、一人暮らし世帯の割合は28.1%で、全国・県と比べ低くなっている一方、核家族世帯の割合は61.9%と、全国・県を上回っています。



※平成17年以前は旧吉川町を含みます。

世帯類型別構成比の比較 (令和2年)



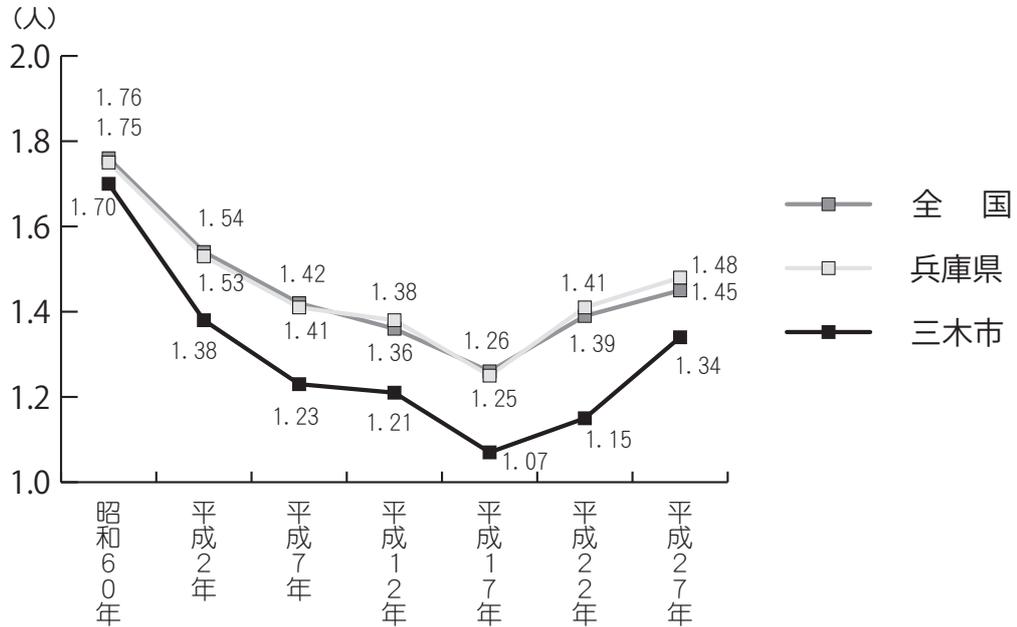
資料：国勢調査



2) 子どもの状況

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、一人の女性が一生の間に生む子どもの数のことで三木市は全国、兵庫県より低い値となっています。



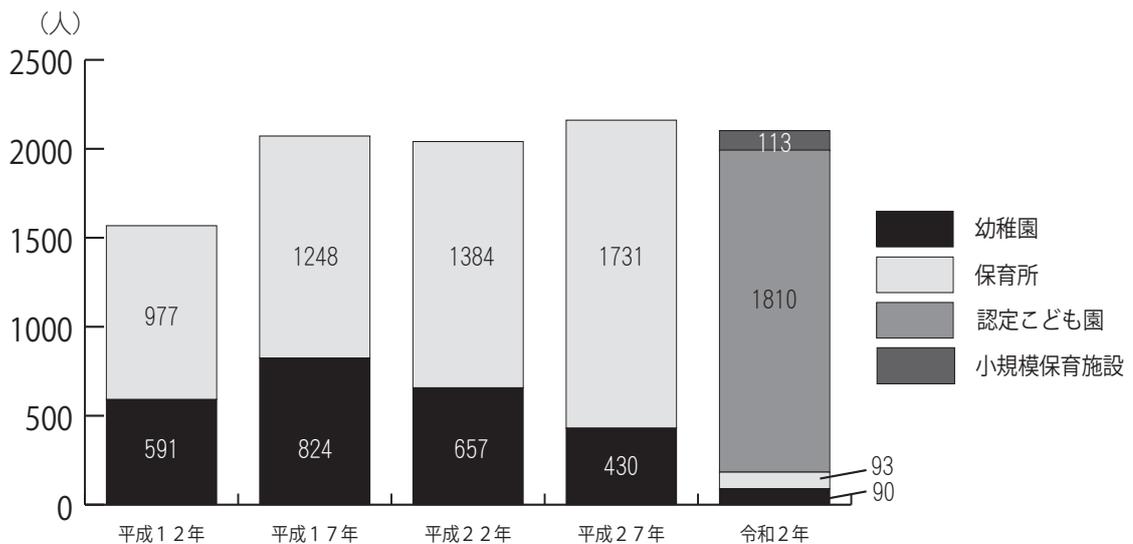
※資料：県の保健統計年報

7

(2) 保育園児数・幼稚園児数等の現状

平成26年度より、三木市では、幼保一体化計画によって学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する認定こども園の創設が進み、保育所及び幼稚園のほとんどが統合・廃園となりました。

そのため、令和2年度には、認定こども園に通う子ども達が大半となっています。



※平成17年以前は旧吉川町を含みません。

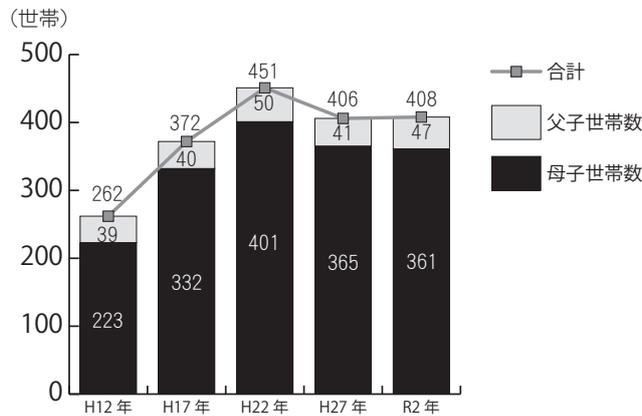
※資料：県の保健統計年報



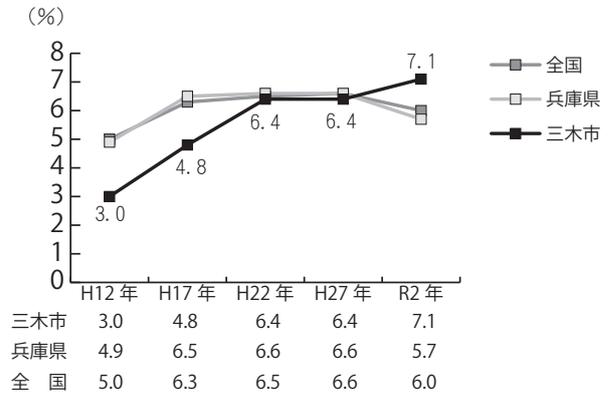
(3) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の推移をみると、平成12年から17年にかけては増加していましたが、平成27年に減少し、令和2年は横這いになっています。しかし、全国、兵庫県と比較すると、ひとり親世帯の割合が高い水準となっています。

18歳未満の子のいるひとり親世帯数



ひとり親世帯の割合（18歳未満の子のいる世帯）



※平成17年以前は旧吉川町を含みます。

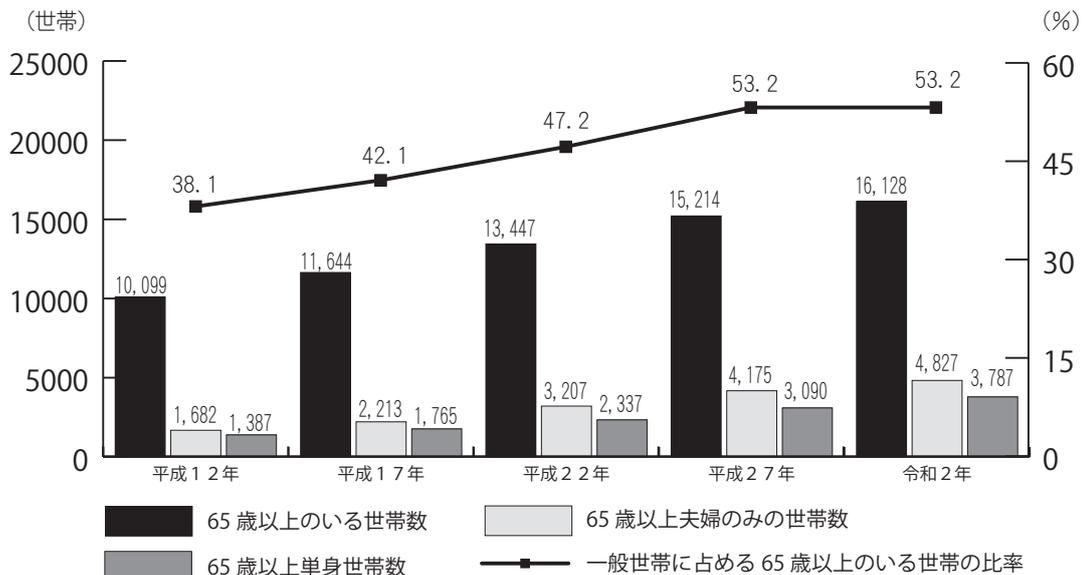
※資料：国勢調査

3) 高齢者の状況

(1) 高齢者世帯の推移

高齢者世帯の推移をみると、一人暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯ともに増加を続けています。平成27年と令和2年を比較すると、一人暮らし高齢者数、高齢者夫婦のみの世帯数とも約1.2倍となっています。

高齢者世帯数の推移



※平成17年以前は旧吉川町を含みます。

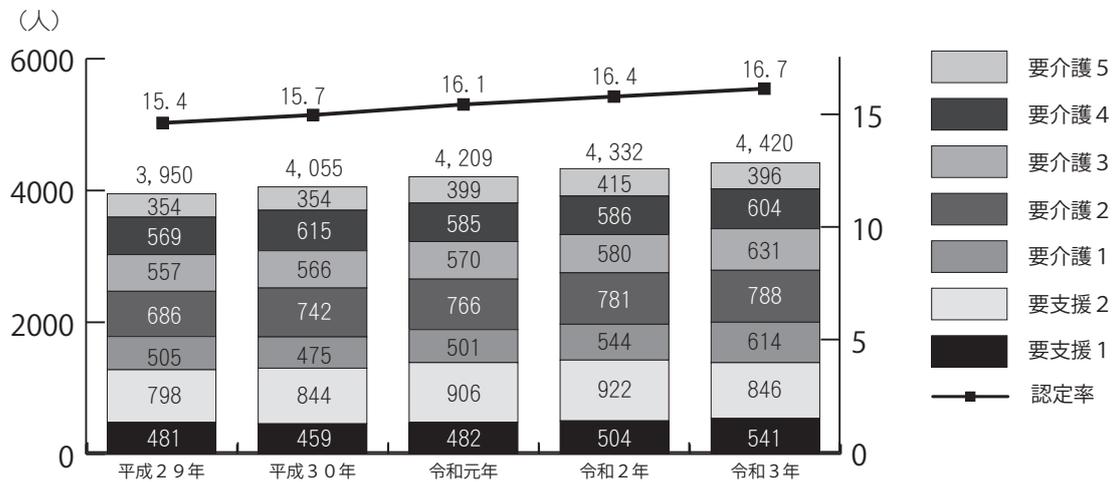
資料：国勢調査



(2) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数の推移をみると、平成23年以降増加傾向にあり、令和3年で4,420人となっています。令和3年度の要支援1、要支援2認定者数は1,387人で、全体の約31%を占めています。また、平成29年に比べて100人以上増加しています。

要介護認定者数（第2被保険者を含む）



資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日時点）

令和3年9月末現在、要介護認定率は全体で17.5%となっています。地区別に見ると、三木地区、別所地区、志染地区、細川地区、口吉川地区、緑が丘地区、吉川地区の7地区が平均を上回っています。平成28年10月末と比較して、三木地区、別所地区、志染地区、自由が丘地区では2ポイント以上、緑が丘地区では4ポイント以上増加しています。

地区別高齢者人口、高齢化率、要介護認定率

(単位:項目が「率」以外は「人」)

	65歳以上	75歳以上	高齢化率 (%)	認定者数	認定率 (%)
三木	6,552	3,486	31.94 (+0.59)	1,231	18.8 (+2.4)
三木南	1,562	805	27.13 (+3.25)	269	17.2 (-0.4)
別所	2,202	1,225	35.07 (+2.87)	410	18.6 (+2.6)
志染	983	538	39.62 (+5.33)	214	21.8 (+2.7)
細川	826	432	44.43 (+5.13)	166	20.1 (+0.7)
口吉川	668	345	41.83 (+4.50)	134	20.1 (+0.4)
緑が丘	3,662	2,257	40.83 (+1.15)	647	17.7 (+4.7)
自由が丘	5,745	2,728	36.33 (+4.00)	797	13.9 (+2.3)
青山	1,586	558	27.92 (+7.60)	203	12.8 (+0.4)
吉川	2,463	1,231	36.06 (+4.99)	511	20.7 (+0.3)
合計	26,249	13,605	34.64 (+3.02)	4,582	17.5 (+2.1)

高齢化率、認定率のカッコ内の数値は、平成28年10月末の値との差を示す

資料：三木市介護保険課 令和3年9月末現在

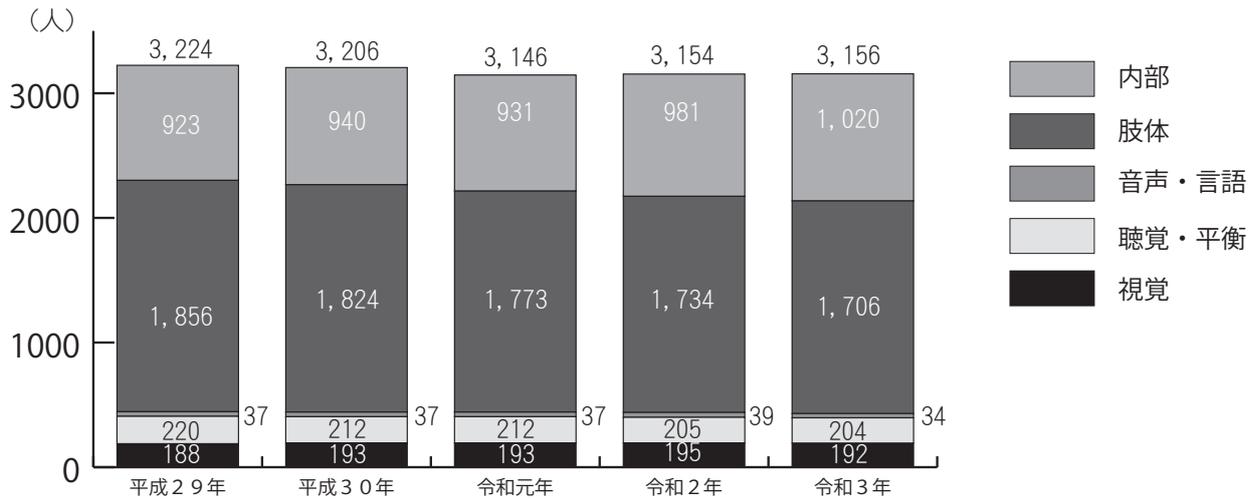


4) 障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成29年から令和元年は微減、令和2年に微増し、令和3年はほぼ横這いとなっています。直近3年間で内部障がい者数がわずかながら増加しており、目に見えにくい障がいのある方が増えている傾向にあります。

身体障害者手帳所持者数の推移

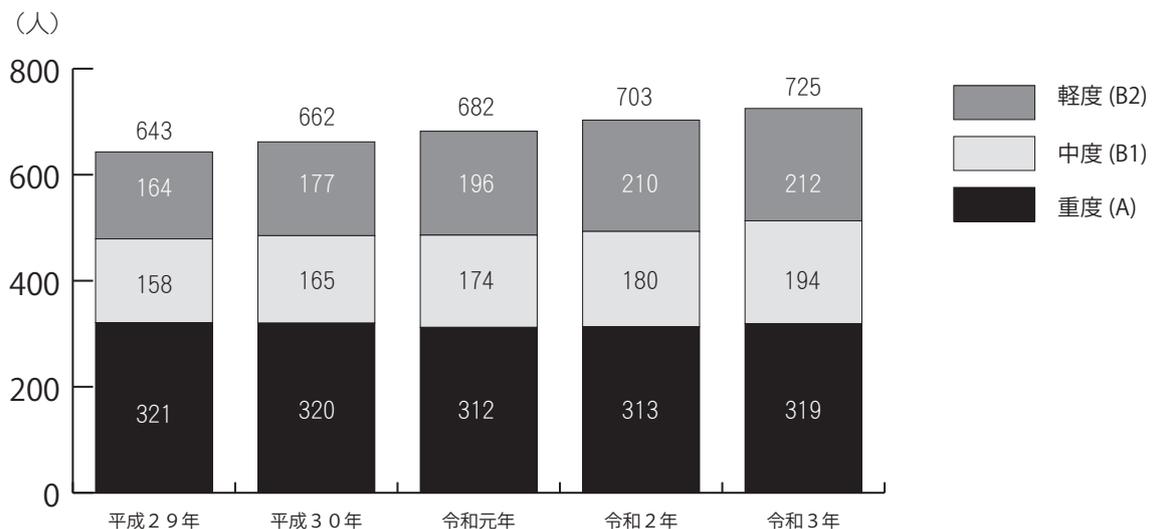


資料：三木市障害福祉課（各年3月31日時点）

(2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、平成22年以降増加傾向にあり、令和3年で725人となっています。平成29年から令和3年の5年間で、中度（B1）の手帳所持者数は約1.23倍となっています。

療育手帳所持者数の推移



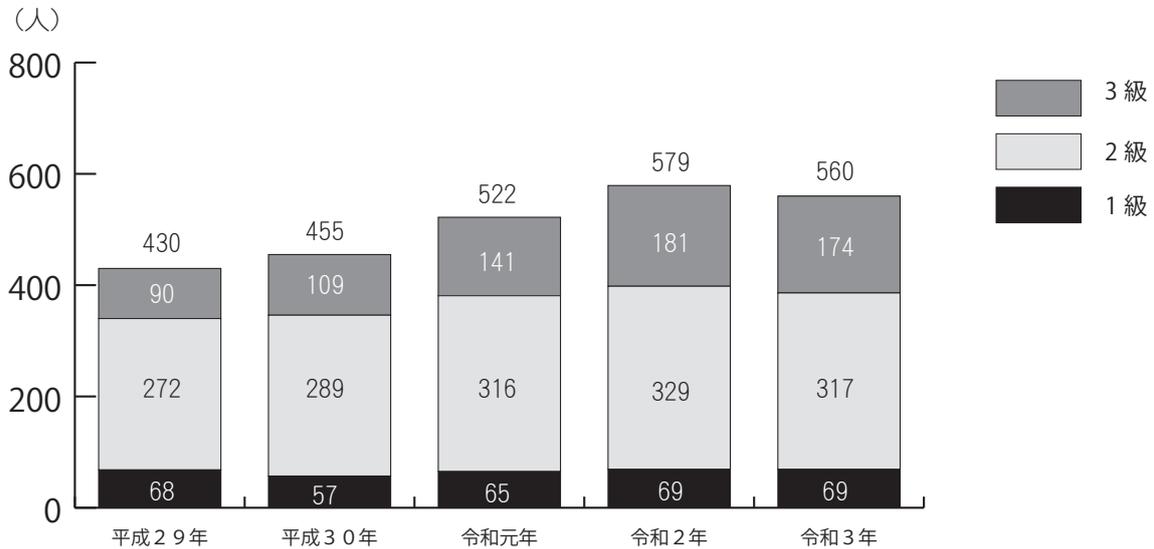
資料：三木市障害福祉課（各年3月31日時点）



(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成22年以降増加傾向にあり、令和2年で579人となっています。平成29年から令和3年の5年間で、3級の手帳所持者数は約2倍となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



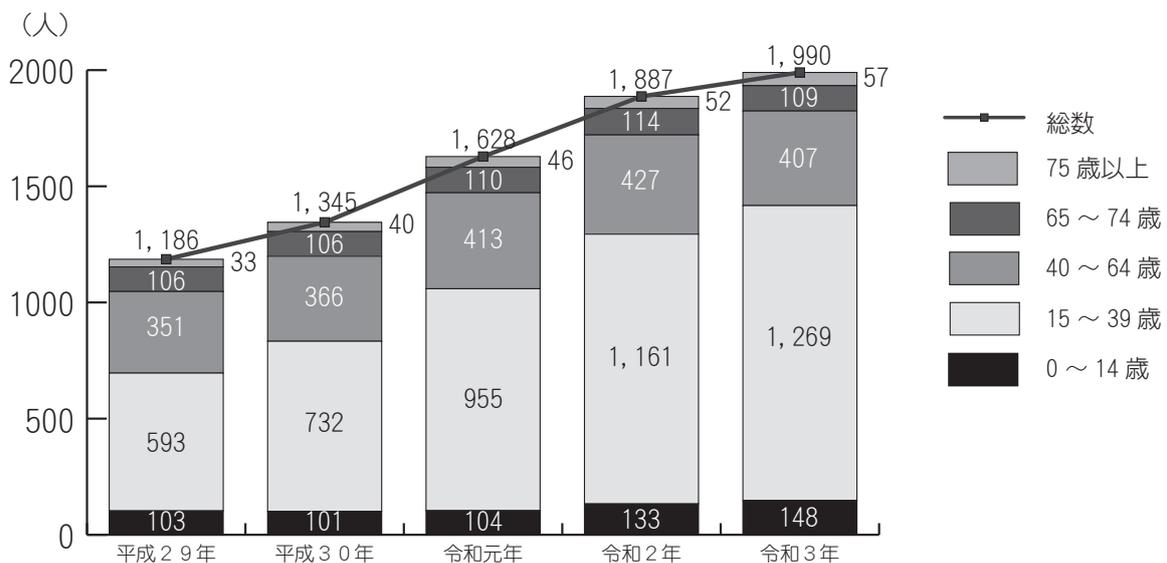
資料：三木市障害福祉課（各年3月31日時点）

5) 外国人住民

(1) 外国人住民の推移

外国人人口は近年大幅に増加しています。15～39歳の比較的若い世代が中心ですが、14歳以下の子どもや65歳以上の高齢者も増加傾向にあります。

外国人住民数の推移



資料：住民基本台帳人口（各年3月31日時点）

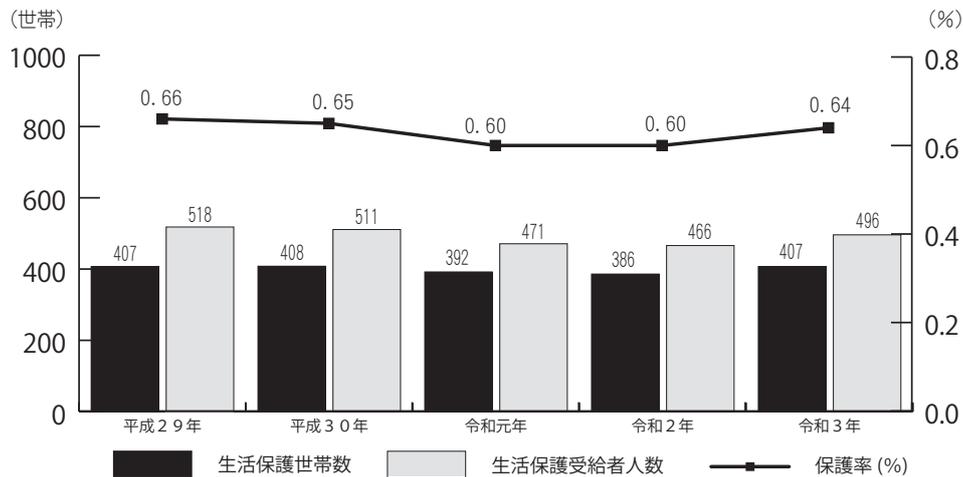


6) 生活保護世帯

(1) 生活保護世帯の推移

生活保護受給世帯は400世帯前後、受給者人数は500人前後で推移しています。人口100人あたりの保護率は0.6%台で、ほぼ横這いとなっています。生活保護を受給している世帯の多くが単身世帯です。

生活保護受給世帯数・人数・保護率の推移



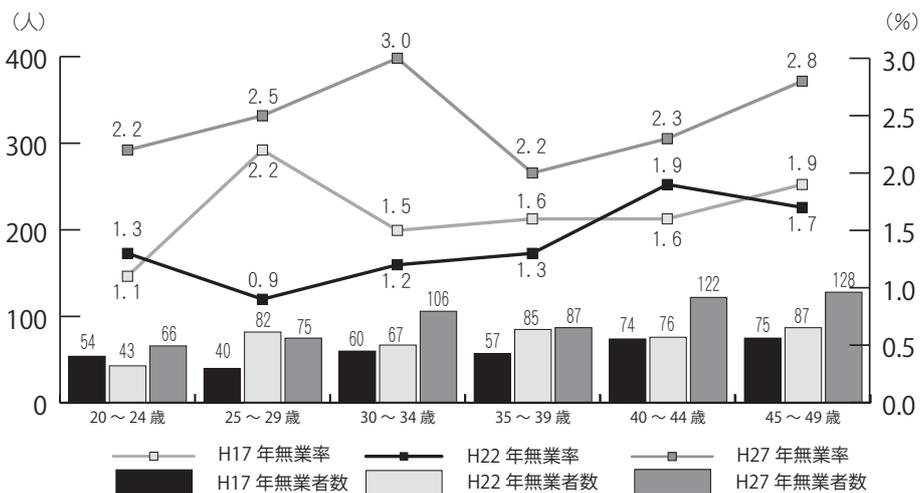
資料：三木市福祉課（各年3月31日時点）

7) 無業者数

(1) 無業者数の推移

非労働力人口（就業も求職もしていない人）のうち、家事も通学もしていない「無業者」は、ひきこもり等の何らかの支援を必要としている状態にあることが懸念されますが、三木市における無業者数は増加傾向となっており、人口に占める割合も上昇しています。

無業者数（非労働力人口のうち家事も通学もしていない者）の推移



資料：国勢調査



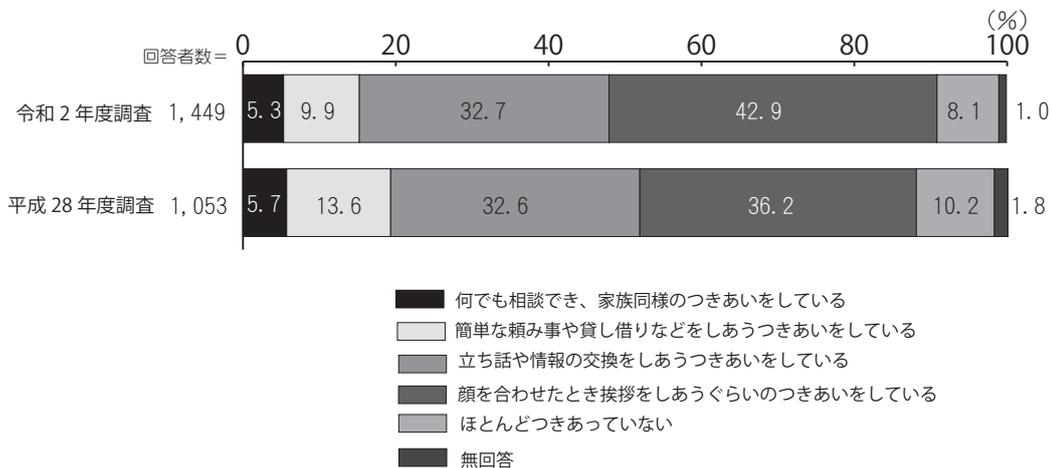
8) 身近な地域との関わりについて

高齢化、核家族化、女性の就労増加、就労期間の延長などの社会情勢の変化とともに、同じ地域に暮らす住民同士、また住民と地域の関係性が変化しています。三木市が行った市民アンケート調査によると、この5年間で、「簡単な頼み事や貸し借りなどをしあうつきあい」が減り、「顔を合わせたとき挨拶をしあうぐらいのつきあい」が増えています。ご近所づきあいでいない理由は「ご近所づきあいをする機会がない」、「ご近所づきあいがほとんどない地域」という回答が増えています。

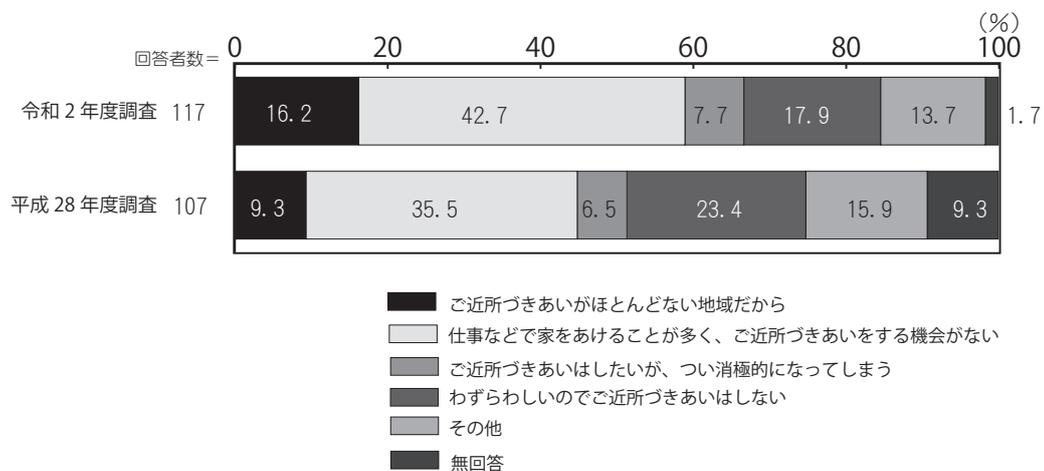
ふだんの生活の中で手助けを求める相手は家族、友人・知人が多く、自治会役員や民生委員・児童委員、福祉専門職を挙げる方は依然として少ない傾向です。

一住民としてそれぞれができることには「地域行事への参加」、「見守り・声かけ」、「災害時の手助け」等があり、してほしい手助けには「災害時の手助け」、「見守り・声かけ」等があります。地域の中でどのような方が何を求め、一方ではできることを共有すれば、困りごとを通じて住民同士や地域との関わりが豊かになる可能性があります。

《ご近所づきあいの程度》



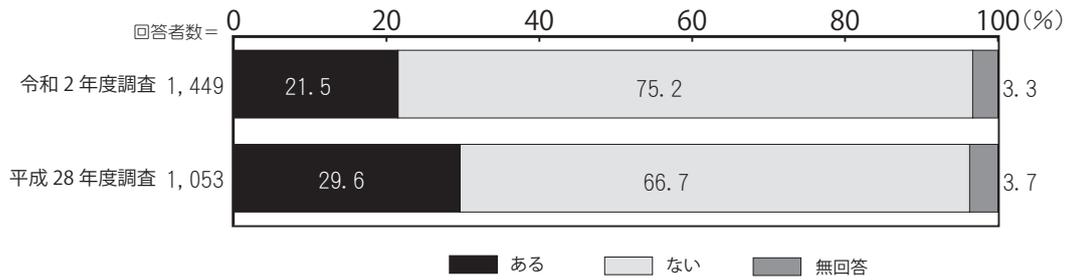
《ご近所づきあいをしない理由》



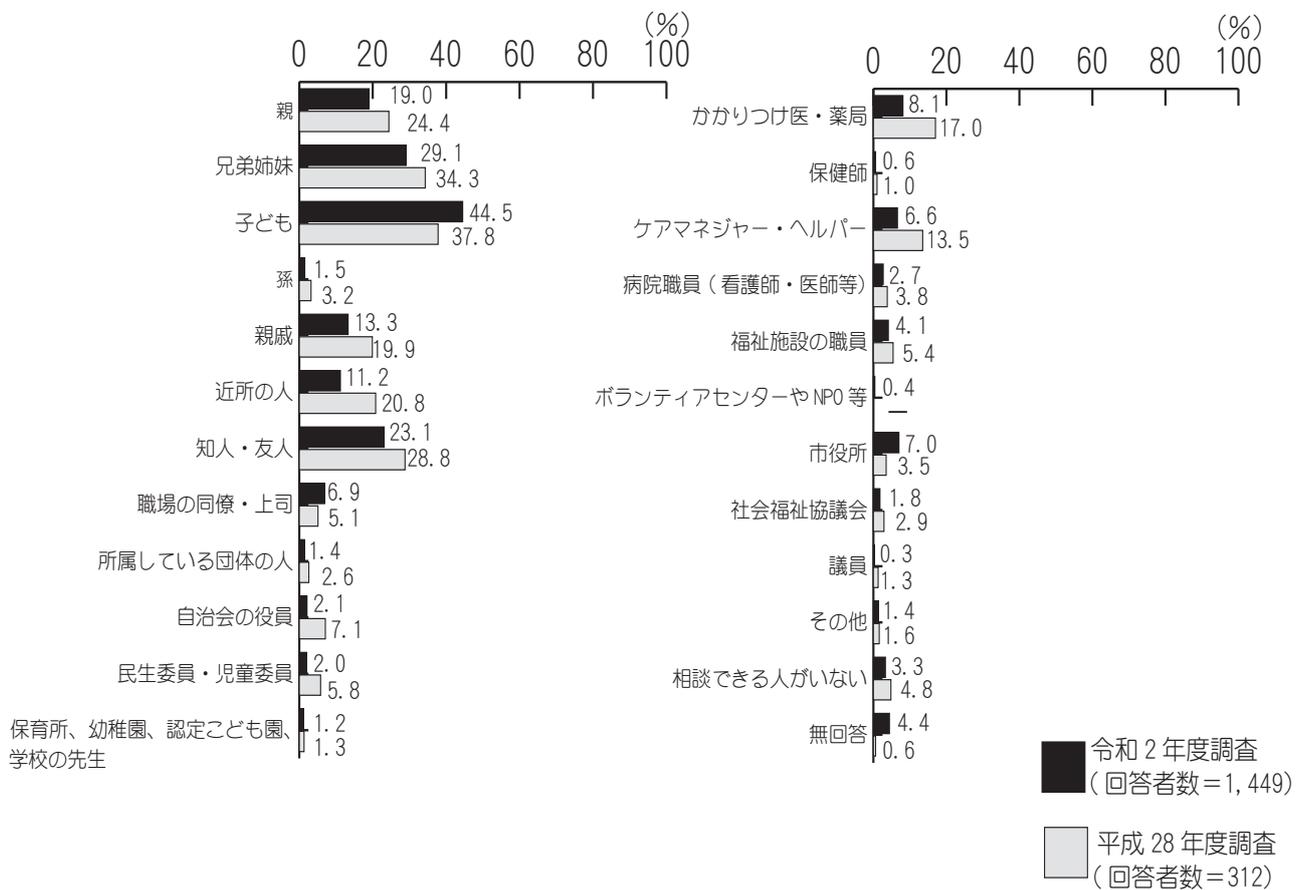
資料：(令和3年 三木市地域福祉計画策定に向けた市民アンケート調査結果報告書より)



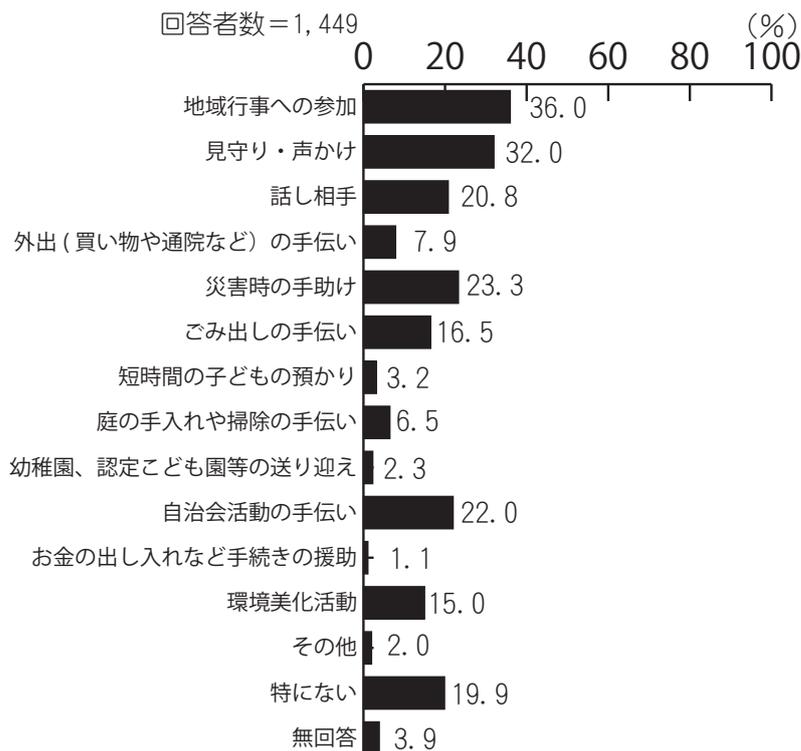
《ふだんの生活における同居の家族以外の手助けの必要性》



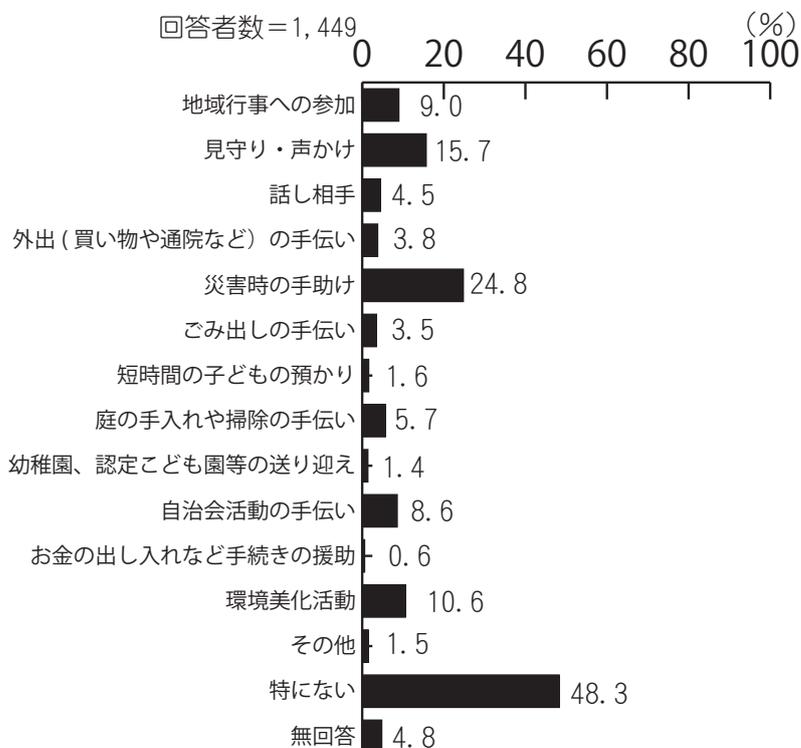
《ふだんの生活における同居の家族以外の相談先》※複数回答



《住民として地域でできる手助け》※複数回答



《住民として地域でしてほしい手助け》※複数回答



資料：（令和3年 三木市地域福祉計画策定に向けた市民アンケート調査結果報告書より）

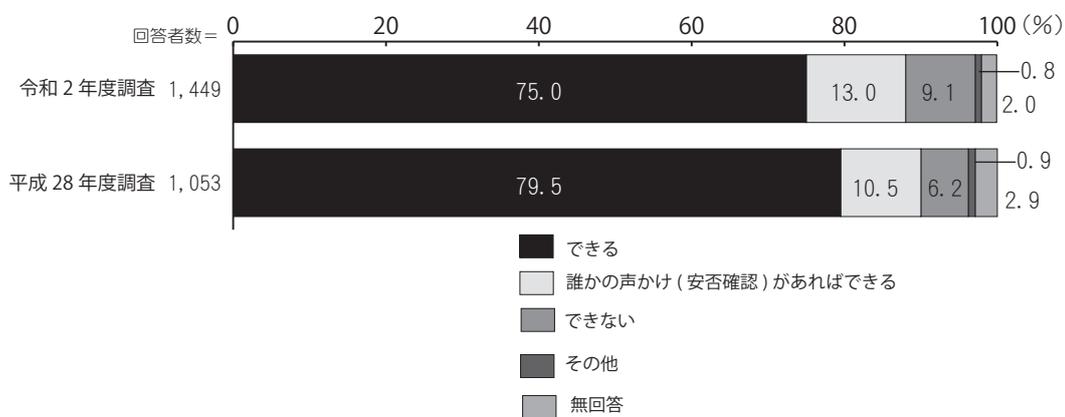


9) 災害時等の対応について

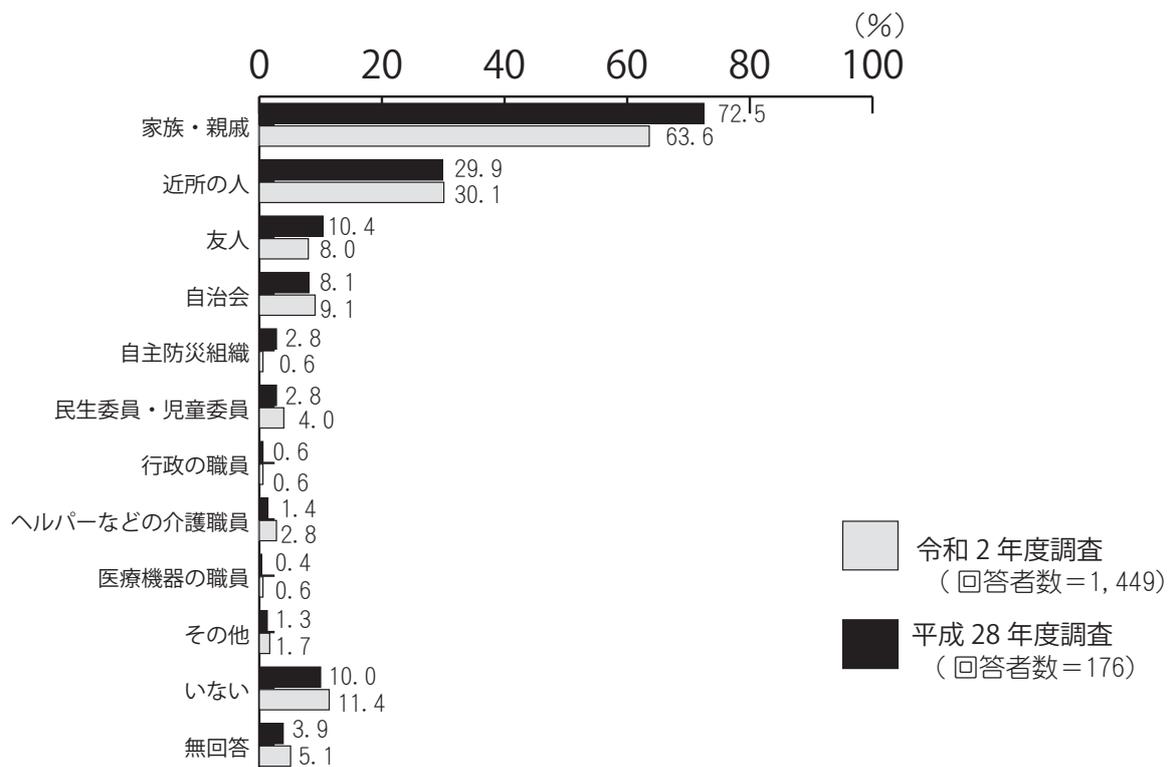
風水害や地震等が起こった時、自分一人で避難が難しいと回答した方は15%あります。手助けしてくれる相手として「家族・親戚」や「近所の人」がいますが、地域の自主防災組織や、ふだんから要援護者の情報把握に努めている民生委員・児童委員を挙げる方は少数です。

災害時に支援が必要な方の情報を集約し、共有するためのツールとして『くらしあんしんシート』があり、主に要介護や認知症高齢者、妊娠中、日本語に不慣れな方などの希望により作成・登録されます。しかし、くらしあんしんシートを知っている方はわずかに13%程度であり、登録数も地区でばらつきがあります。いざという時の地域の支え合いを実現するため、住民の意識や関心を高め、仕組みを検討する必要があります。

《災害などが起こった際の自力避難の可否》



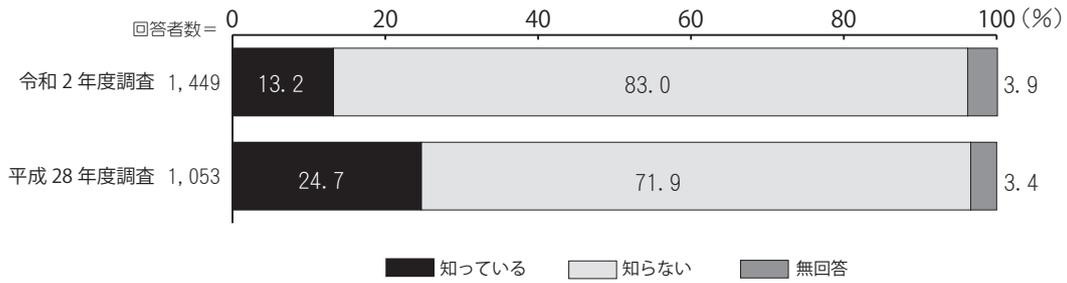
《自力避難できない場合に手助けしてくれる人》※複数回答



資料：(令和3年 三木市地域福祉計画策定に向けた市民アンケート調査結果報告書より)



《「暮らしあんしんシート」を知っているか》

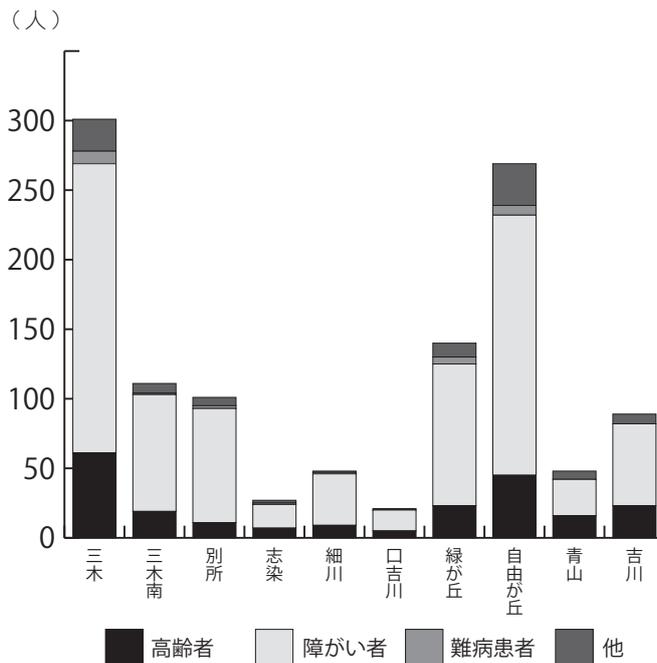


資料：(令和3年 三木市地域福祉計画策定に向けた市民アンケート調査結果報告書より)

《「暮らしあんしんシート」による要支援者の把握人数》

	人口 (人)	高齢者 (人)	障がい者 (人)	難病患者 (人)	その他 (人)	合計 (人)
三木	20,478	61	208	9	23	301
三木南	5,745	19	84	1	7	111
別所	6,270	11	82	2	6	101
志染	2,434	7	17	1	2	27
細川	1,850	9	37	1	1	48
口吉川	1,589	5	15	0	1	21
緑が丘	8,958	23	102	5	10	140
自由が丘	15,775	45	187	7	30	269
青山	5,689	16	26	0	6	48
吉川	6,785	23	59	0	7	89
合計	75,573	219	817	26	93	1,155

※「その他」には、「病気療養中」、「妊婦」、「乳幼児・児童」、「外国人」、「他」が含まれます。



資料：(三木市社会福祉協議会 令和2年度事業報告書より)



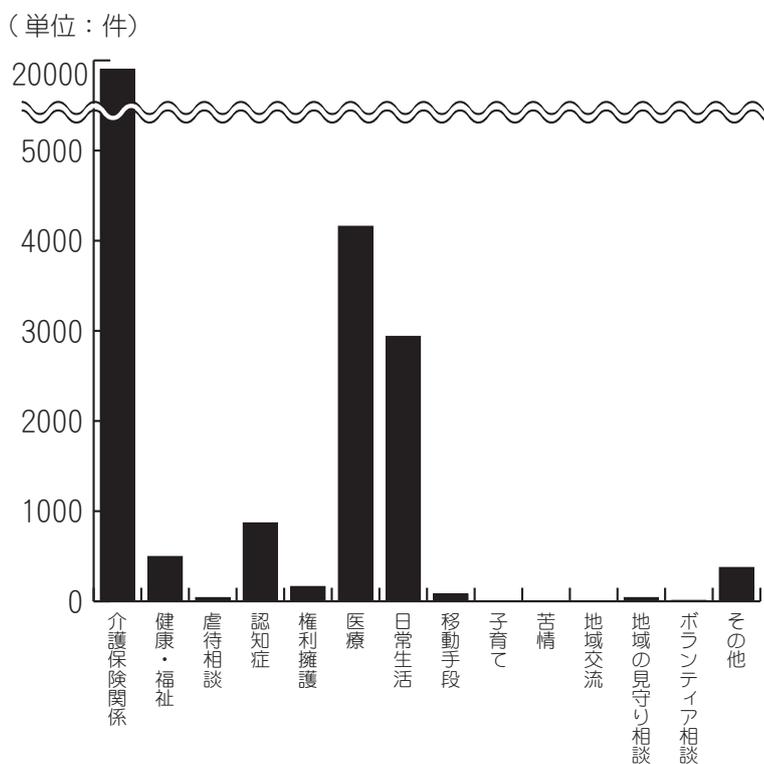
10) 市民からの相談状況

地域の相談窓口である市内8か所のあんしんサポートセンターへ寄せられた相談は、令和2年度の1年間に2万8千件あまりで、介護保険関係の相談ごとが多数を占めました。この5年間で特に認知症相談や権利擁護相談は件数を伸ばしています。

自らの権利を表明することが難しい寝たきりや認知症高齢者、障がいのある方のニーズを支援し、権利を守る仕組みとして「成年後見制度」がありますが、まだまだ広く周知されているとは言えない現状があります。様々な判断や決定を自分自身ですることができなくなった場合、家族・親族に代理を任せたいという方が7割を占めますが、家族形態や社会情勢の変化により、家族・親族だけでは引き受けることが難しい現状もあります。ふだんの困りごとだけでなく将来を安心して暮らすために、福祉専門職や福祉事業所と相談しあいながら課題解決に向かっていくことが求められています。

《あんしんサポートセンター令和2年度相談実績》

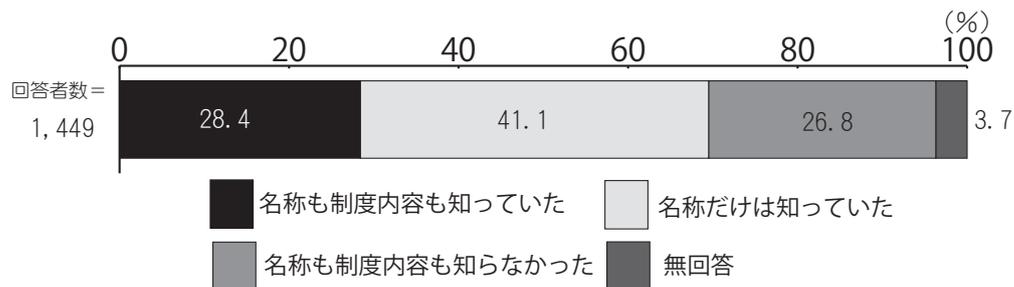
相談項目	延件数	相談項目	延件数
介護保険関係	19,028	子育て相談	1
健康・福祉相談	497	苦情相談	3
虐待相談	41	地域交流相談	1
認知症相談	870	地域の見守り相談	41
権利擁護相談	164	ボランティア相談	10
医療相談	4,160	その他	375
日常生活相談	2,939		
移動手段相談	80	合計	28,210



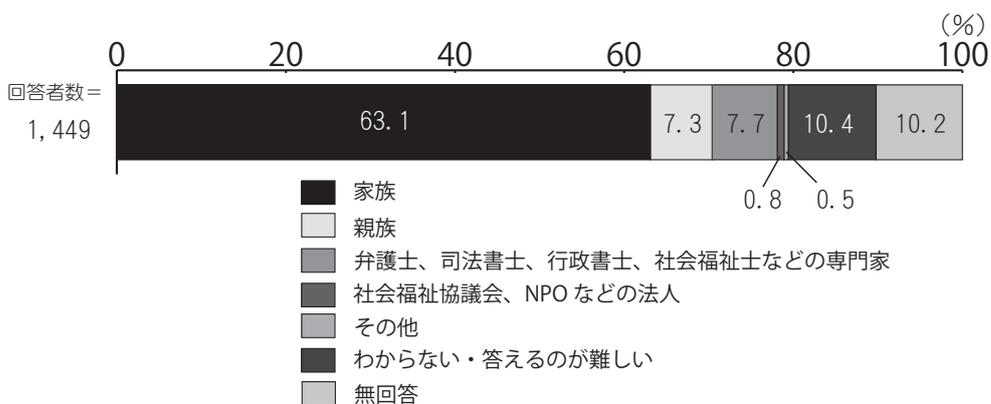
資料：(三木市社会福祉協議会 令和3年12月末日集計)



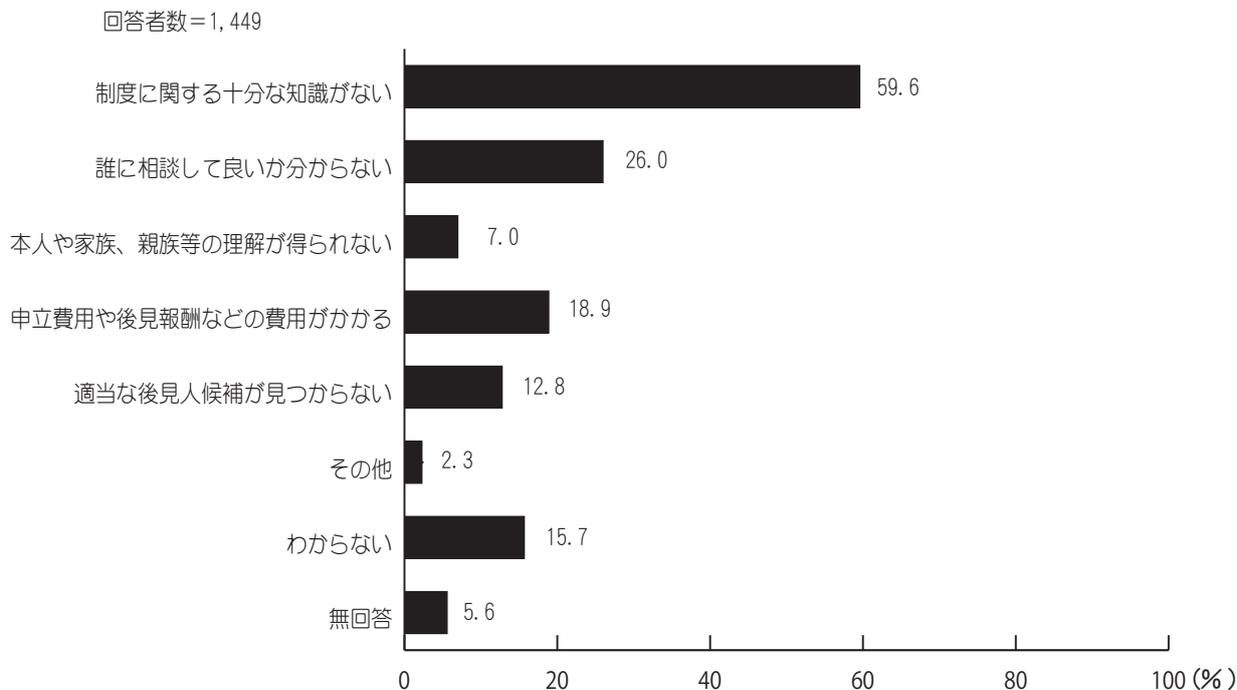
《成年後見制度について知っているか》



《自分自身で判断ができなくなった際、成年後見人にを任せたい人》



《成年後見制度の利用促進に向けての課題》 ※複数回答



資料：(令和3年 三木市地域福祉計画策定に向けた市民アンケート調査結果報告書より)



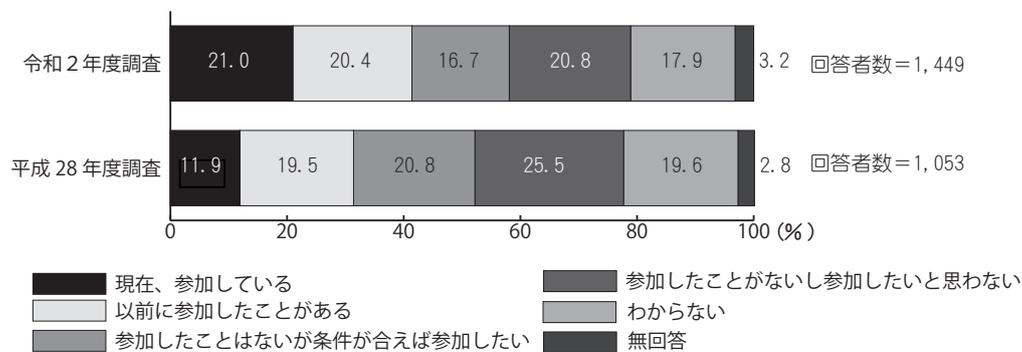
1 1) ボランティア・市民活動の現状

この数年間で、ボランティア・市民活動に「現在、参加している」人が増加しており、その内容は自治会を基軸としたものから「清掃等のボランティア」、「サロン・カフェ活動」、「地域づくり・まちづくりに関する活動」まで多様です。

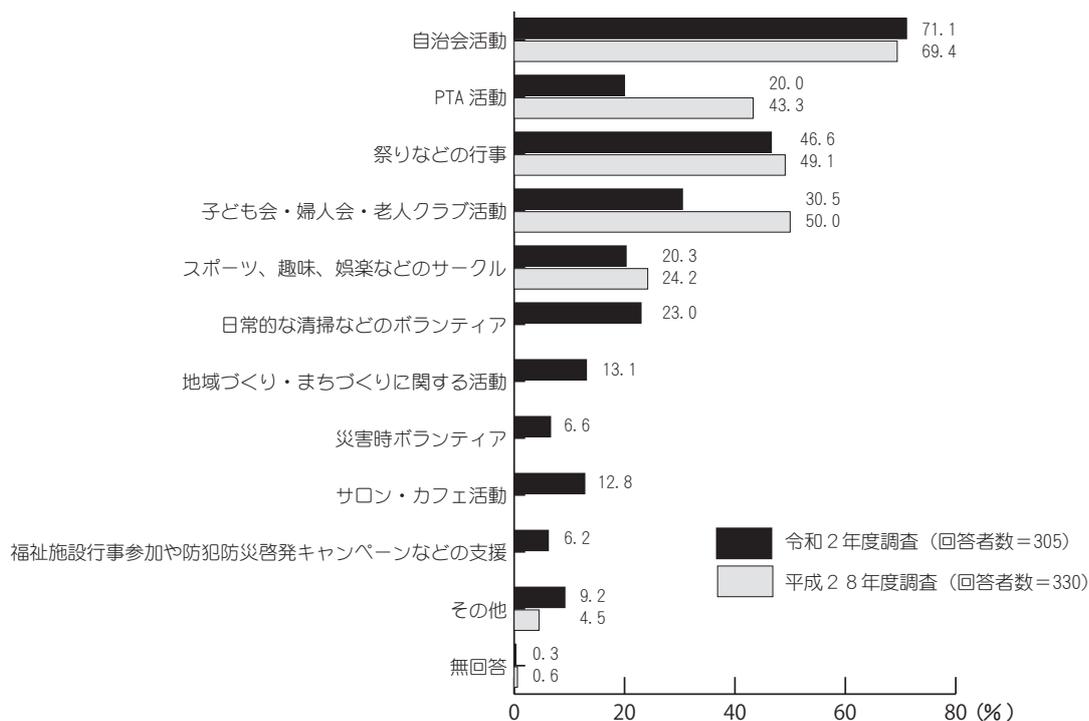
NPO法の成立以来、ボランティア・市民活動が多様な分野となり、テーマ型の活動団体が増加しましたが、三木市社会福祉協議会（ボランティア活動プラザみき）が把握するボランティア・市民活動団体・活動者数の推移をみると、平成29年以降徐々に減少しています。活動者を男女別で見ると女性が58%、男性が42%と年々男性の活動者が増加しています。

しかし、活動に参加する上では「仕事を持っているので時間がない」、「健康や体力に自信がない」といった個人の事情以外に、「地域活動に関する情報がない」、「興味のもてる活動が見つからない」というものがあります。何かきっかけがあることで、活動に参加する人が増えたり、地域の更なる活性化につながると考えられます。

《地域活動・ボランティア活動への参加の程度》



《参加している地域活動・ボランティア活動の種類》※複数回答



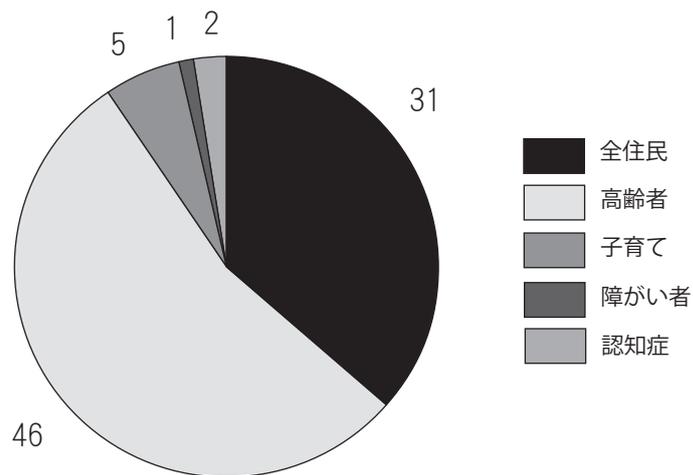
資料：(令和3年 三木市地域福祉計画策定に向けた市民アンケート調査結果報告書より)



《ふれあいサロン開設状況》

	全住民	高齢者	子育て	障がい者	認知症	合計	参加者対象エリア
三木	6	9				15	自治会単位
三木南	3	3				6	自治会単位
別所	2					2	自治会単位
志染	1					1	地区内全域
細川	3		1			4	自治会単位・地区内全域
口吉川		1				1	地区内全域
緑が丘	4	6				10	自治会単位
自由が丘	9	6	2			17	自治会単位
青山	3	2				5	自治会単位
吉川		13	2			15	自治会単位
広域		6		1	2	9	
合計	31	46	5	1	2	85	

対象者別 総サロン開設数



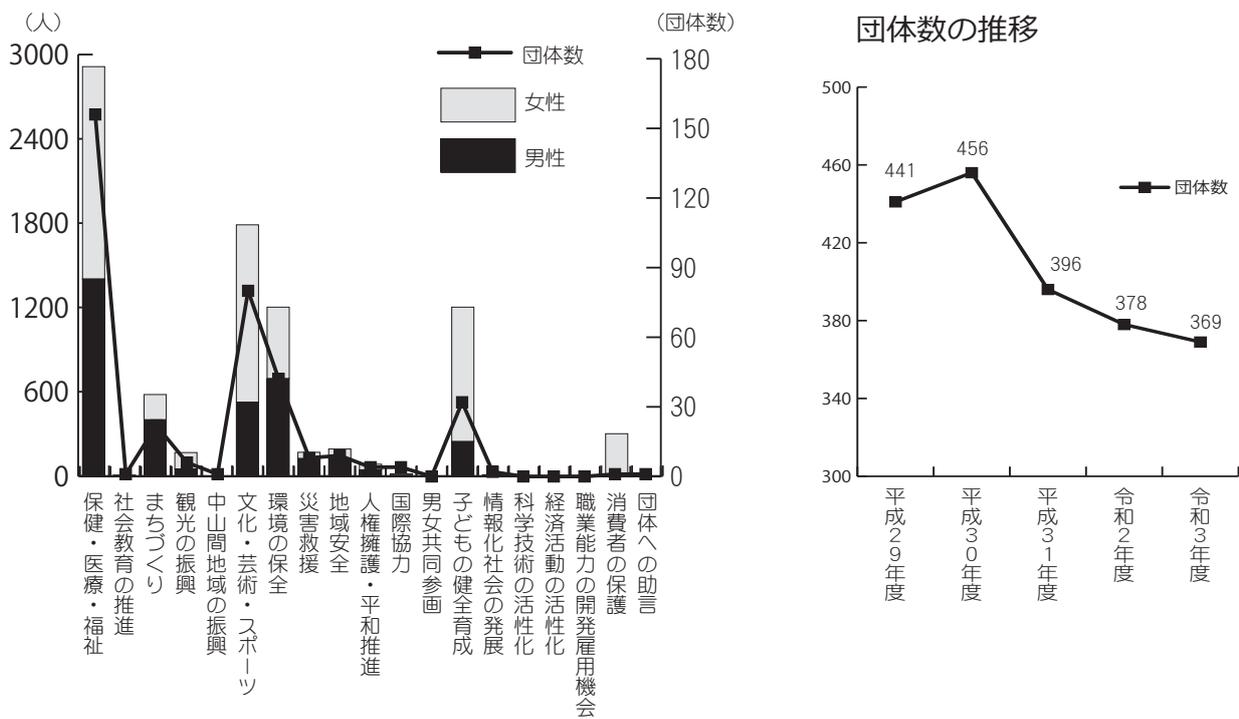
資料：(三木市社会福祉協議会 令和3年12月末日集計)



《ボランティア・市民活動実践団体の現状》

(令和3年12月集計)

	団体数 (単位：数)	活動者数 (単位：人)		
		男性	女性	計
保健・医療・福祉	156	1,402	1,512	2,914
社会教育の推進	1	0	7	7
まちづくり	22	400	180	580
観光の振興	6	50	117	167
中山間地域の振興	1	0	0	0
文化・芸術・スポーツ	80	525	1,263	1,788
環境の保全	42	693	509	1,202
災害救援	8	124	45	169
地域安全	9	127	65	192
人権擁護・平和推進	4	44	40	84
国際協力	4	6	10	16
男女共同参画	0	0	0	0
子どもの健全育成	32	245	957	1,202
情報化社会の発展	2	6	3	9
科学技術の活性化	0	0	0	0
経済活動の活性化	0	0	0	0
職業能力の開発雇用機会	0	0	0	0
消費者の保護	1	1	300	301
団体への助言	1	0	0	0
合計	369	3,623	5,008	8,631
男女比率		42%	58%	



資料：(三木市社会福祉協議会 令和3年12月末日集計)



《暮らしを支える生活支援活動者の現状》

(単位：人)

	民生委員・児童委員 (定数)	民生・児童協力委員 (定数)	子育てファミサポ (協力会員)	高齢者ボランティア ポイント登録者	認知症サポーター	高齢者ファミサポ (協力会員)	ふれあいバス、福祉有償運 送活動者	災害時要援護者支援者 (くらしあんしんシート登録者の)	登録者	社協委嘱 地区福祉委員	ふれあいサロン活動者	計
三木	47	75	35	17	67	7	6	831	6	-	140	1,231
三木南	11	17	8	6	46	3	0	202	0	-	87	380
別所	16	25	14	5	21	2	9	146	1	-	34	273
志染	11	14	3	3	19	0	1	37	6	-	8	102
細川	10	20	4	2	4	0	24	116	2	-	41	223
口吉川	10	16	4	0	5	1	16	74	1	-	8	135
緑が丘	14	30	17	32	94	5	11	293	2	-	125	623
自由が丘	24	46	31	28	106	14	46	574	2	-	180	1,051
青山	7	8	13	6	23	3	1	115	2	-	40	216
吉川	23	36	22	7	33	6	8	283	3	94	102	617
合計	173	287	151	106	418	41	122	2,671	25	94	765	4,851

資料：(三木市社会福祉協議会 令和3年12月末日集計)

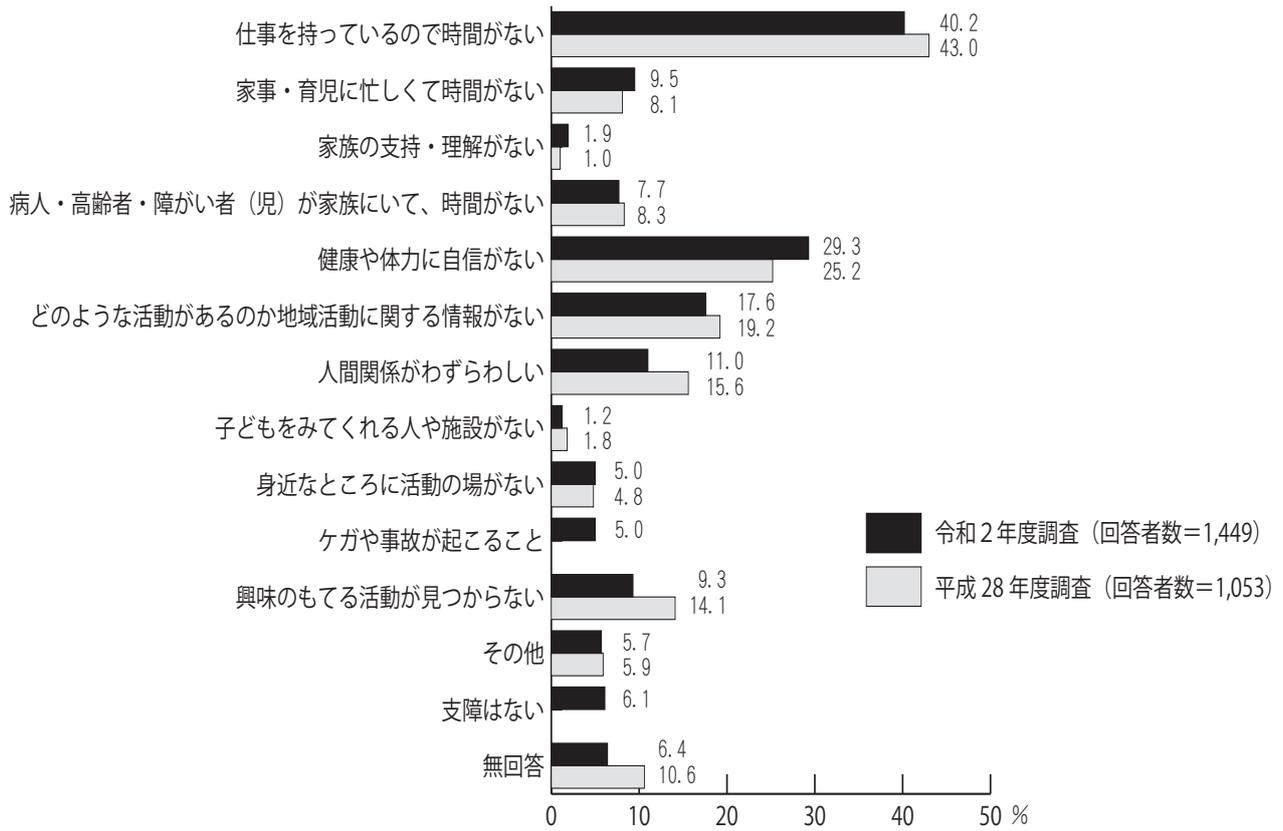
上記の表は、本会が把握する情報において、地域の中で災害時をはじめ日常の見守り合いや支え合いを展開する活動者の集計です。上記の表の活動者のほかにも地区内、自治会内で活動を担っている人、担える人については、地域の中で話し合ってみてください。

《グラフにあげている人材の説明》

- 子育てファミサポ(協力会員) ……子育てを会員制の互助方式で支援していく仕組みに協力者として登録している方。
- 高齢者ボランティアポイント登録者…高齢者の介護予防を目的に、高齢者のボランティア活動を促進する仕組みに登録している方。
- 認知症サポーター……………認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする方。
- 高齢者ファミサポ(協力会員) ……高齢者の在宅生活を会員制の互助方式で支援していく仕組みに協力者として登録している方。
- 災害時要援護者支援者……………くらしあんしんシートの「災害時支援」欄に記載されている支援者。
- ふれあいサロン活動者……………高齢者、子育ての保護者等を対象とした地域の居場所(ふれあいサロン)を運営するボランティア。



《地域活動・ボランティア活動に参加する上で支障になること》 ※複数回答



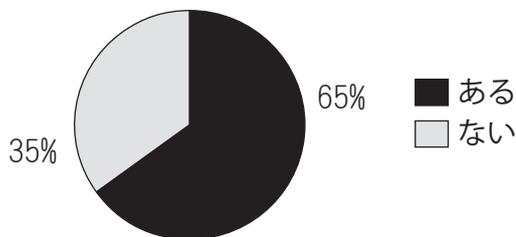
資料：(令和3年 三木市地域福祉計画策定に向けた市民アンケート調査結果報告書より)



1 2) 地域と福祉専門職の関わり

三木市には、高齢者、障がい者、子ども等、様々な法律や制度のもとで展開される福祉サービスを提供する事業所が140か所余りあります。そこで支援に携わる福祉専門職は、サービス利用者の暮らしを意識し、地域と関わりを持つことを心がけています。三木市社会福祉協議会が三木市内の福祉事業所を対象に行ったアンケート調査によると、地域との関わりの内容は、利用者の日常生活の困りごとの支援をともに分担したり、お互いが何者かを理解しあえる関係性づくり、地域の課題に取り組む仕組みの検討など、様々ありました。一方では、利用者や住民の個人情報の取り扱いや守秘義務の考え方、地域住民と福祉専門職の役割や守備範囲の違いが課題となり、効果的に関わり合うことができない状況も見えてきました。

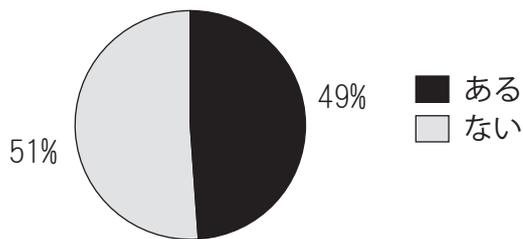
《地域と福祉専門職の関わりの有無と例》



	地域と福祉専門職の関わりの例
利用者の生活圏での関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・お弁当配達の際近隣の方との関わりを持つ事ができています。 ・独居の方のデイの送り出しや迎え入れ、体調の聞き取りで関わっている。 ・利用者の薬の預かりや内服の声かけをお願いしています。 ・事業所での昼食に来ていただき、利用者とのコミュニケーションをとっていた。 ・独居の方の新聞確認を隣の方をお願い、見守り訪問の依頼。 ・悪天候で訪問できない時に、様子を見に行ってもらえるようお願いした。
地域の支援者との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員さんにケースカンファレンスに参加いただいた。 ・民生委員や近所の方に、利用者に関われば事業所に連絡をお願いした。 ・近所トラブルを相談してもらえようコミュニケーションを図る。 ・利用者以外でもお子さんや家族が気になった場合、地域の支援団体と連携している。
事業所が地域に溶け込むための関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の活動紹介や介護教室等を定期的に開催している。 ・公園や共用部分の清掃・草刈・花植えを行っている。 ・地域の自治会へ車両を貸し出し、ゴミ出しに行けない世帯の回収に協力。 ・ボランティアの受け入れや支援。 ・民生児童委員協議会に参加。
イベントを通じた交流	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事に参加する。 ・事業所の行事に参加していただく。



《地域と福祉専門職の関わりにより課題解決できるケースの有無と事例》



	地域と福祉専門職の関わりにより解決できるケースの例
利用者の日常生活に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの分別や収集日間違い、ゴミ収集所まで行けない・運べない、草刈など。 ・車の運転ができない場合の医療機関の受診や買い物のサポートなど。 ・困りごとの支援に使える介護サービスがない場合。 ・家族と同居しているために介護サービスが使えず困っている利用者さんが多い。
利用者の特性を理解した上での見守りや関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・徘徊の可能性のある方の見守りの強化／安否確認／事故の早期発見等。 ・金銭への興味の強い子どもの特性を理解した見守り。 ・デイの利用日がわからず、外で待っている人がいる。一人暮らしのため教えてあげる人がいない。
関係づくりや交流に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・話し相手になってくれる／孤立を防ぐ。 ・もともと地域との関係が希薄なため、困っても頼ることができない。
災害時・緊急時に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等の緊急時や急な体調不良時等への支援。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・当番だからと出来ない仕事を相談できず困っている利用者がある。

《福祉専門職が地域との関わりを持ちにくい要因》

	福祉専門職が地域との関わりを持ちにくい要因
利用者の情報の共有に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取り扱いが難しい。 ・認知症であることをオープンにしたい家族の意向を尊重すると地域へ相談しにくい。
相談先やつながり方に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でのつながりがないので、どのように関わりを持てばいいかわからない。 ・きっかけがなく、相談先もわからない。 ・コロナ禍の影響で、積極的に関わりを持つことができない。 ・地域住民に負担を与えかねないと考えている。



4 グループワーク「活動から見る私の地域福祉」

第2回策定委員会（9月28日）、「活動から見える私の地域福祉」をテーマにグループワークを行い、「気になること」「こんなことできないか、こんな地域にしたい」について、策定委員と社協職員で意見を出し合いました。

■グループワークのまとめ（一部抜粋）

気になること、気になる人（現状・課題）	★策定する上でのキーワード
<ul style="list-style-type: none"> ●役割を担うことに億劫な人が多い。 ●地域リーダーの考えに地域のありようが影響されている。 ●特に田舎では女性役員が少ない。 ●担い手いつも同じ人ばかり。 ●共働き、雇用延長に伴い地域への参加がますます難しい。一方で時間を持て余している人もいる、どう発掘し参加を促すか。 ●地域や活動に関心がある人、ない人の温度差が激しい。 ●自分たちはこうしたいという住民の意思をとらえることが難しくなっている。 ●自治会加入率は高い方だが…これからどうなるのか。 ●人手不足と高齢化は全国共通の課題。 ●収入確保のために働かざるを得ない状況。 	<p>★人づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やりがいを感じられる ・楽しかったという思いが継続参加の鍵 ・活動は住民自らが考えて動くことが大切 <p>★まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは関心事から取り組みやすい。 ・特に男性は、自由度の高い労働協同組合スタイルで活躍の機会をつくってはどうか。 ・企業の協力が重要。生活課題を解決したい企業も増えてきている。取り組むことで地域貢献+社員の生活が楽になることがメリット
<ul style="list-style-type: none"> ●困りごとを抱えた人が相談窓口、相談先につながるいろんな道筋が必要。 ●必要な人に必要な情報をどう伝えればよいのか。 ●インターネットでの個別で情報収集増、伝え合うことがない。 ●電子化が進むことで何気ない人の会話から情報を得ることがなくなっている。意識高く収集しないと取りこぼしてしまうことも。 	<p>★つながる相談</p> <p>★伝わる情報</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●住民同士の関係希薄。 ●ゴミ出し、男性一人暮らしの食生活。 ●ちょっとしたことは、隣近所で解決できるのが理想。 ●コロナ禍で疎遠になりがち。一人暮らしの住民が集える場所必要。 ●独居男性の課題、地域とどのようにつながればいいのかわからない状況。 ●空き家、ペットの鳴き声、まちによってさまざまだが課題となってしまう現状がある。 ●核家族が増加し、困難ケースや潜在ニーズもある。 ●移動に困るから車は手放せないため生活保護が受けられない。 ●家族で支えるものという時代に馴染まない考えもまだまだある。 	<p>★つながり</p> <p>★支え合い</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービスと地域との連携がうまくいかない。 ●障がい者の暮らしは社会的な経験が増えるなど変化したが、親なき後の心配は昔も今も同じ。 	<p>★ネットワーク</p> <p>★権利擁護</p>



5 第3次地域福祉活動計画の評価

第3次計画における基本目標達成に向けての方針の評価と、今後、推進すべきことは、以下のとおりです。

基本目標と方針		方針の評価と今後、推進すべきこと
1. 信頼の絆により「地域力」を高める	支えあい活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎集い場づくりを推進し、住民同士のつながりや気にかける関係性づくりを促進できたが、住民同士が自然につながっていくためにより多く、多様な集い場が必要である。 ◎住民のニーズや暮らし・生活課題の多様化・複雑化が進んでおり、解決に向けた方向性を明確にし、新たな事業の創出や担い手の発掘・育成に取り組む必要がある。 ◎平常時のつながりを深めながら、いざという時に助け合う行動がとれる地域づくりが重要で、行政や専門職にも同様の認識を求め必要がある。
	地区支えあい活動計画づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民協議会の組織体制整備、地区支えあい活動計画の策定について、各地区において段階的に推進した。(10地区中5地区が暮らし・生活部会を確立、2地区が支えあい活動計画を策定)。 ◎各地区で現状が異なるため、今後も現状に応じて推し進める必要がある。協議することの意義や役割を住民が理解し、参画者として主体的に携わろうとするような組織・計画づくりとPR・情報発信が求められる。 ◎長期にわたって取り組みつづけるための働きかけや、継続性が実現するための仕組みづくりが重要である。
	住民による支えあい活動拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◎活動者も対象者も住民も安心して集い、交流できる場所を確保するため、公的スペースだけでなく、多様な拠点が数多く存在できるよう、場や仕組みを整備する必要がある。 ◎交流の場から生まれる住民同士のつながりや課題意識を取り組みへ発展させる働きかけが必要である。 ◎地域で活動する人材のすそ野を広げる啓発や、活動の意義や魅力をよりリアルに伝える方法として、動画やインターネットの活用は有効である。
2. 市民主体の「福祉力」を高める	権利擁護と自立生活を支援する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◎法人後見等ワーキング会議を設置し、三木市内における法人後見事業を行う際の必要項目は作成できたが、市の成年後見制度利用促進計画が策定されておらず、法人後見の実施については今後も慎重に審議していく必要がある。 ◎権利擁護に関する普及・啓発については、市の広報や区長回覧、社協だよりを通じて啓発することができた。今後も住民や医療・福祉関係機関において「成年後見制度」に対する意識や関心の高まりに合わせて、定期的な啓発普及が必要である。
	福祉サービスの利用につながる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◎新型コロナウイルス感染症予防のため、令和2年度よりほとんど講座開設はできなかったが、広報誌等を用いて情報提供の機会をつくった。 ◎可能な限り施設ボランティアを受け入れ、コロナ禍においても市民が福祉の現場で活動できる機会とした。 ◎対面での講座だけでなく、ネットを用いた講座や情報発信についても検討していく必要がある。
3. 包括的な「ネットワーク力」を高める	地域の人材をつなげ、連携を強める	<ul style="list-style-type: none"> ◎多様な主体(福祉専門職、団体・関係機関、行政など)による地域づくりに向けての力合わせには、主体の違いや役割を認め合いながら心合わせができる場が必要である。 ◎制度に合わせた支援ではなく、人の生活の全体性に合わせた支援や協働で支え合う体制づくりが必要である。



第2章 三木市社会福祉協議会の概要

1 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を目的とする団体と明確に位置付けられています。住民主体の理念に基づいて地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を目指して事業の企画・実施等を行う民間性と公共性の両面をもつ団体です。

2 三木市社協の法人理念

「住民主体と住民自治による地域福祉の推進」

自分たちの生活と、その基盤になる地域づくりを進めるのは、住民一人ひとりです。「住民主体」の考え方は、地域生活に関することはそこに生活する住民自らが決定し、さまざまな地域資源を活用しながら課題解決をはかる「住民自治」の考え方に結びついています。三木市社協は、住民の意向を汲んだ政策を実施する行政の地方公共団体としての「自治」と住民による「自治」の力で安定した地域の生活環境づくりを進めていきます。

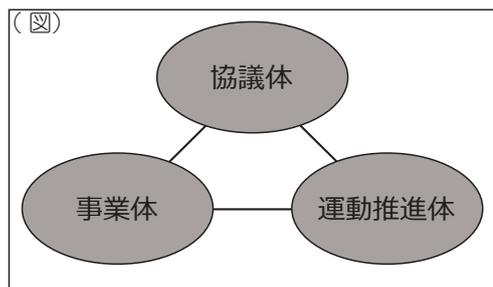
3 地域福祉を推進する社協の使命と3つの側面

社協の使命は「当事者・住民の主体性を原動力としながら、生活課題を抱える一人ひとりが地域の一員として、『自分らしく』暮らせる地域社会（＝福祉コミュニティ）づくりをすすめる」ことです。

この使命に基づき、社協には地域福祉推進のため、住民主体の原則のもと、下図のとおり3つの側面があります。

- 住民による協議と協働を基盤にした「協議体的側面」
- 当事者・住民と地域全体の課題解決の力を高め、社会に働きかける「運動推進体的側面」
- 生活課題に対応するための事業を先駆的に開発・実施する「事業体的側面」

社協は、これらの3つの側面のいずれか1つだけを発揮するのではなく、3つの側面を合わせながら地域の発展を図ることが大切です。特に「住民の自治力」が問われている時代にあって、まちづくりに向けて協働する力と「運動推進体」としての機能を高めることがますます求められます。



4 三木市社会福祉協議会の役割

個人や家庭が抱える生活課題が複雑化しています。「現在の制度では対応できない」「ひとつの家庭の中に複数の課題がある」「支援の糸口が見つからない、または必要な支援を拒否する」といった状況もあります。

多様化、複雑化する生活課題に対し、自治会などの地域組織、身近な地域の見守り合いや支え合いを目的としたボランティアグループや活動者は、課題を抱えている当事者や課題を抱えるかもしれない当事者と共にこれからも機敏に対応していく必要があります。多数の団体が共存する地域においては、生活問題に対して共に考え、協力して取り組み、活動を組織化しながら、専門機関等との調整やネットワーク化を図る「協議体的側面」により、地域生活上に生ずるさまざまな問題に主体的・組織的に取り組んでいます。

このように、問題解決に必要な資源の開発やそのネットワーク構築を援助する手法「コミュニティワーク^{※1}」を三木市社協は推進しています。とりわけ、「住民の自治力」が問われている時代にあって、まちづくりに向けて協働する力と「運動推進体的側面」の機能を高めることがますます役割として求められています。

「事業体的側面」としては、1970年代後半以降、高齢化社会の進展という社会情勢の大きな転換期を迎え、三木市社協も、先駆的にボランティアと共に在宅福祉サービス活動を展開し、また行政から在宅福祉サービス事業の受託、介護保険等の制度サービス事業を実施しています。今後より一層、先駆的・開拓的な制度外の取り組みや他事業所や地域との連携等、一事業所としての役割だけでなく、戦略的に地域福祉を推進するための制度サービス事業を展開する役割が求められています。



用語説明

※1 「コミュニティワーク」

当事者、地域住民が地域生活課題の解決を目的として、地域での活動組織の組織化や専門職等の関係者の地域への参加を進めることを支援する実践。

具体的には、次の3点を目的とします。

- ①誰も排除しない地域共生社会の形成を住民自治による福祉のまちづくりとして進める。
- ②当事者・地域住民の主体形成および地域の福祉力を高める。
- ③直接的な地域の助け合い等の暮らしに必要な資源や活動を創り出す。



第3章 基本的な計画の考え方

1 基本理念と活動理念の関係

三木市と相互に連携し、補完、補強しあいながら地域福祉^{※2}を進展させるために、三木市地域福祉計画の基本理念を共有し、第4次地域福祉活動計画を策定、民間主体の自主的、主体的な行動計画とします。

«「地域福祉計画」の基本理念»

これまで3期にわたる本市の地域福祉計画では、豊かな地域社会を創り、育み、守るためには、行政だけではなく、市民一人ひとりの自発的な活動や参加・参画が重要であるという観点から、基本理念を「市民自らが地域課題の解決に取り組むために 豊かな『地域社会』を創り、育み、守る」と定めてきました。

この度の計画の見直しにおいては、住民主体の活動が活発に展開される環境づくりの重要性という基本的な考えは引き継ぎつつ、行政と市民が地域福祉活動の目標を共有し、連携・協働の取り組みを深めていくためには、目標とする「豊かな」地域の姿をより明確に示す必要があると考えました。そこで、本計画と社会福祉協議会が中心となって策定する地域福祉活動計画の共通の新しい基本理念を、「互いに支え合い、誰もが自分らしく暮らせる 豊かな『地域社会』を創り、育み、守る」と定め、市民と行政が共有する地域福祉のめざす姿として位置付けます。

「第4期 三木市地域福祉計画」より

31

【基本理念】

互いに支え合い、誰もが自分らしく暮らせる
豊かな『地域社会』を創り、育み、守る

地域福祉活動計画では、より住民の主体性が図られていくよう地域福祉計画の基本理念に活動理念を添えて地域福祉を推進します。

【活動理念】

そろそろあなたの出番だよ！
市民のチカラで進める福祉のまちづくり



用語説明

※2 そもそも「地域福祉」って!?

「ふくし」 = 「ふだんの 暮らしの しあわせ」

制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切に、さまざまな主体（住民、自治会、ボランティアグループ、事業所等）が協力しながら、共に支え合う仕組みを築き、実践していくこと。



2 基本方針

三木市地域福祉計画の「基本理念」を実現するために設定された3つの基本方針とそれぞれの基本方針に沿い、活動目標と取り組みを設け地域福祉活動計画を策定し展開を図ります。

«「三木市地域福祉計画」の基本方針»

基本方針1 互いにつながり支え合う関係づくり

地域における関係づくりは地域福祉の基盤としても、災害等の緊急時においても重要です。地域団体の活性化や担い手の育成等、つながり支え合う関係づくりの強化に取り組めます。

基本方針2 誰もが自分らしく暮らせる環境づくり

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、福祉サービスの充実や人権の擁護、支援を必要とする人に支援が届く、共生の地域づくりを推進します。

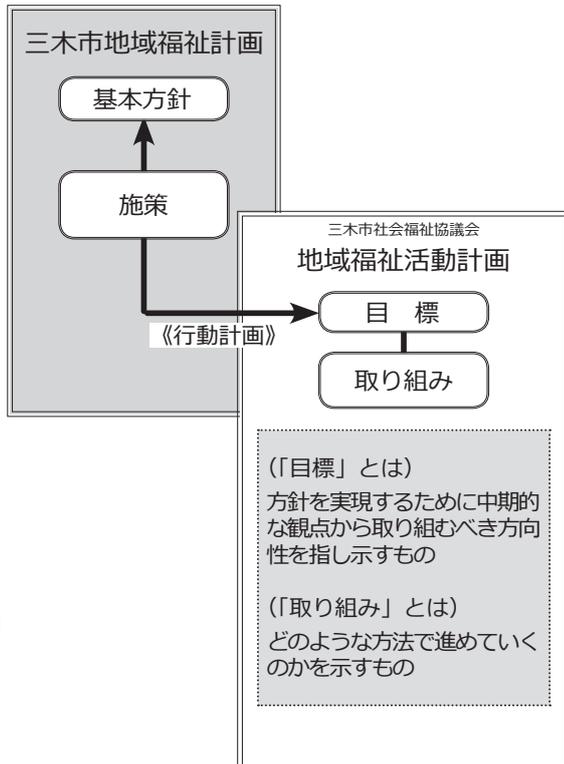
基本方針3 誰一人取り残さない支援と協働の仕組みづくり

住民の主体的な活動と、それを支える事業者・関係団体・行政を含む協働のネットワークの充実・強化を図り、誰一人取り残さない重層的な支援体制の構築を目指します。

「第4期 三木市地域福祉計画」より



3 三木市地域福祉計画と地域福祉活動計画の相関図



三木市地域福祉計画

【基本理念】

互いに支え合い、誰もが自分らしく暮らせる豊かな『地域社会』を創り、育み、守る

【基本方針1】

互いにつながり支え合う関係づくり

施策

- (1) 地域づくりの基盤整備
- (2) 地域活動の担い手となる人材の育成
- (3) 緊急時の体制整備
- (4) 地域福祉活動の拠点整備

【基本方針2】

誰もが自分らしく暮らせる環境づくり

施策

- (1) 相談支援の充実
- (2) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり
- (3) 虐待防止と差別解消
- (4) 成年後見制度の利用促進
(成年後見制度利用促進基本計画)
- (5) 支援を必要とする人を支える体制づくり
(再犯防止推進計画を含む)
- (6) 誰もが暮らしやすい地域生活環境の整備

【基本方針3】

誰一人取り残さない支援と協働の仕組みづくり

施策

- (1) 地域社会のネットワークづくりの推進
- (2) 包括的・重層的な支援体制の整備
- (3) 多様な主体による福祉活動の活性化
- (4) 参加と協働による地域福祉活動の充実



地域福祉活動計画

【活動理念】

そろそろあなたの出番だよ！市民のチカラで進める福祉のまちづくり

【活動目標1】

互いを気にかけて合う人づくり、関係づくり

【取り組み】

- (1) 地域性の課題やみんなの関心事を共有しよう
- (2) 知り合ってつながる場を出発点とし、支え合う関係づくりを育もう
- (3) 気になることを共有し、話し合っ解決を目指そう
- (4) 災害時に互いの命を守り合う、救い合う体制づくりを進めよう

【活動目標2】

誰もが参加したくなるまちづくり

【取り組み】

- (1) 出会い、知り合い、学び合う場をつくろう
- (2) 必要な情報を必要な方に伝えよう
- (3) 拠点を活かして活動しよう

【活動目標3】

地区支えあい活動計画づくり

【取り組み】

- (1) 地区の現状や課題を把握しよう
- (2) 10年後の地区が〇〇〇だったらいいなという夢を描こう
- (3) 描いた夢を実現するためのアクションを考えよう

34

【活動目標1】

困っていることを相談しやすい体制づくり

【取り組み】

- (1) 住民のより身近な相談窓口になろう
- (2) 地域の集いの場に出向いて顔が見える関係を築こう
- (3) 役立つ情報や地域の課題を共有しよう

【活動目標2】

誰もが意思を尊重され、権利が守られる仕組みづくり

【取り組み】

- (1) 自分らしく暮らすために「福祉」の意識を向上させよう
- (2) 権利擁護を支える人を増やそう
- (3) 権利擁護の仕組みを充実させよう

【活動目標1】

多様なネットワークによる支え合いの仕組みづくり

【取り組み】

- (1) 多様な主体で地域福祉を学ぶ場、話し合う場をつくろう
- (2) 新たな支え合いや助け合いの取り組みを進めよう
- (3) 多様なネットワークを生かし、連携を進めよう

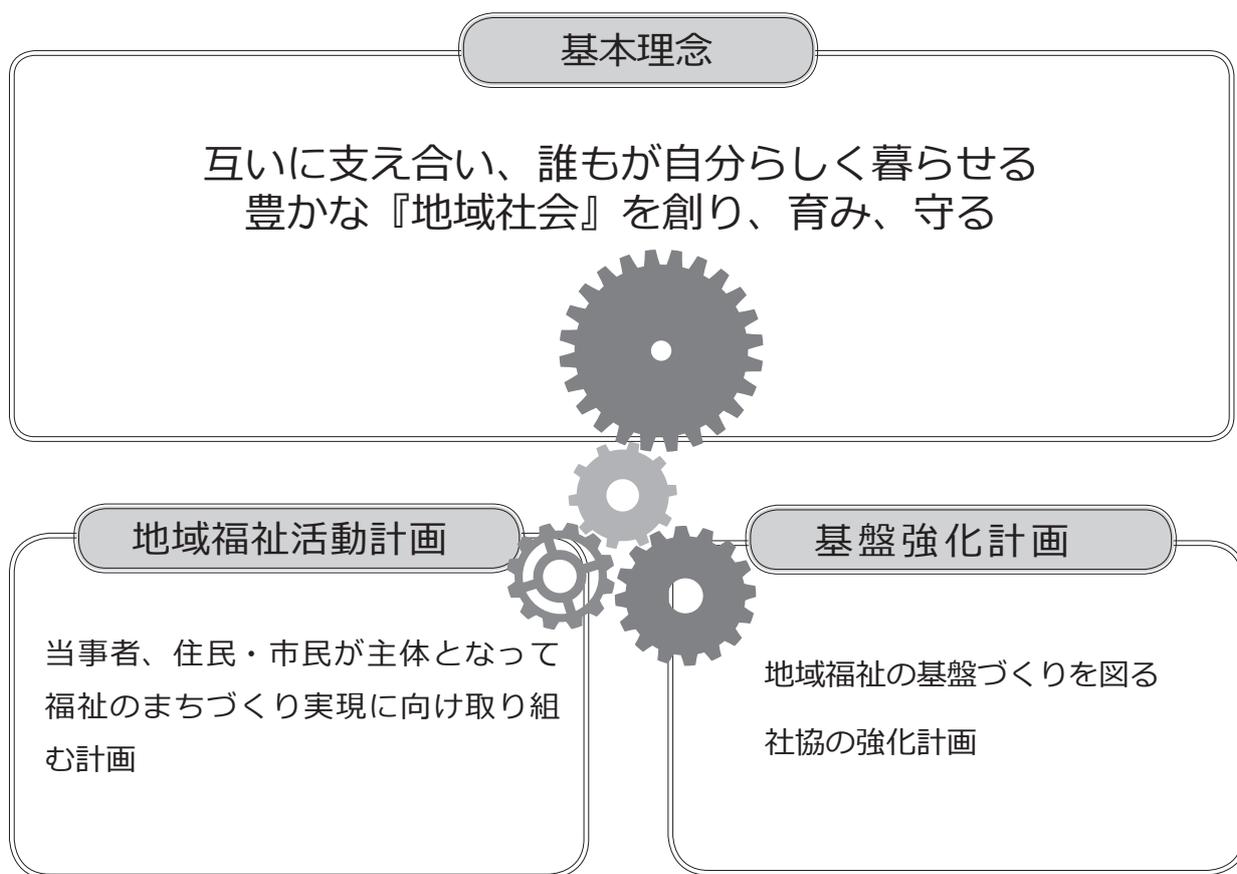


4 地域福祉活動計画を推進していく社協の基盤強化

第3次地域福祉活動計画の策定時より、地域福祉活動計画の確実な遂行には、将来にわたって安定的な組織経営を継続することが不可欠であると考え、地域福祉の基盤づくりを図る社会福祉協議会の強化計画として基盤強化計画を策定しています。

社会福祉協議会は、地域の幅広い主体がつながり、暮らしや生きがい、地域を共に創っていく活動を地域福祉活動計画によって推進し、社協事業をも含めた組織マネジメントを目的とした基盤強化計画が絡み合うことで、より一層の福祉のまちづくり実現に必要な地域のエンパワメント^{※3}を促進します。

《2つの計画の相関図》



用語説明

※3 エンパワメントとは

幅広い主体（地域組織はもとより、当事者やセルフヘルプグループ、ボランティア・NPO、子ども、学生、勤労者・企業人等）が共生のまちづくりの主役として力を発揮していくことが大切です。一人ひとりが必要な力をつけたり、本来もっている力を湧き出させたりすることをエンパワメントといいます。



第4章 地域福祉活動計画における活動展開

基本方針 1 互いにつながり支え合う関係づくり

活動目標 1 互いを気にかけて合う人づくり、関係づくり

《現状と課題》

- 「地域共生社会」実現に向け、社会福祉法をはじめとする各種法制度の見直しが行われ、包括的な支援体制の整備や改正介護保険法による生活支援体制整備事業等の施策が始まっています。
- 少子高齢化や人口減少、生活スタイルの個別化などにより、近所づき合いをはじめとする人と人との関係性がますます希薄化している傾向があります。
- 家族以外に助けを求めることを希望しない意識の広がり一方で、家族だけでは対応できない問題や困りごととも増加しています。
- 移動や食事、ゴミ捨て等、日常生活に支障があるのではと気になる人が増えてきています。
- 災害等の緊急時において、支援を必要とする人が安全に避難できるための支援体制の整備が引き続き課題となっています。

《推進の方向性》

国が「地域共生社会」の実現を掲げている背景には、“共生できていない現実”があります。そのため、社会的孤立や排除の厳しい現実があることを認識できるような気づきの機会づくりが必要です。

互いの人権や尊厳を大切にしながら、誰もがその人らしく暮らすことができる地域づくりを進めるには、住民同士の交流や孤立しがちな当事者同士が悩みを分かち合える身近な地域の安心できる居場所が必要であることから「ふれあいサロン」活動を推進します。

人はつながりから互いを気にかけて合う関係を育み、見守り合い、支え合うことで、自信や自尊心をもって生きる力を得ます。ふれあいサロン活動においても参加者を支援の受け手と位置づけてしまうのではなく、互いに知恵や力を出し合い、関わり合いの中で相互に生きる力が高まり合う活動となるよう支援します。

37



用語説明

※4 ふれあいサロン

ふれあいサロンは、閉じこもりを防ぎ、住民相互のつながりづくりを目的とした身近な地域の居場所です。地域住民が主体的に運営しています。高齢者・障がい者・子育て中の親と子等、地域で孤立しがちな方が気軽に参加できるふれあいサロンは、支え合い活動の基盤です。



取り組み（1）地域性の課題やみんなの関心事を共有しよう

- 住民の気づきや気になることをきっかけに、地域の現状や抱える課題、社会資源を住民で把握したり共有したりします。
- 多様化する暮らし・生活課題を自分ごととして考えたり、自分に引き寄せて学ぶ地域福祉学習を進め、地域づくりに一歩をふみだせるよう理解や関心を高めます。



実践事例①

寸劇をみんなで熱演！ 認知症になっても安心して生活ができる地域づくり 三木南ふれあいプロジェクト（三木南地区）

三木南ふれあいプロジェクト（市民協議会）では、認知症が理由で、生活上での混乱や周囲とのトラブル等が地区内で見受けられることから、「もしもおじいちゃんおばあちゃんが認知症だったら・・・ひとり外出見守り体験会」を開催。三木南地区の住民70名が参加しました。参加者は、認知症を理解するための学びと三木南ふれあいプロジェクト暮らし・生活部会員が演ずる寸劇「家の中編」「コンビニ編」を観賞しました。寸劇は、参加者に認知症の人にどのように接するべきかを考えていただく内容となっています。



■ 学びだけで終わらない、話し合うことでわかる思いや願い

参加者は、寸劇観賞のあと、劇中で見受けられた認知症の人への接し方について、ときわ病院のOT（作業療法士）、PT（理学療法士）と一緒に振り返りを行いました。「相手に合わせてゆっくり話しかける」「それぞれに合わせた対応があることがよく分かった」「認知症に対して、知識の無さに気づかされた」「家族も学び、考える事は大切だが、地域ぐるみで考えていく必要がある」など多くの意見が寄せられました。

■ 思いや願いを実現に

「認知症になっても安心して生活ができる地域づくりに向け、どのような取り組みが必要なのか？」を地域住民で考える動機づけになればという期待を込めて体験会を企画したこともあり、学びや振り返りで出された意見をもとに、参加者全員で具体的な取り組みを付箋に書きだしました。意見を整理すると、3つの取り組み柱となりました。

< 3つの取り組み柱 >

- ① 認知症という病気を正しく理解し、誤解や偏見なく対応できる学びの機会をつくる
- ② 地域で取り組む認知症予防
- ③ 認知症の人と家族が安心して暮らせる地域づくりへの取り組み

今回の体験会には、地区内の病院をはじめ事業所も参加し、地域づくりを同じ地域で共に暮らす全ての人で営むものにとらえ、寸劇のシナリオづくりから一緒に活動しました。互いを気にかけてあう地域の子カラが今まで以上に高まるよう今回の体験会で提案された取り組みも多くの地域の主体と共に展開していきます。



取り組み（2）知り合ってつながる場を出発点とし、支え合う関係づくりを育もう

- お互いの顔が見えるエリアにおいて、孤立しがちな人が身近な地域とつながることを意識したふれあいサロン活動を推進します。
- ふれあいサロン等の集いの場で育まれる仲間意識の延長において、一人暮らし等で支えが必要になると思われる人を気にかけてたり、日常生活のちょっとした困りごとを手助けできる関係づくりを進めます。



実践事例②

食事づくりを応援！シニア男性料理教室をスタート GO・5ふれあいサロングループ（青山地区）

■GO・5ふれあいサロングループの活動

平成17年に結成し、青山5丁目の地域住民を対象としたふれあいサロン活動に取り組んでいます。Go・5ふれあいサロングループのサロンボランティアは、特に一人暮らしの高齢者を気にかける、集いの場の開催だけでなく、電話をかけたり、ついでを作っては訪問したり、電気がついていないかを通りがかりに確認するなど、見守り活動をされています。

■新しい取り組み「シニア男性料理教室」

サロン参加者の中には、男性の一人暮らしで自炊をされないため、毎日自分で車を運転して惣菜等を買に行っている方もいます。サロンボランティアは、栄養の偏りや車の運転を気にかける、何かできないかと話し合いました。そして、手作りのご飯を食べてほしいという思いから、シニア男性料理教室を開催する運びとなりました。



シニア男性料理教室の先生は、もちろんサロンボランティア。初回に参加された男性は、普段からお米を炊く方もいれば、何十年ぶりに包丁を握ったという方まで様々な4名の方でした。今回のメニューは、ご飯、だし巻き卵、ほうれん草のおひたし、玉ねぎと油揚げのお味噌汁に加え、ボランティアの方々が持ち寄った季節の野菜で、豪華なお昼ご飯となりました。シニア男性料理教室では、お米の研ぎ方から食後の洗い物までを行います。昔の思い出話や、盛り付けにこだわりながら、お昼ご飯が完成しました。



シニア男性料理教室を終え、参加者の方からは、「面白かった、料理もやったらできないことはないと思った。」といった声や、「これからしてほしい。季節のものが食べられるのが良い。」「上手にできるようになったら子ども食堂を開いてみたい。」といった声が聞かれました。





取り組み（3）気になることを共有し、話し合っ解決を目指そう

- ふれあいサロン等の居場所や地域の交流に來られない気になる人、災害時に避難支援が必要と思われる人を住民同士で気にかけて合うことを目的に「気になるカード」^{※5}や「支えあいマップ」^{※6}を活用し、気になる人の状況把握や情報共有の機会づくりを進めます。
- お互いの顔が見えるエリア（自治会域、組・班・隣保）等、暮らしの延長線で集まれるエリアで、住民が見守りや暮らしの中で気づいたことや気になることを共有し、「どんな困りごとがあるのか」「誰がどんな協力体制で見守るのか」「災害時、どのような避難支援が必要なのか」等を話し合う「支えあい会議」を推進します。
- 支えあい会議で話し合う内容によっては、福祉専門職等の多様な主体が住民と同じテーブルで生活課題や福祉課題を話し合い、共有や協働での解決を目指します。

用語説明

※5 気になるカード

気になるカードは、住民同士がお互いに気づかい合い、相手に関心をよせるきっかけをつくることを目的とし、気になる人や気になる世帯の状況や状態の情報を把握、共有するためのツールです。これをきっかけに、課題等の解決に向けた話し合いや新しい活動が生まれた地域が増えています。

用語説明

※6 支えあいマップ

寝たきりや一人暮らし高齢者等の要援護者に周囲の誰がどのように関わっているかを地図上に示し可視化することで、暮らし・生活課題を抽出し、住民同士の支え合い活動を生み出すきっかけとなるマップのこと。日常の暮らしの中での支え合いはもちろん、災害時の要援護者支援等にも活用することができます。



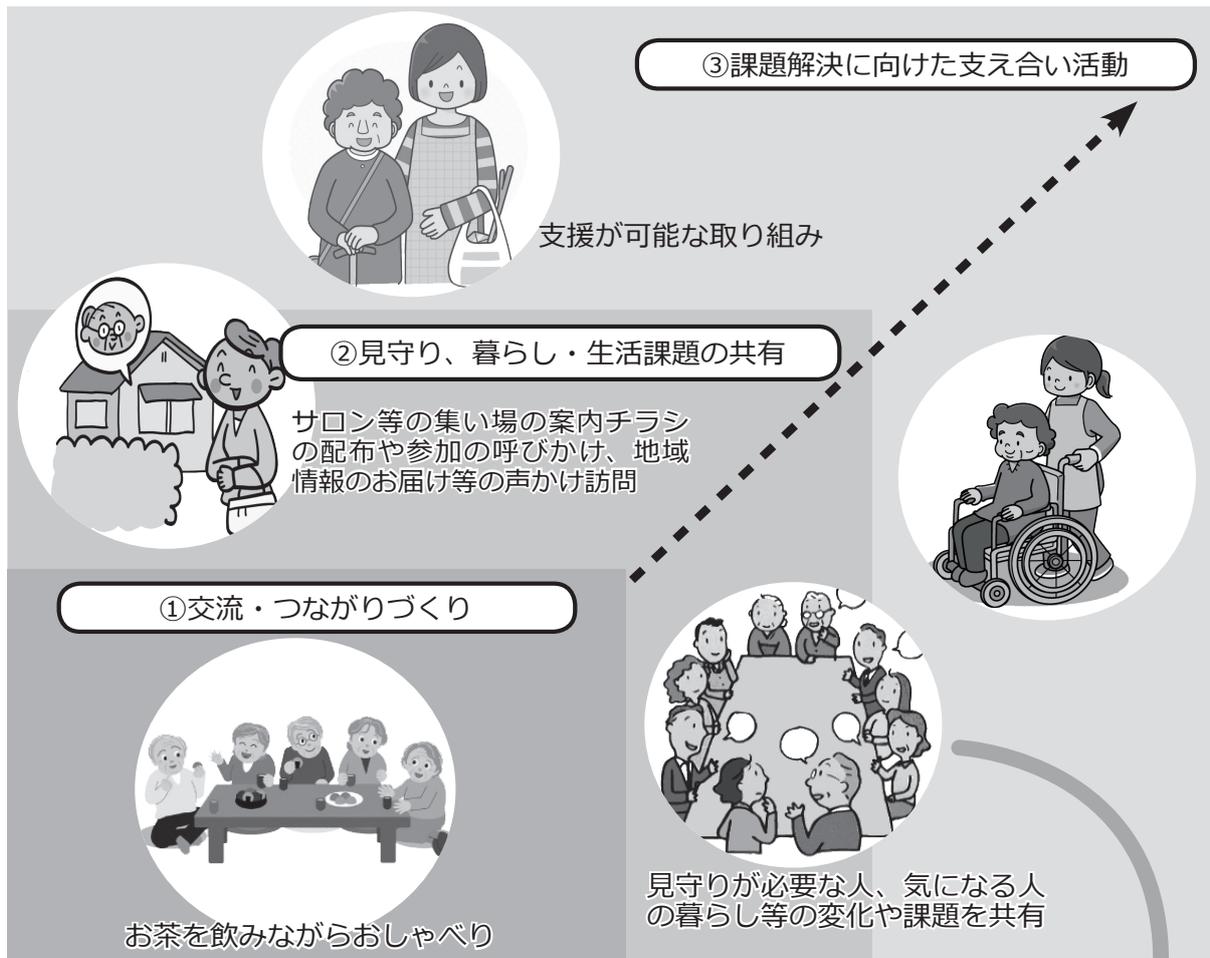
支えあいマップの例



地域防災訓練で支えあいマップを作成している様子



見守り合い・支え合い活動と支えあい会議のイメージ



ワンポイント

支えあい会議
(住民同士の見守り合い・支え合いのネットワーク)

「会議なんて負担じゃない？」という意見もあります。でも、気づいたことを共有する場がなければ、見守り合いも長続きしません。一過性に終わらせないためにも話し合いの場は必要です。

自治会役員 老人クラブ あんしんサポートセンター
地域包括支援センター 民生協力委員
サロンボランティア 民生委員・児童委員

- その1 開催する主体は？
自治会や民生委員・児童委員、ふれあいサロンボランティアグループなどの地域福祉活動団体
- その2 話し合いのために集まるエリアはどのくらいの範囲？
自治会域や組・班・隣保など、お互いの顔が分かる身近な暮らしのエリア
どんなこと話し合うの？
- その3 ○見守りが必要な人、気になる人の「どんな困りごとがあるのか」「どんな協力体制で見守るのか」「災害時、どのように避難支援するのか」など。
○住民の見守り合いや支え合いだけでは解決が難しい場合には、福祉専門職等を交えて一緒に支援する体制をつくります。
- その4 会議のメンバーは？
気になる人を日ごろから見守っている人、地域の活動者、あんしんサポートセンター、必要に応じて福祉専門職・事業所、ご本人やご家族を交えての場合もあります。



取り組み（4）災害時に互いの命を守り合う、救い合う体制づくりを進めよう

- 平常時からの見守り合いや支え合いによるつながりは、災害時の助け合いにも生かされることから、災害時を視野に入れた地域福祉活動を展開します。
- 災害時個別支援計画づくりを福祉専門職や行政と進め、その計画を自主防災組織や近隣と共有、避難訓練を重ね、災害時に一人でも多くの要援護者を救援できる体制を本人・家族、地域住民、福祉専門職、行政や関係機関と共に進めます。



実践事例③

お連れサロンで地域防災を考える

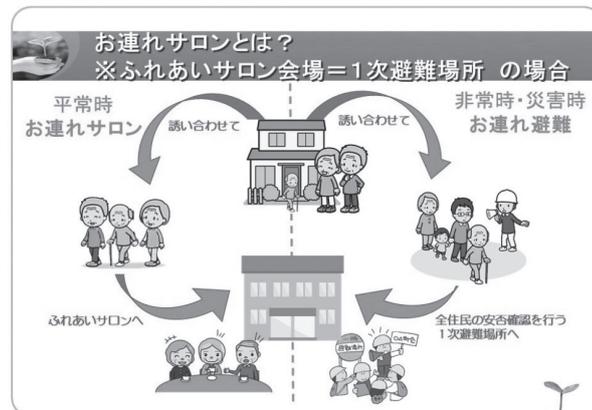
ふれあいネットワーク秋桜（自由が丘地区）

■お連れサロンって？

自由が丘西地区で活動するふれあいネットワーク秋桜では、ふれあいサロンで「防災や避難について学ぶ時間」を設けています。一次避難所の場所や避難のタイミング、持ち出し品の確認のほか、「お連れ避難」について紹介しています。

「お連れ避難」とは、避難すべき時に近所で声をかけ合い、連れ立って避難をすることです。学びだけで終わらせず、行動へ結び付けようという思いで開催したのが「お連れサロン」です。普段のサロンに誘い合って参加してもらうことで、もし避難の必要性が生じた時にも同じことをすれば避難所へ行きやすいのではないかと、この考えからです。

サロンの案内チラシに書かれた「お連れ」という文字を見て、普段はサロンに参加していないご主人を誘って来た人、お友達同士2～3人でやって来た人、サロンが開催されていることは知っていたけど防災の内容だからと初めて参加された人もいました。



■防災への関心を高め、自分ごととして考える

ブロックごとに名前を記入する避難所仕様にサロン参加の受付をしたり、参加のお土産に給水バッグや緊急通報用のホイッスルを配って備えを促すなどの工夫もしました。

また、参加者で有事の避難について考えていることや思っていることを出し合いました。「ペットを連れていけないから在宅避難したい」、「隣の自治会の避難所に逃げる方が近い」など、それぞれの事情を知り合う機会にもなり、地域防災に取り組む自治会や自主防災組織に参加者の思いや意見を届けていきたいと思えます。

ぜひご覧ください！



ふれあいネットワーク秋桜の取り組みを動画で紹介！





ワンポイント

個人情報の保護と情報共有

見守り合いを進めていく上で、個人情報の共有が必要です。個人情報やプライバシー尊重を理由にそれらを出し合わなければ、活動の本質にふれることが難しいと考えます。お互いの関係性を大切にプライバシーに配慮した取り扱いや管理するルールをしっかりと決めましょう。

守秘義務がある人が提供できる情報には限りがあります。ご近所同士で知っている情報を出しあって共有する「情報をつくる」ことを進めましょう。

■住民による見守り合いと個人情報の取り扱いの留意点

その1

本人との信頼関係を大切に、個人情報の把握と共有について同意を得よう
共有の目的や管理の方法、共有の範囲を本人に説明し、同意を得ましょう。口頭で構いませんが、その場合は同意した日や同席した人の名前等を記録しておくといでしょう。

その2

支えあいマップや気になるカードの管理ルールを決めよう
必要最小限の人や組織、団体が保管し、次のようなルールを決めて細心の注意を払いましょう。

- 管理者は誰か？
- 保管者は誰か？
- 保管場所と方法は（複写の制限）
- 万一、紛失や盗難にあった場合の手続き 等

その3

情報の共有ルールを決めよう
必要に応じて関係機関・団体と情報を共有しなければ、日常的な見守りを連携して行うことができません。本人の同意を得た上で、事前に共有する相手先を特定する等の共有ルールを決めておきましょう。

なお、災害時や命の保護が必要な緊急時には、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することができます。（個人情報保護法より）

Q. 本人の同意が得られない場合はどうしたらいいの？

本人が信頼を寄せる住民から説明をしても同意が得られない場合や、訪問自体を拒否される場合、行政や福祉専門職が同行することが望ましい場合もあります。

それでも同意が得られない場合は、無理強いせず、さりげなくそっと見守るようにしましょう。普段の挨拶や地域の催しの際に声をかけつつ、郵便物のたまり具合や夜間の灯りなどでゆるやかな見守りを心がけます。

Q. 個人情報とプライバシーはどう違うの

個人情報は、個人を特定できる情報で、たとえば断片的であったとしても住所や電話番号や性別等、ある個人を特定するのに足りる情報を指します。

プライバシーとは、①私生活に関する情報、②一般的に知られていない情報、③一般人なら公開してほしくない情報です。

例えるなら、「封書の表面の宛名や発信者の情報」が個人情報、「封書の中身」がプライバシー情報です。

出典：兵庫県社会福祉協議会 厚生労働省社会福祉推進事業補助事業 見守り活動サポートブック 一部加工



基本方針 1 互いにつながり支えあう関係づくり**活動目標 2 誰もが参加したくなるまちづくり**

《現状と課題》

- 「地域共生社会」の実現は、一部の地域活動者、あるいは行政や専門職だけでなしえることではなく、これまで以上に幅広い主体が共生のまちづくりの主役として力を発揮することが必要です。
- 地域における支援やつながりが必要だと感じる人が増加している一方で地域活動や支援活動の担い手の減少が課題となっています。
- 活動者の高齢化が著しく、次世代がおらず、活動が続けられないというボランティア・市民活動団体が増えてきています。
- 活動の意欲はあるけど、何をきっかけとして活動すればよいかわからないという人も少なくありません。
- 地域や活動に関心がある人とそうでない人の差が大きく、自分自身と関係づけてとらえることができるような参加しやすい機会づくりとその充実が必要です。

《推進の方向性》

従来からの活動者に加え、生きづらさを抱える当事者や地域の多様な主体、専門職や福祉施設、事業所等が“支え手”“受け手”という関係を超えて、出来ることでまちづくりに参加・参画し、暮らしや生活課題、福祉課題を協働で解決する体制づくりを進めます。

福祉分野の活動にとどまらず、まちづくりの要素である産業、教育、防災・防犯、まちおこしなど、様々な分野の活動と地域福祉活動を関連づけた取り組みを進め、誰もが安心して自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを目指します。



取り組み（1）出会い、知り合い、学び合う場をつくろう

- 地域住民をはじめ地域の多様な主体がお互いの持っている力を出し合い、学び合い、教え合うの機会を通じ、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域学校」を広げ、様々な分野の活動と地域福祉活動を関連づけた取り組みを進めます。
- 子ども、学生、勤労者等、地域への関わりが薄い層や生きづらさを抱える当事者等がそれぞれの思いや希望、悩み等を出し合い、話し合うことで分かち合いが進むような場づくりを進めます。そして、公益的で創造的な活動を起こしていく機会を多彩につくりま



実践事例④

“おもしろそう”からはじまるまなびとつながり 細川町豊かな町づくり推進協議会（細川地区）

■住民による、住民のための「細川地域学校」がスタート

細川地域学校のキーワードは“人づくり”。住民が興味や関心事を楽しく学びながら地域課題と向き合い、ともに学ぶ人同士のつながりを促しながら、「こんな細川にしたい！自分も参画するぞ！」という人を育み、増やしていくことがねらいです。

■細川に密着した“なんでもあり！”の学校に

細川地域学校には運営委員会があり、そのメンバーには長く細川町に住み、活動してきた方々に加え、細川町に魅力を感じてやってきたIターン（アイターン：出身地とは違う地方に移住して働くこと）の若い世代がいます。地域学校の運営が始まった当初、どのような場にするかといった話し合いで、細川に住んでいるとかえって気づかないおもしろみや、細川だからこそ叶いそうな夢がたくさん出てきました。

いろんな協議を経て、第1弾の講座となったのが「タブレットでできる動画作成・動画配信」（全2回）でした。対象は、YouTubeなどに関心がある星陽中学校の生徒で、講師は三木市在住の映像作家さん。5名の参加者がそれぞれ作りたい動画のテーマを決め、絵コンテを描き、

撮影し、その映像を編集して約30秒の動画を完成させました。「やってみたい」と「難しそう」が入り混じった気持ちの参加者がほとんどでしたが、試行錯誤しながらもこだわりいっぱいの映像ができ、達成感をにじませました。講座終了後、細川町の情報発信の拠点『ほそかわ情報局』の局員として、地域の出来事やニュースを広く知らせるための力になってくれることになりました。



ぜひアクセスを

細川地域学校公式 ホームページ
QRコード



ぜひ登録を

ほそかわ情報局 公式LINE
QRコード



取り組み（2）必要な情報を必要な方に伝えよう

- 地域にある社会資源（物的な資源や事業、サービスだけでなく、人的資源や情報・知識、つながり・社会関係、創意工夫を凝らした取り組みや活動等）を見つけ、積極的に発信し、支え合いを豊かにします。
- 社会資源そのものやその活用法を知ることができる体験の場づくり等、その社会資源が必要な方のものとなっていくよう、利用する立場の方に寄り添った伝え方に取り組みます。



実践事例⑤

既存にあるものを自分のものに・・・

別所まちづくり協議会（別所地区）

■たくさんある情報の中から必要な情報だけ選ぶ

別所地区では、北播磨総合医療センターへの直通便が減便・集約されたことにより、将来的に他路線も減便や廃線になるのではという危機感が強くなっています。令和2年度、別所まちづくり協議会の暮らし・生活部会が行ったアンケートでは、病院への往復だけでなく、買い物や公民館等での活動・交流に行くために利用したり、数年後には免許返納しようとする高齢者が多いという結果が出ていました。そこで令和3年度、バスを日常的に利用する方へのインタビューや、実際に部会員がバスに乗ってみるなどして、バス利用の現状を実感するところから始まりました。

このような取り組みの中で、ある部会員が出会ったのが、娘さんに作ってもらった自分だけの時刻表を頼りに、バスを利用する高齢者でした。行きのバス停と時刻、帰りのバス停と時刻だけが書かれたその時刻表からヒントを得て、住民がそれぞれの『マイ時刻表』を作成し、それを使いながらバスを利用して出かけられるようにするにはどうすればいいかを部会で話し合いました。市内のバス情報が一元化されている時刻表もあるのですが、情報量が多く、乗り慣れない人にとっては分かりづらい、自分の家から一番近いバス停の情報だけあれば、マイ時刻表が作りやすく、分かると利用につながるのではないかと考え、誕生したのが「マイおでかけ時刻表」です。

■一緒に作ってみる

老人会やふれあいサロン等で「マイおでかけ時刻表」を紹介し、お試して目的地を決めて自分だけの時刻表を作ってもらいました。使い心地等のご意見をもらいながら公共交通の現状や将来の移動手段のことについて意見交換しました。いただいたご意見を取り入れて改良し、自治会ごとに希望者を募ったところ、100人を超える希望がありました。

一緒に作ることで作り方が伝わります。時刻表が出来上がると使ってみたくになります。自分ができると誰かに教えたくになります。伝えやすい、伝わりやすい「マイおでかけ時刻表」を使って伝えあう輪をこれからも広がっていきます。



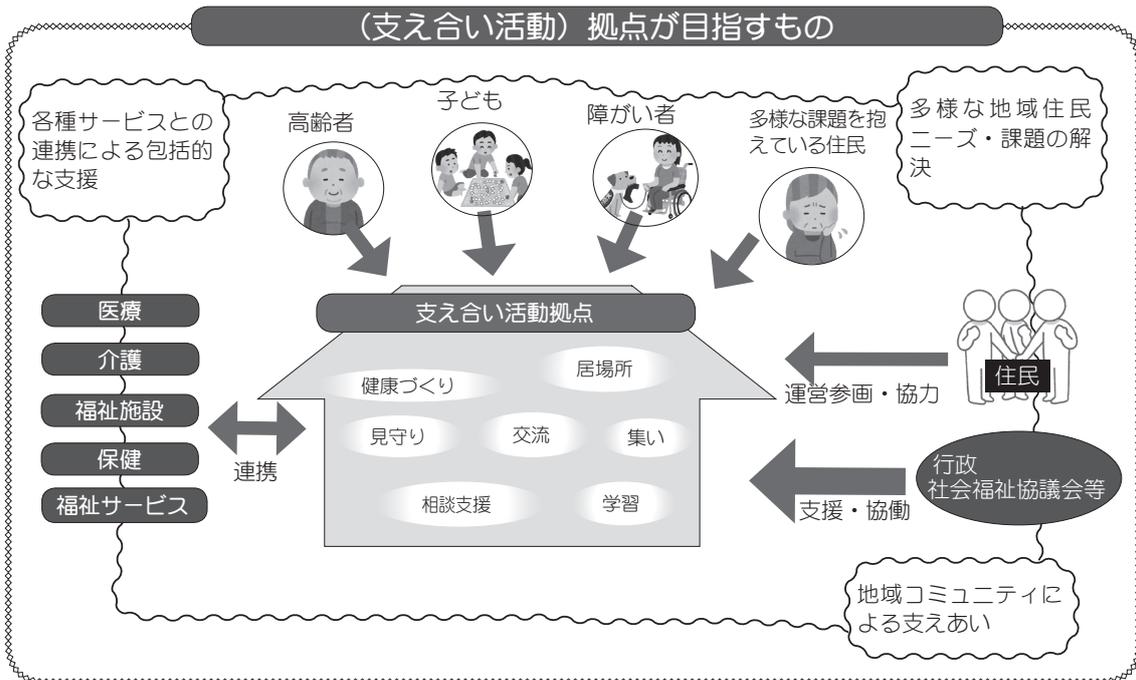
朝日ヶ丘に住んでいるわたしが、バスでお出かけるには・・・

どこで・何分くらい・何をするか	どこで・何分くらい・何をするか
行き 乗車バス停： 出発時刻： 系統： 降車バス停： 降車時刻：	行き 乗車バス停： 出発時刻： 系統： 降車バス停： 降車時刻：
↓	↓
帰り 乗車バス停： 出発時刻： 系統： 降車バス停： 降車時刻：	帰り 乗車バス停： 出発時刻： 系統： 降車バス停： 降車時刻：



取り組み（3）拠点を生かして活動しよう

- 既存の拠点、施設や商店、空き家・空き店舗等の場を積極的に活用し、住民が地域福祉活動へ参画する機会や、自己実現・生きがいつくりの機会を進めます。
- 支えあう地域づくりに必要な拠点の役割・機能を住民同士で協議し、また住民と専門職をはじめとする多様な主体と協議していきます。住民だからこそできる活動と多様な主体の専門性を活かした支援を協働で行うことができる拠点づくりを目指します。



実践事例⑥

目指せ！地域のリビング

みんなのひろば おおきなき（緑が丘地区）

「地域子育て支援拠点として活用してほしい」という持ち主の思いを受け継ぎ、地域交流施設「みんなのひろば おおきなき」の活用を始めたのは、母親同士でいろいろ勉強したいと集まった「くるみ会」でした。今は、子どもが成長するとともに自分達が活動で学んだことや育児経験を次の世代に伝えたりする活動に発展させ、地域子育て支援活動を継続しています。

「くるみ会」は、ママたちのおしゃべり会をはじめ、障がいのある方と手仕事を楽しむ会などの居場所づくりから始めました。しばらくすると多くのグループが居場所づくりで活用するようになりました。多種多様なグループが拠点を活用することで拠点運営を考える組織が必要となり、拠点運営組織「みんなのひろば おおきなき」が誕生しました。

拠点には、情報交換や学習会などの活動を通じての「学び」や「気づき」、活用するグループ同士の「交流」や「つながり」、協働で行う「新しい活動の創出」など、住民の主体性を高める役割がたくさんあります。

今後の展望は、「幅広い年代の方々にも来てもらえる地域のリビング」です。

三木 おおきなき

検索



基本方針 1 互いにつながり支えあう関係づくり**活動目標 3 地区支え合い活動計画づくり**

《現状と課題》

- 地方自治には、地域の住民自らが自らの地域のことを考え、自らの手で治めていこうという『住民自治』と、地方公共団体が自主性や自立性を持って、自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行っていこうという『団体自治』の二つがあります。公的なサービスだけでは解決が難しいさまざまな課題がある今、その課題解決に向けて住民の自治力を高め、一人ひとりが主体的に活動に参加・参画することが求められています。
- 地区支え合い活動計画は、地区ごとに策定し、住民が主体的に身近な活動に取り組んでいくことを目指した行動計画です。さまざまな生活課題、福祉課題が広がる中、地域性によって課題も異なることから、地区ごとの計画策定を進め、三木南地区と細川地区が策定済みです。
- 計画があることで課題解決に向けた対話や話し合い、取り組みが継続的に展開することができ、幅広い住民の活動への参加・参画が生まれています。
- 計画の策定の意義はほかにもあり、地域住民はもちろん関係機関、行政等の幅広い主体の理解と協力が得られる、活動の継続的・組織的な展開につながる、必要な活動財源の確保の根拠になる等があります。
- 平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されています。共助による防災活動の推進の観点から、平常時の地域コミュニティを維持・活性化させるための活動についても地区防災計画に規定することから、地区支え合い活動計画と一体的に策定することが望ましいと考えます。

《推進の方向性》

地域住民がお住いの地域における身近な暮らし・生活課題や、5～10年先の地域のありたい姿について話し合い、課題解決やありたい姿に向けた取り組みを進めるための計画「地区支えあい活動計画」を策定し、住民が望む福祉のまちづくりの実現を目指します。

福祉のまちづくりを実現するためには、住民一人ひとりが自分の力を発揮するとともに、同じ目標に向かって力を合わせる必要があります。住民自治を進めるにあたって地区支え合い活動計画の策定は、大きな意義があります。

市内には、10世帯未満の農村部の自治会から500世帯を超える住宅地の自治会まで、画一的ではない地域の実情があります。地域によって活動のあり方や発展過程がさまざまであることから、市民協議会で地区ごとに計画を策定し、実践していきます。



取り組み（1）地区の現状や課題を把握しよう

- まち歩き等、地域の状況を把握する調査活動等を通じて、互いに学び、実感・共感する気づきの福祉学習を行います。
- 当事者や住民の声をできるだけ反映させることを目的としたアンケートやヒアリングなどを行います。
- 地域の各種団体や多様な住民層の関心や参画を得ながら地域の現状や住民が抱える暮らし・生活課題を整理します。

取り組み（2）10年後の地区が〇〇〇だったらいいなという夢を描こう

- 自治会長や民生委員・児童委員等の地域福祉を推進するキーパーソンや当事者、ボランティアを含めた幅広い住民層の参画を得ながら計画づくりを進めます。
- 当事者が抱える思いや暮らし・生活の課題を中心に、「10年後、こうあってほしい」という理想の地区について、自由に意見が出し合えるワークショップなどの場をつくります。

取り組み（3）描いた夢を実現するためのアクションを考えよう

- 地区が理想の姿になっていくよう住民が取り組めることについて丁寧に話し合い、住民だけでは解決が難しいことについては行政や専門職との連携も視野に入れて検討します。
- 必要に応じて行政が策定する「地域福祉計画」や社協が策定する「地域福祉活動計画」へ反映されるよう働きかけ、サービスや施策の開発や改善につなげます。



基本方針 2 誰もが自分らしく暮らせる環境づくり

活動目標 1 困っていることを相談しやすい体制づくり

《現状と課題》

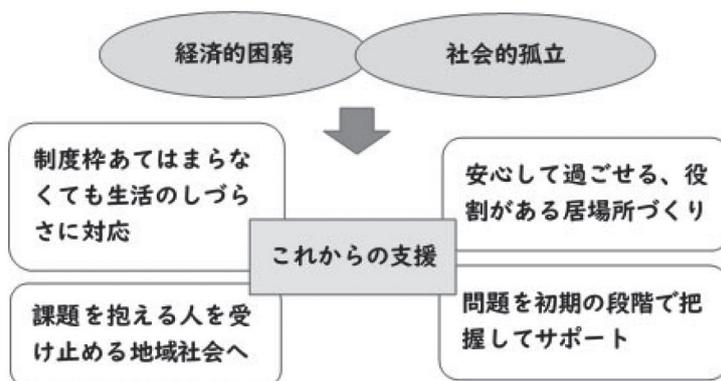
- 市内にはたくさんの専門相談窓口があります。しかし、そこに赴くことができずに困りごとを抱えたままになっている人たちや困りごとをどこに相談すれば良いか分からない人たち、あるいは困りごとを困りごととっていない人たち等もいまだたくさんおられます。
- 相談窓口に来られても、中には適切な支援にたどりつくまでに様々な機関を経由して、問題が改善されるまでに長い時間を要してしまう方もおられます。
- 困りごとを抱えた人の周りの人たちの気づきや、関心をもつ他者の存在がとても大きな意味をもちます。しかし、令和2年初頭から始まった新型コロナウイルスの感染防止策により、物理的に距離をあけることが求められ、人と人が集えない、集みにくい環境におかれ、その気づきがさらに薄れつつあります。

《推進の方向性》

住民から受けた相談は、どんな内容であろうと一旦受け止め適切な関係機関に繋ぐことができる体制づくりを目指します。

また、福祉の専門職と地域活動を担う住民が情報を共有し地域の困りごとを相談できる仕組みづくりを行うと同時に住民・専門職、ひとりひとりが気づく力を育ていけるよう取り組みます。

支援につながりにくい人たちの課題を早期に発見し、解決していくために、専門職によるアウトリーチ^{※7}を進めます。また、地域に出向いて顔が見える関係づくりを行い、地域の集いの場で住民に役立つ情報やアイデアを伝え共有していきます。



用語説明

※7 アウトリーチ

支援者が、支援が必要な人を発見し、積極的に情報や支援を届けることです。



取り組み（1）住民のより身近な相談窓口になろう

○受けた相談は、どんな内容でも一旦受け止め、適切な関係機関につないだり、他機関と連携して相談者の安心につなげます。

○相談者が社協の相談窓口にとどり着きやすいよう、電話、メール、FAX、SNSやHPなどの他、アクセスしやすい場所に情報を掲示します。困りごとを受けとめる窓口やツールをできるだけ多くもち、相談しやすい環境をつくります。

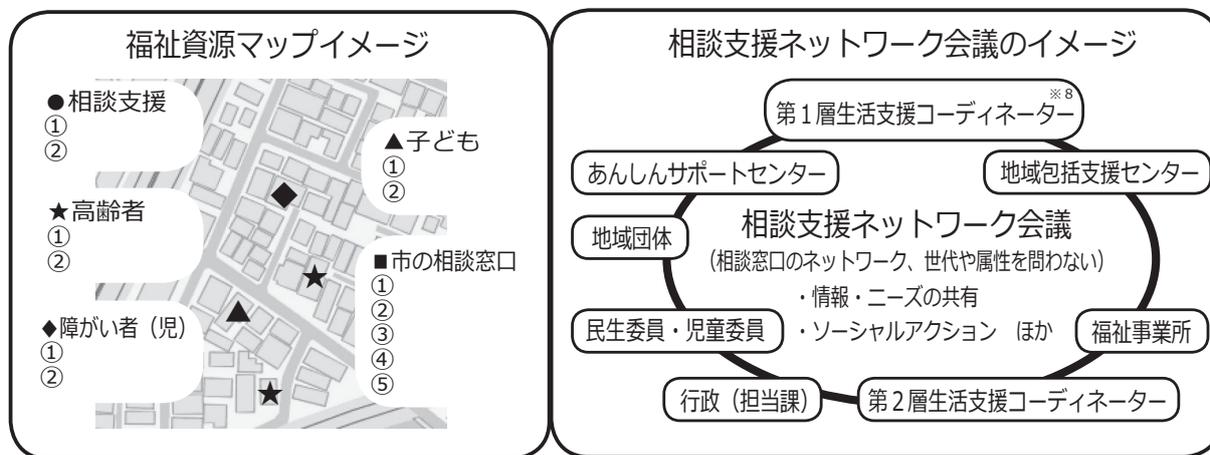
取り組み（2）地域の集いの場に出向いて顔が見える関係を築こう

○あらゆる地域との接点を大切にして、お互いに気づきをもって話ができる関係を築いていくとともに、地域活動を担う住民といつでも協働できる関係づくりに努めます。

取り組み（3）役立つ情報や地域の課題を共有しよう

○相談のあった困りごとが適切な関係機関につながっていけるように、地区ごとに福祉資源マップを作成し、情報が伝わりやすい仕組みづくりを進めていきます。

○地域における福祉ニーズや生活課題の把握に努めるほか、相談支援機関が抱える「つなぎ先が見当たらないケース」や「制度の狭間にあるケース」等多様なニーズに対応するための相談支援ネットワーク会議を開催します。



用語説明

※8 生活支援コーディネーター

別名「地域支え合い推進員」と言います。地域にもともと備わっている力を発見し、それを引き出すことでより暮らしやすい地域づくりにつなげる役割を担います。①地域の理解、②地域づくりのための協議・協働のネットワークや組織づくり、③ネットワークや組織による活動展開を基本プロセスとする地域づくり支援を行います。



基本方針 2 誰もが自分らしく暮らせる環境づくり

活動目標 2 誰もが意思を尊重され、権利が守られる仕組みづくり

《現状と課題》

- 誰もが地域で安心して生活し、権利が守られるためには、さまざまな立場の人への理解を深める必要があります。本人の意思・尊厳を守りつつ、自らの意思決定を支援することで、その人らしい生活を住み慣れた地域で送れることが大切です。
- 年齢をかさねるにつれて将来に対する不安も大きくなり、「何をどのようにそなえればいいのかかわからない」という方が多く、将来のことを先延ばしになりがちです。^{※9}
- 三木市社会福祉協議会は「権利擁護」の取り組みとして、「日常生活自立支援事業^{※10}」と「三木市成年後見支援センター事業」の二つを実施しています。認知症等や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない人でも地域のなかで安心して暮らし続けていくためには支える人が必要です。そのような人を支えていく後見人等は、核家族化等による親族後見人の減少や、専門職後見人の人数にも限りがあり、担い手不足が懸念されます。
- 必要な情報が必要な人に届けられ、多様なつながりを持つことで、制度のみならず適切に支援が結びつくよう福祉、医療などの関係機関が連携する仕組み等の構築が求められています。

《推進の方向性》

誰もが尊厳をもって自立した生活が送れるよう、権利擁護に関する各種制度の周知・理解を進め利用の円滑化を図ります。権利擁護について地域の理解を深めることで、適切な情報提供・相談体制の機能強化や充実を図り、一人ひとりの権利が守られ、自分らしさが尊重されるよう地域の中核的な役割を担うことで、一人ひとりによりそう支援体制づくりなど権利擁護支援を推進していきます。



用語説明

※9 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいの権利擁護やニーズ表明を支援し代弁^{※11}することです。権利擁護には、虐待防止事業、日常生活利用援助事業、成年後見制度の3つの仕組みがあります。



用語説明

※10 日常生活自立支援事業

介護保険等の福祉サービスを利用するには、自分で福祉サービスを選び、契約しなければいけません。しかし、判断能力に不安があるために、上手に福祉サービスを選ぶことができなかつたり、利用料がきちんと支払えないことがあります。そのような方々が自分で福祉サービスを選び、利用しながら安心して地域で暮らせるように、社会福祉協議会が「福祉サービスの利用を援助する」ための事業です。





用語説明

※11 成年後見制度

認知症等、知的障がい、精神障がい等の理由により判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益をこうむったり、人として尊厳がそこなわれたりすることのないように、本人の権利を守る援助者となる「成年後見人等」を選ぶことで、主に法律面で支援する制度です。「成年後見人等」は家庭裁判所が選任し、家族等がなる親族後見人と弁護士、司法書士、社会福祉士等がなる専門職後見人がいます。

取り組み（1）自分らしく暮らすために「福祉」の意識を向上させよう

- セミナーや出前講座の開催など積極的な啓発により、自分自身の問題として向き合うきっかけの場を提供し、相談が必要になってからではなく、今できることを学んでいただくことで、将来に備えるために必要な知識を深め、自分らしい暮らしができるための選択肢を広げられるようにしていきます。
- 将来に備えることの意識を高めることにより、予防的視点をもった取り組みができるような周知啓発を行っていきます。

54

取り組み（2）権利擁護を支える人をふやそう

- 本人の思いに寄り添い、安心して成年後見制度を利用できることでその地域で暮らし続けられるよう、三木市社会福祉協議会が成年後見制度における担い手としての役割を果たせるよう法人後見^{※12}の実施に向けた体制づくりを進めます。
- さらに、成年後見制度の市民後見人^{※13}や日常生活自立支援事業の生活支援員等を担える権利擁護制度を支えていただける人々を増やしていきます。市民感覚を生かきめ細やかな地域での活動者を増やすことで、地域で支え合う社会を実現するための権利擁護体制を推進していきます。



用語説明

※12 法人後見

法人格を有する団体が「後見人」となり、財産管理や身上管理等の後見業務を行います。選任されている法人には、社会福祉協議会等の社会福祉法人や、弁護士法人、司法書士法人等の専門職法人のほかに、NPO法人、一般社団法人等の市民団体等があります。



用語説明

※13 市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障がい等で判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約等の法律行為を行います。

三木市成年後見支援センターの役割

「こんなこと」が気になったら

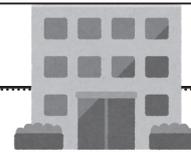

物忘れが多く、お金の管理が難しい


障がいのある子どもの将来のことが…


悪徳商法等にあわな
いか不安


一人暮らしで自分の
将来が心配

三木市
成年後見支援センター



相談支援

- ・成年後見支援センター職員による相談
- ・成年後見制度に関する司法書士による専門相談
- ・申立て支援



学びの場（啓発）

成年後見制度についての説明会や講座等の開催



交流（後見人のつどい）など

後見人同士が知り合える交流機会の開催等



< 今後の取り組み >

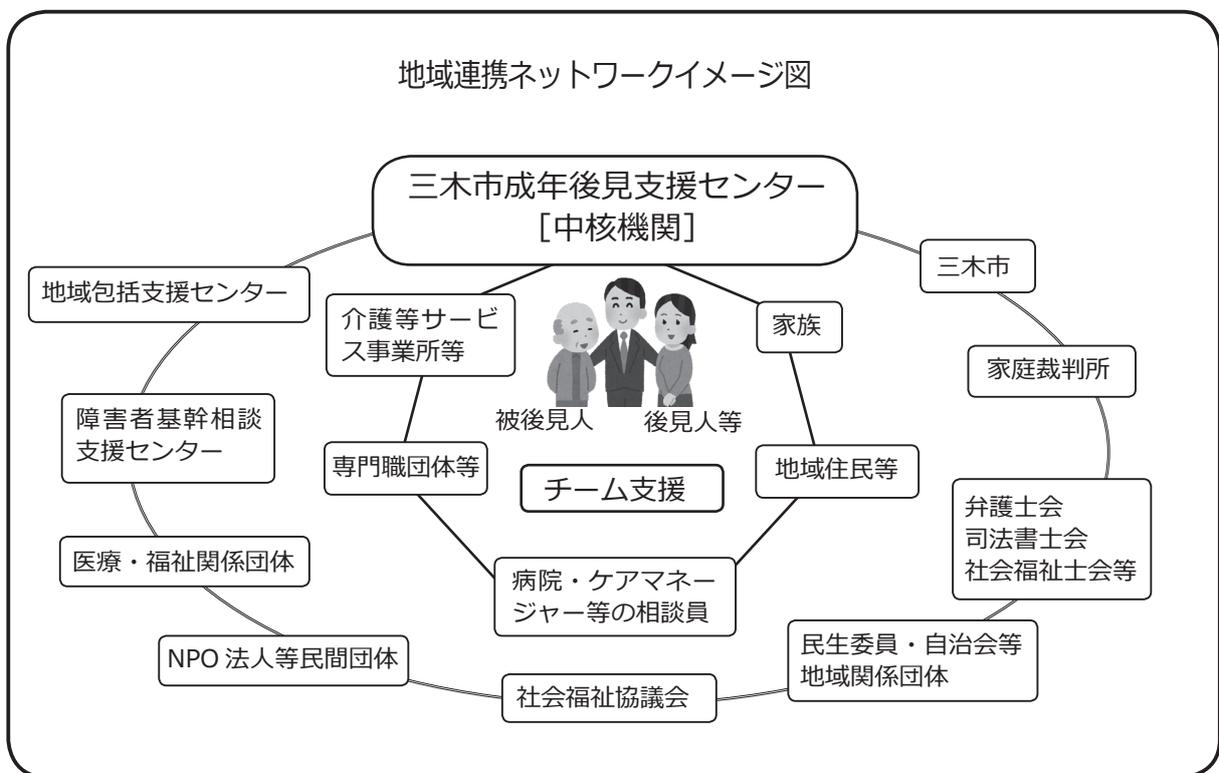
権利擁護支援の担い手等の育成

適切な後見人候補者の調整等（受任者調整）



取り組み（3）権利擁護の仕組みを充実させよう

- 本人や家族等からの相談に積極的に応じ、本人の意思・尊厳を守りつつ、自らの意思決定を支援します。制度の円滑な利用に向け、権利擁護の支援を必要とする人の権利を守り、関係機関と連携を図りながら権利擁護に関する中核的な役割を三木市とともに担っていきます。
- 高齢者や障がいがある方の権利擁護支援を目的とする制度の円滑な利用に向け、相談、広報、後見人への支援等の各機能を充実していきます。また、法律、医療、福祉の専門職の顔がみえるネットワークを活かし、本人を中心とした「チーム支援」ができるよう三木市とお互いの役割を果たしつつ、各種関係機関との連携・機能強化に取り組みます。



基本方針 3 誰一人取り残されない支援と協働の仕組みづくり**活動目標 1 多様なネットワークによる支え合いの仕組みづくり**

《現状と課題》

- 地域住民の支え合いや既存の福祉サービスだけでは解決できない課題に対して、新たな支え合いの仕組みが重要となっています。
- 制度の狭間問題や複合多問題、支援拒否等、支援がうまく結びつかない結果、より深刻な問題となることも少なくありません。
- 身近な地域の住民間で解決できない課題は、福祉専門機関や行政はもちろん、企業・事業所など、多様な主体と協働して課題の解決を図るための話し合いと活動の場づくりをネットワークで進める必要があります。

《推進の方向性》

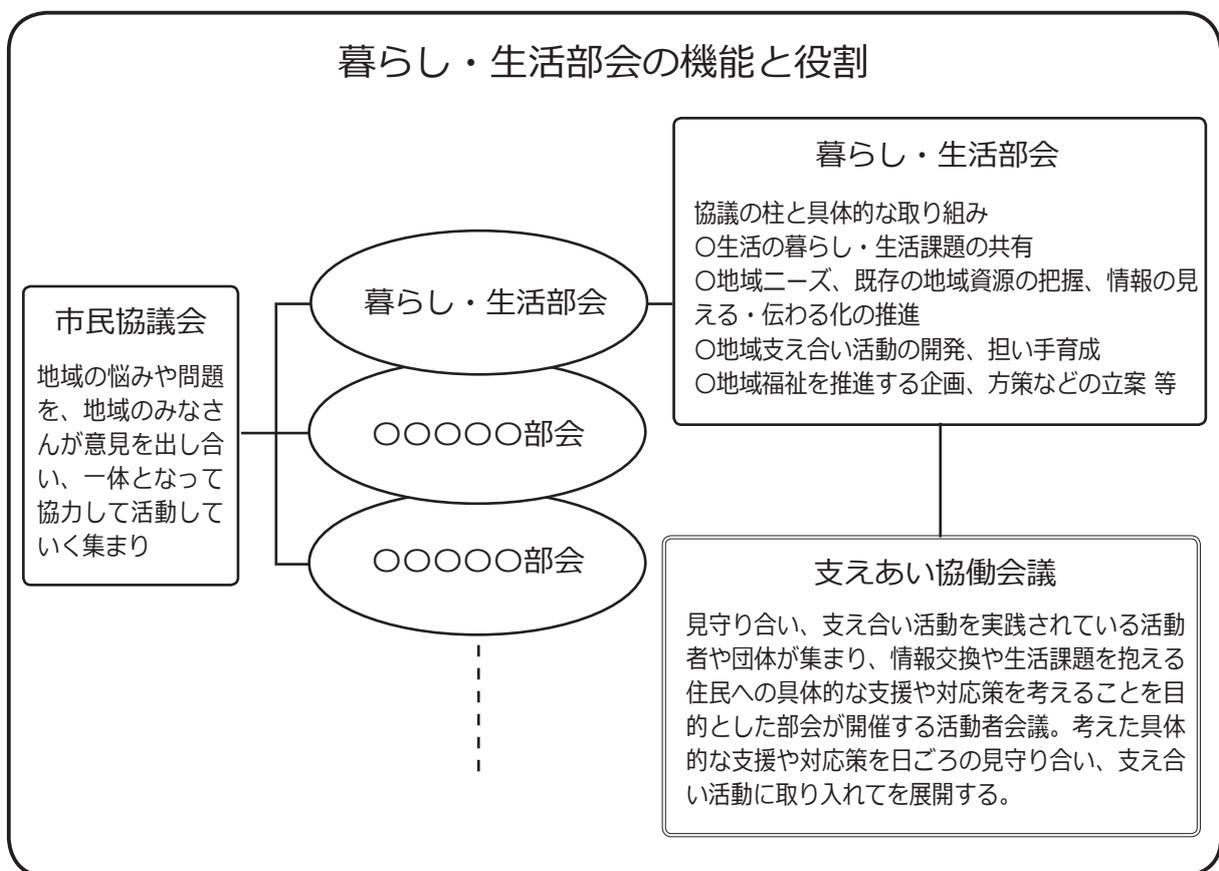
共生のまちづくりの主体は、地域住民だけではありません。福祉専門職も共生のまちづくりを担う主体です。多様な主体とネットワークで協議や協働しながら、個別の地域生活支援とそれが可能になるような地域をつくっていく支援を一体的に推進していく役割を果たしていける取り組みを進めます。

問題発生のある場であり、解決の場でもある自治会や隣保等のお互いの顔が見える身近な暮らしのエリアで住民が自発的に見守り合いや支え合い活動につなげていくネットワークを出発点に、そこだけで解決できない問題を福祉専門職・専門機関をはじめとする多様な主体で解決につなげるネットワークをエリアごとで整備し、課題解決に向けた発展的な仕組みづくりを推進します。



取り組み（1）多様な主体で地域福祉を学ぶ場、話し合う場をつくろう

- 地域住民の支え合いや既存の福祉サービスだけでは解決できない課題解決に向けて、住民と福祉専門職が連携して対応していくことの意義や役割を確認し合い、課題解決に向けての力量を相互に高め合うことを目的とした地域福祉について学ぶ場をつくります。
- お互いの顔が分かる身近な暮らしのエリアでの支えあい会議、見守り合い活動や支え合い活動では解決できない課題や10年後、20年後の将来を見越した問題に対応していく体制づくりとして、住民や福祉専門職をはじめとする多様な主体が地域性を加味しながら協議・協働できる場（暮らし・生活部会）の設置を10地区にある市民協議会と進めます。



取り組み（2）新たな支え合いや助け合いの取り組みを進めよう

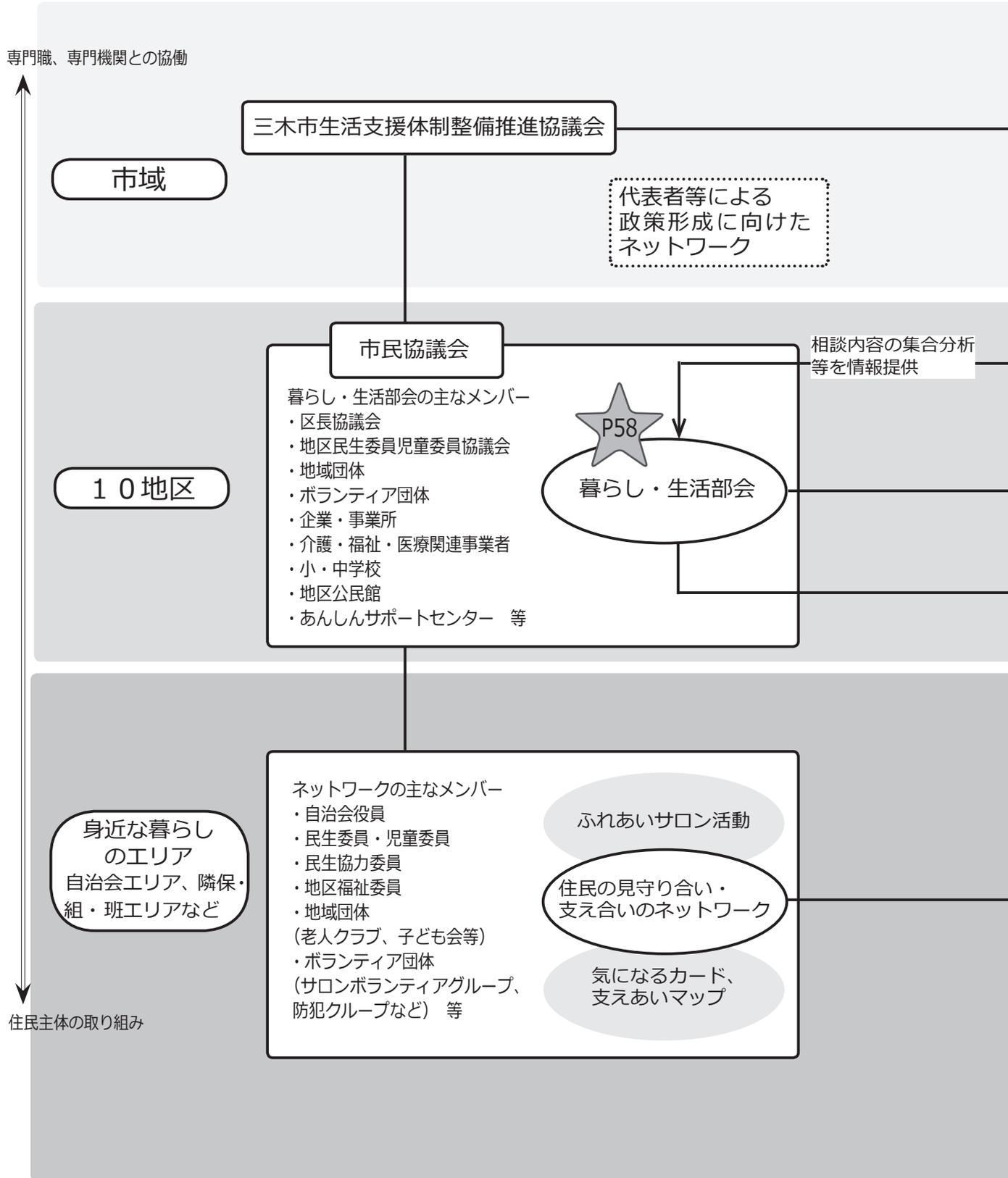
- 地域の現状や課題を共有し、課題解決に向けて話し合い、地域住民をはじめ多様な主体の参加や参画による活動や仕組みづくりを図ります。

取り組み（3）多様なネットワークを生かし、連携を進めよう

- 福祉施設・事業所、商店・企業、生協、学校、行政等にすでにある多様なネットワークと結びつきながら、資源開発や協働解決を進めます。



エリアごとの地域福祉のネットワークと支援の流れ



★に記載しているページに会議体等の説明や詳細を記載しています。

資源開発、協働解決
を目的とした多様な
ネットワーク

④全市的な支援体制づくりに向けた協議

Aさんの息子を含めて数人が地域食堂で手打ちそばを打つ等名物料理づくりを始めた。
働きたいと自分の思いを周りの人に話す人も出てきていることから、障がいあるなし関係なく、家族の支援が得られない、地域だけでは支えきれない、本人だけではつながりきれない就労等への支援について検討した。

P52

相談支援ネットワーク会議

③暮らし・生活部会で共有、活動の協議

あんしんサポートセンターのDさんは、支えあい会議で把握した8050問題のAさんのケースや、Aさんが暮らすE自治会内に住民が目視した8050世帯が数件あることなどを共有した。本人達にとって居心地のいい居場所づくりについて協議し、地域食堂を活用して何かできないか検討を始めた。

暮らし・生活部会

P58

支えあい協働会議

②支えあい会議で共有、支援の検討

ふれあいサロンボランティアBさんは、Aさんから相談を受けた相談を民生委員児童委員のCさんに相談。Cさんは、あんしんサポートセンターや地域包括支援センター、自治会役員さん等に声をかけ、支えあい会議を開催。相談内容を共有し、地域としてAさんと息子を気にかけて続けることやAさんのような人が他にもいないか把握すること、専門職・行政として地域が息子との関わり等で困った時の相談対応や支援事業や解決事例の情報提供、支えあい会議への継続的な参加等を申し合わせた。

P42

支えあい会議

①困り事を抱えた住民からの相談

ふれあいサロンにきているAさん(85才)には息子(53才)がいる。買い物以外は自宅に引きこもっており、Aさんは息子の行く末を気にしている。将来の話をするとう息子が不機嫌になって居辛くなるから言わないようにしている。



第5章 計画の推進体制

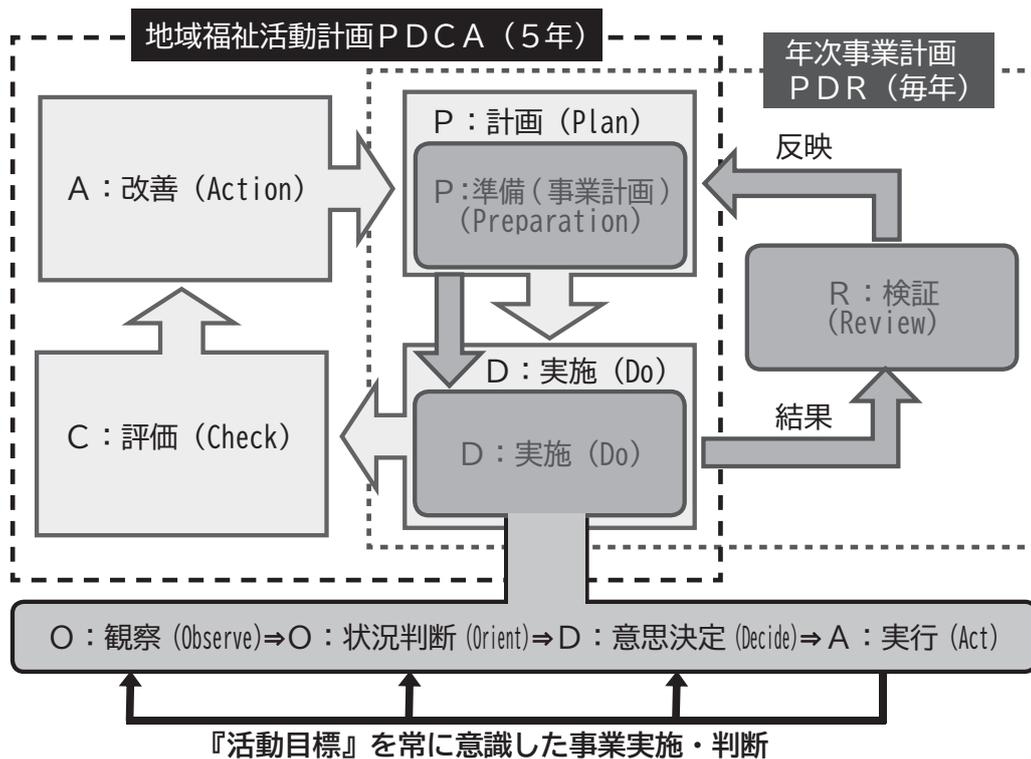
1 計画の周知

地域福祉の推進には、本計画に取り組むことが重要であることから、本計画の基本的な考え方や取り組みの方針を周知していく必要があります。社協だよりやホームページ等を活用して広報を行うと共に、概要版も作成し、イベントや研修等のさまざまな機会を通じて周知を図ります。

2 計画の進行管理と評価

P D C Aサイクルを基本に進行管理を実施し、迅速かつ柔軟な推進に努めます。本計画をより具体化したものとして各年度の事業計画書を作成し、実行していきます。年度ごとに事業の進捗状況を検証し、また翌年度の計画を作成していきます（P D Rサイクル）。

進行管理・評価については、部門別に市民代表が参画する各委員会において行います。なお、短期的な見直しについては「OODA（ウーダ）ループ」の考え方を取り入れます。昨今の社会情勢の激しい変化を鑑み、計画の経営目標を意識しながらも、社会情勢や地域の状況に応じて判断、実行していきます。



「PDCA」

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の頭文字を取ったもの。5カ年の計画期間をスパンとして業務の円滑な改善を実現するための枠組み。

「PDR」

Preparation（準備）、Do（実行）、Review（検証）の頭文字を取ったもの。年度ごとの事業の結果を踏まえて、次年度の目標調整をする枠組み。

「OODAループ」

Observe（観察）、Orient（状況判断・方向づけ）、Decide（意思決定）、Act（行動）の頭文字を取ったもの。

各年度中に随時実施し、迅速な意思決定と行動を可能にする枠組み。



3 三木市地域福祉計画との調整

本計画は、三木市が策定する地域福祉計画と基本理念・基本方針を共有し、相互に連携、補完、補強しあいながら地域福祉を推進します。それぞれの計画の進捗状況や推進における課題等の共有を図りつつ、課題によっては解決に向けて行政施策への反映も含めた検討を働きかけます。



《 参 考 》

- 1 地域福祉に関するアンケート調査 集計結果
(調査対象：市内の介護保険事業所および障がい支援事業所)
- 2 計画策定の経緯
- 3 策定委員会の現況をお伝えするリレーレポート
- 4 第4次地域福祉活動計画 策定委員会設置要綱
- 5 第4次地域福祉活動計画 策定委員名簿
- 6 三木市社協のあゆみと国の動き

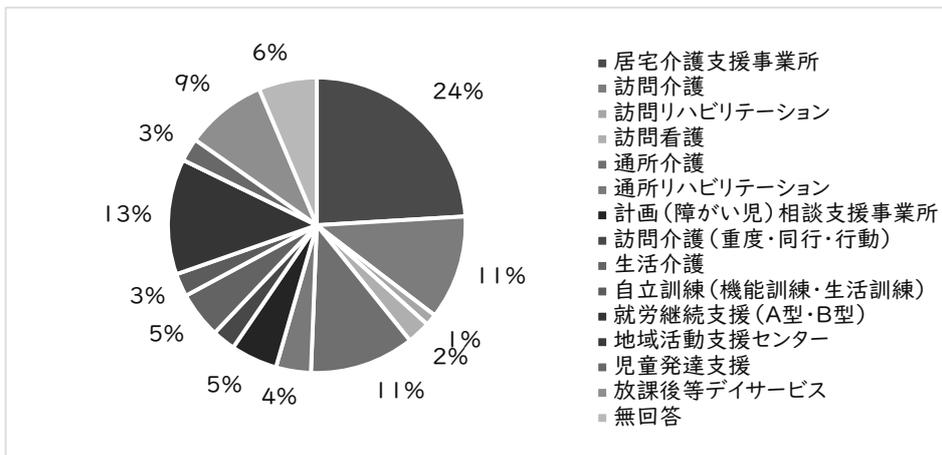
地域福祉に関するアンケート調査 集計結果

調査期間:令和3年9月1日~17日
 調査対象:三木市内の介護保険事業所
 および障がい支援事業所

問1.実施しているサービスに○をつけてください。(n=79)

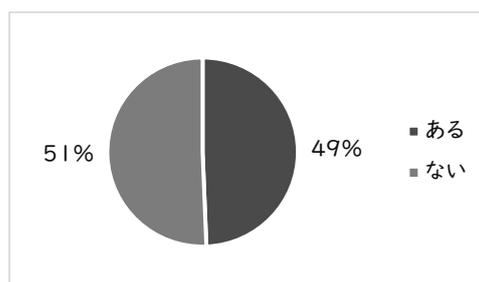
	回答数	配布数	回収率
居宅介護支援事業所	19	27	70.4%
訪問介護	9	17	52.9%
訪問リハビリテーション	1	1	100.0%
訪問看護	2	10	20.0%
通所介護	9	13	69.2%
通所リハビリテーション	3	7	42.9%
計画(障がい児)相談支援事業所	4	9	44.4%
訪問介護(重度・同行・行動)	2	14	14.3%
生活介護	4	6	66.7%
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	2	2	100.0%
就労継続支援(A型・B型)	10	16	62.5%
地域活動支援センター	0	1	0.0%
児童発達支援	2	6	33.3%
放課後等デイサービス	7	12	58.3%
無回答	5		
計	79	141	56.0%

参2



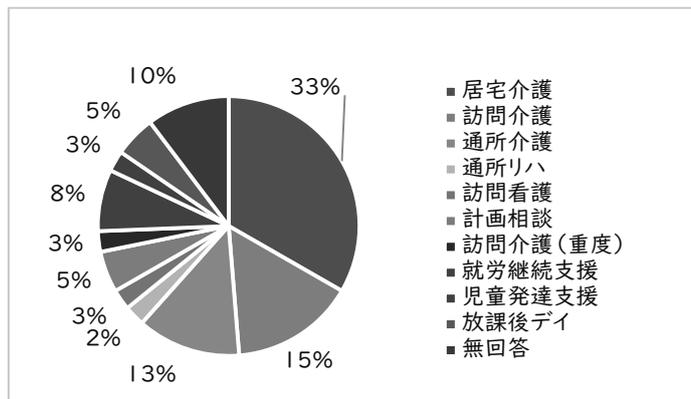
問2.今までに、隣近所や地域との連携により利用者の課題解決につながった事例がありますか。(n=79)

	回答数
ある	39
ない	40
計	79



問2-1. (問2で「ある」と答えた方)それはどのような事例でしたか。(n=39)

	回答数
居宅介護	13
訪問介護	6
通所介護	5
通所リハ	1
訪問看護	1
計画相談	2
訪問介護(重度)	1
就労継続支援	3
児童発達支援	1
放課後デイ	2
無回答	4
計	39



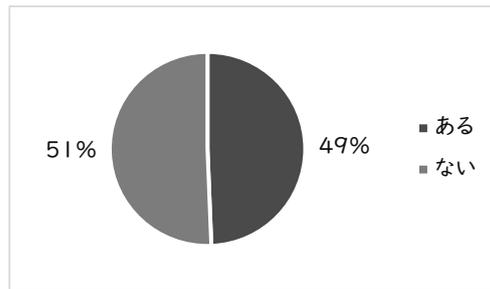
参3

分類	自由記載(抜粋)
利用者の生活に関する事 こと	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの方の庭の除草をしていただいた。 ・ゴミ出しをしてくれる。 ・買い物をついでにできてくれる。 ・救急時の病院の付き添い、相談等のサポートをしてくださっている。 ・独居の方のデイサービスの見送りをし、ご家族と情報共有されている。 ・夕飯の副菜の差し入れを定期的にしてくださる。
利用者の見守りに関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・日に一度は独居認知症の利用者の安否確認が出来た。 ・見守りで内服管理できたり、小さな変化に気づくことができています。 ・コンビニに行くことが楽しみの人が、ご近所やコンビニの人の見守りにより、何かあれば家族に連絡が入ることで、いづらか安心して過ごせるようになった。 ・近所の方の見守りと情報共有で、認知症の方の徘徊の情報を得ている。 ・独居で病気があり、自宅で倒れているかもしれない状況で、交番と民生委員に連絡し自宅訪問。福祉委員や近所の方もでてきて情報共有。本人留守だったが、いそうな場所を探しあててくれた。 ・隣人から「庭で物音がした」と連絡があり、居宅ケアマネと様子を見に行くと物置きで倒れている利用者を発見。救急搬送後も近隣の方が集まってきて戸締りや個配をどうするかなど考えてくださった。
利用者のサービス調整 に関する事 こと	<ul style="list-style-type: none"> ・引きこもりの方を近隣の方からの情報でデイへの利用につなげることができた。 ・地域の民生委員から相談あり、一人暮らしの高齢男性であまり外出ができず買い物や掃除に困っている。介護保険の申請、訪問利用や配食サービスへつなぐ。
事業所に対する地域の 協力に関する事 こと	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場が無く困っていたが、近隣の方が空き地の持ち主を紹介してくれたので、駐車場(10台)が確保できた。
他団体との連携に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援団体との相談により、必要な支援に繋げることができた。 ・地域の企業に施設外就労。
事業所と地域の交流に 関する事 こと	<ul style="list-style-type: none"> ・地元と協力して参加型のフェスティバル(500人程度)を開催し、一人暮らしの高齢者などと交流の機会を設けられた。

問3. 隣近所や地域のつながり(支援)があれば、その方が抱えている問題を解決できるようなケースがありますか。

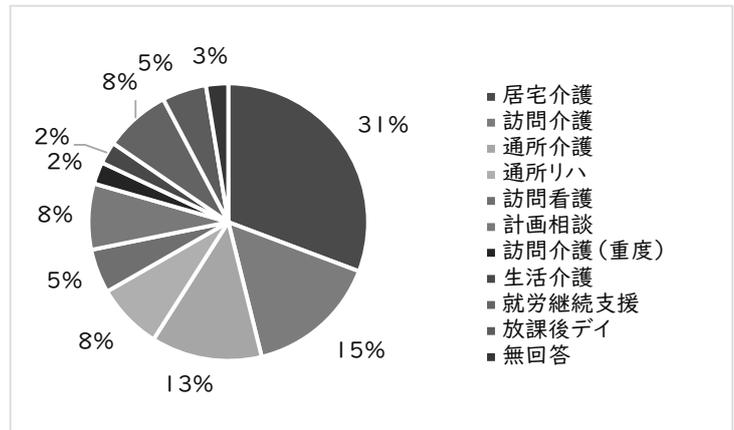
(n=79)

	回答数
ある	39
ない	40
計	79



問3-1. (問3で「ある」と答えた方)それはどのような問題ですか。(n=39)

	回答数
居宅介護	12
訪問介護	6
通所介護	5
通所リハ	3
訪問看護	2
計画相談	3
訪問介護(重度)	1
生活介護	1
就労継続支援	3
放課後デイ	2
無回答	1
計	39

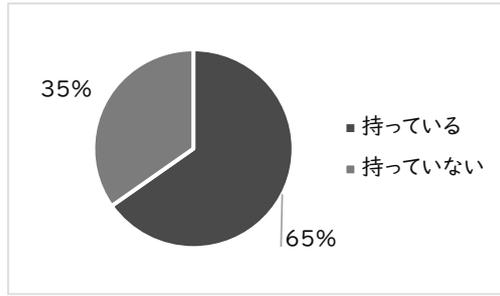


参4

分類	自由記載(抜粋)
利用者の生活に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミの分別や収集日のアドバイスが必要な方がいる。 ・ゴミ収集所まで行けない/高齢者夫婦や独居の方が、雨の日など運べない。 ・ゴミの片付けや臭いに関して近所の協力と理解があれば改善に結び付くかも。 ・受診のサポート(手段)・買い物のサポート・草刈り。 ・車に乗れず買い物や受診に行けない。バスが走っていない。タクシーは高い。 ・介護保険では部屋の掃除のサービスを使えない方がいる。有料ボランティアの利用はあるが、緊急事態宣言中は活動が中止になるので、来てもらえない。 ・家人と同居の場合、ヘルパーの介入ができず困っている利用者さんは多い。
利用者の特性を理解した上での見守りや関わりに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・徘徊の可能性のある方の見守りの強化/安否確認/事故の早期発見。 ・徘徊や金銭への興味の強い子どもの特性理解と見守り。 ・独居でデイの利用日がわからず、外で待っている人がいる。 ・過干渉を厭い、そっとしておいてほしいと訴える利用者がいる。
関係づくりや交流に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・話し相手になってくれる/孤立を防ぐ。 ・もともとの関係が希薄なため、困っても頼ることができない。
災害時・緊急時に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・災害等の緊急時や急な体調不良時等。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の当番のため、デイを休まれている利用者がいる。 ・自治会で能力を超える仕事を担わされて困っている利用者がいる。

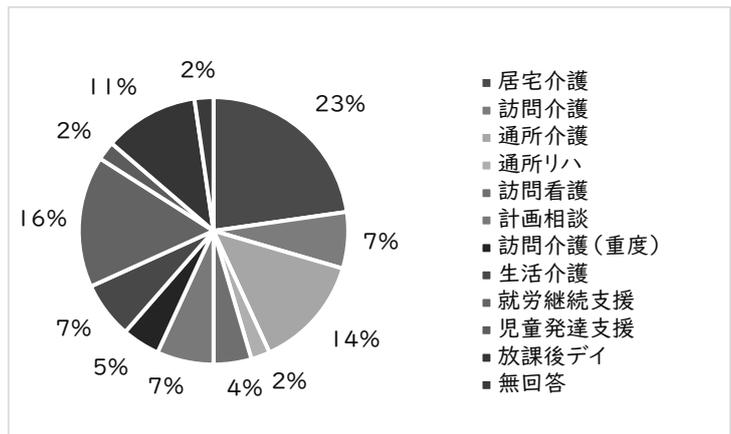
問4. 事業所では地域と何らかの関わりを持っていますか。(n=79)

	回答数
持っている	44
持っていない	35
計	79



問4-1. (問4で「持っている」と答えた方)それはどのような関わりですか。(n=44)

	回答数
居宅介護	10
訪問介護	3
通所介護	6
通所リハ	1
訪問看護	2
計画相談	3
訪問介護(重度)	2
生活介護	3
就労継続支援	7
児童発達支援	1
放課後デイ	5
無回答	1
計	44

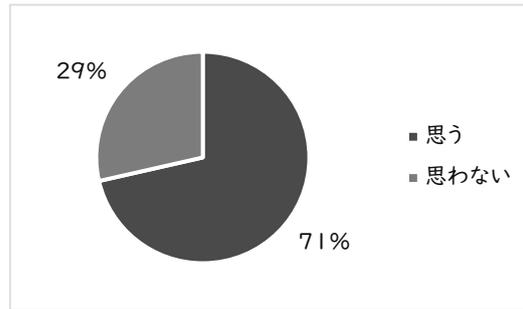


参5

分類	自由記載(抜粋)
利用者の生活圏での関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・お弁当配達の際近隣の方との関わりを持つ事が出来ています。 ・独居の方のデイの送り出しや迎え入れ、体調の聞き取りで、関わりがありました。 ・利用者の薬の預かりや内服の声かけをお願いしています。 ・昼食、喫茶(共に有料)に来て頂き、利用者とのコミュニケーションをとっていた。 ・独居の方の新聞確認を隣の方をお願い、見守り訪問の依頼。 ・悪天候時訪問できない場合、様子を見に行ってもらえるようお願いした。
地域の支援者との関わりに関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員さんにケースカンファレンスに参加いただいた。 ・民生委員や近所の方に何かあれば事業所に連絡をもらうよう連絡先を伝える。 ・トラブル事案がないよう、また相談をしてもらえるようコミュニケーションを図る。 ・気になるお子さんや家族がいる場合、地域の子育て支援団体と連携している。
事業所が地域に溶け込むための関わりに関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の活動紹介や介護教室などを定期的開催している。 ・町内会に加入しており、事業所の運営に一定の理解を得てもらっている。 ・公園や共用部分の清掃・草刈・花植えを行っている。 ・地域の自治会へ車両を貸し出し、ゴミ出しに行けない世帯の回収に協力。 ・ボランティア受け入れ。 ・地域の企業に施設外就労。 ・サロン支援。 ・民生児童委員協議会に参加。
イベントを通じた交流に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事に参加する。 ・事業所の行事に参加して頂く。

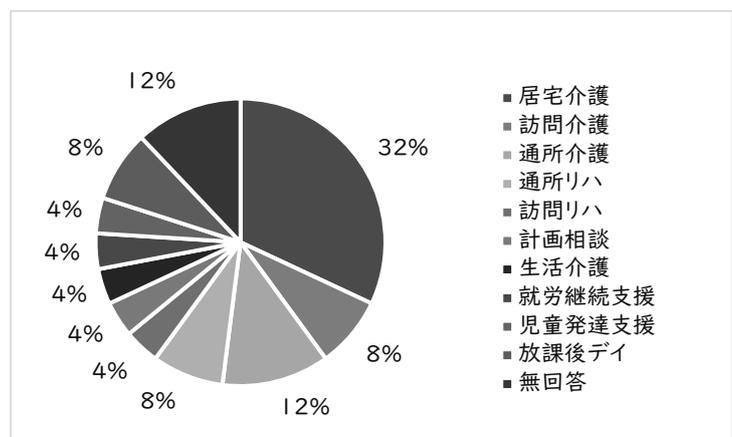
問4-2. (問4で「持っていない」と答えた方) 利用者の暮らしを支えるため、事業所としても地域と積極的に関わりを持ちたいと思いますか。(n=35)

	回答数
思う	25
思わない	10
計	35



問4-3. (問4-2で「思う」と答えた方) 地域とどのような関わりをもちたいと思いますか。また、地域との関わりがもてない要因は何だと思いますか。(n=25)

	回答数
居宅介護	8
訪問介護	2
通所介護	3
通所リハ	2
訪問リハ	1
計画相談	1
生活介護	1
就労継続支援	1
児童発達支援	1
放課後デイ	2
無回答	3
計	25



◎事業所が希望する地域との関わり

分類	自由記載(抜粋)
利用者の安否確認に関すること	・独居の方に連絡が取れない(電話に出ない)場合の安否確認。 ・要援護者の情報の共有。
利用者と地域の関係づくりに関すること	・放課後等デイを卒業後、地域の中で生きていかないといけないので、顔を覚えてもらったり、会話ができる関係を作ってあげたらと思います。 ・地域との関わりが増えれば、利用者の外出～帰宅困難等の手助けになる。 ・地域住民との接点が利用者にとっても良い刺激になる。
利用者支援する体制づくりに関すること	・民生委員、商店等と連携して認知症になっても地域で暮らせる体制ができたらと思う。 ・何かあったときはすぐに連絡をもらえる体制を作りたい。 ・民生委員や区長さんと連絡がとれ、意見交換できる関係性を築いていきたい。
事業所と地域の交流に関すること	・ボランティア活動でデイに来てほしい(利用者参加型)。 ・イベントや見学はこれからオープンにしていきたいと考えています。 ・事業所のことを知ってもらいたい。何をしているのか、理解されていないので。

◎地域との関わりが持てない要因

分類	自由記載(抜粋)
利用者の情報の共有に関すること	・個人情報の取り扱いが難しい ・認知症であることをオープンにたくない家族がおられる
相談先やつながり方に関すること	・地域でのつながりがないので、どのように関わりを持てばいいのかわからない ・きっかけがなく、相談先もわからない。 ・コロナ禍の影響で、積極的に関わりを持とうと思わない。 ・地域住民に負担を与えかねないとする

問4-4. (問4-2で「思わない」と答えた方)地域との関わりの必要性を感じない理由について聞かせてください。
(n=10)

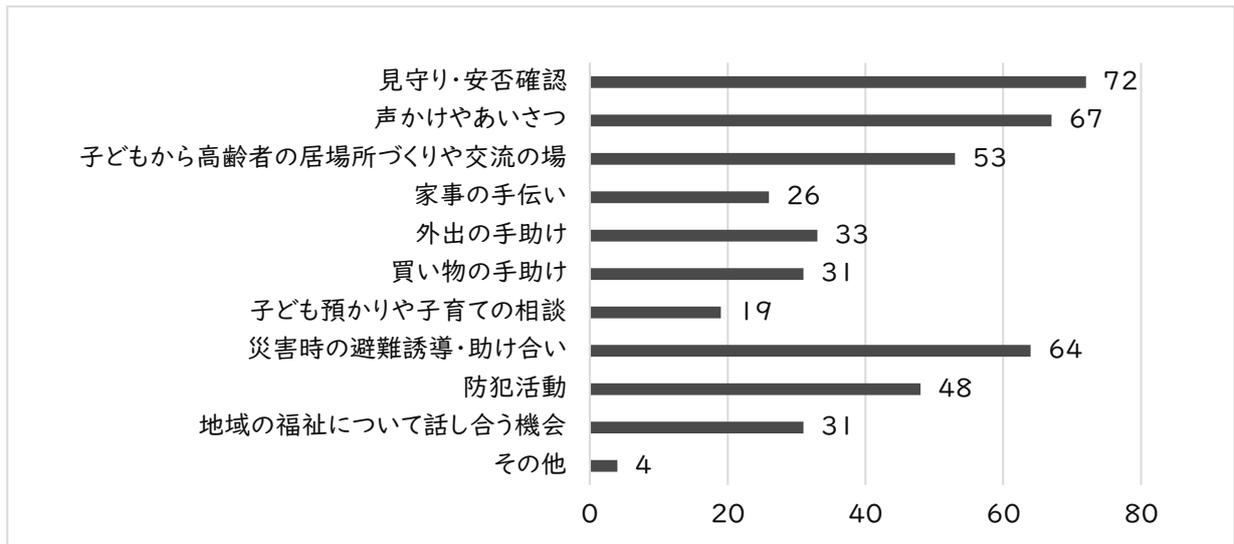
分類	自由記載(抜粋)
日常的な支援者の存在に関すること	・両親が健在で地域との関わりを持っているから
利用者の情報の共有に関すること	・個人情報のことや事業所の立場と地域の方の考え方の相違があり難しい ・事業所が関わりを持つことを良しとしない利用者もいるので、ケアマネジャーが地域と関りを持ち、ケアマネジャーからの情報が欲しい
関わりのきっかけの有無に関すること	・利用契約者がいないため

参7

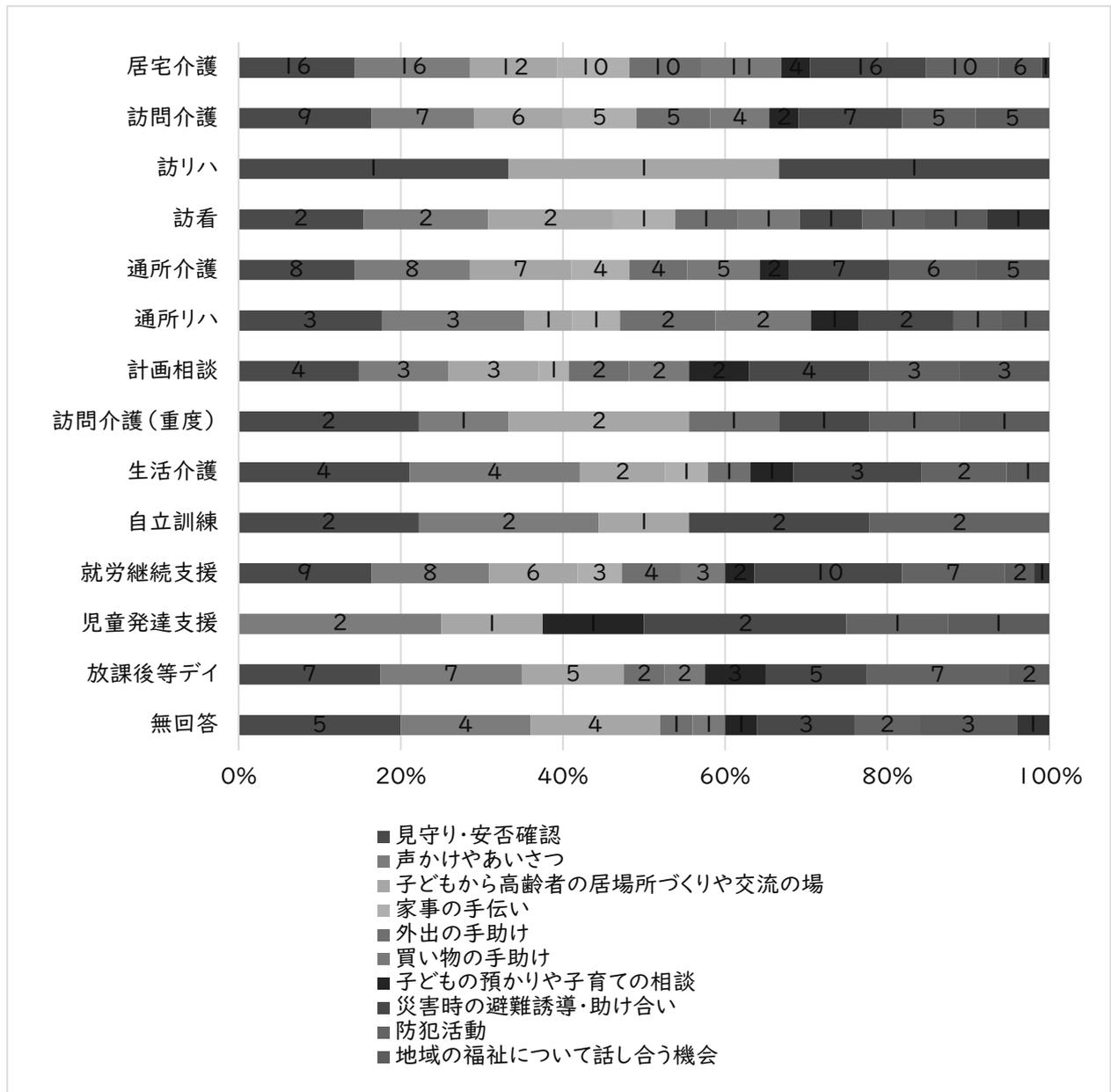
問5. 利用者が地域の中で安心して暮らしていくためには、どのような助け合い活動が必要だと思いますか。
(n=79、複数回答)

	回答数
見守り・安否確認	72
声かけやあいさつ	67
子どもから高齢者の居場所づくりや交流の場	53
家事の手伝い	26
外出の手助け	33
買い物の手助け	31
子ども預かりや子育ての相談	19
災害時の避難誘導・助け合い	64
防犯活動	48
地域の福祉について話し合う機会	31
特にない	0
その他	4

その他: 偏見を持たない(1)、話し相手(1)、日頃のお付き合い(1)、相談相手(1)



事業所別



2 計画策定の経緯

●第4次地域福祉活動計画策定委員会

委員会	開催日	主な協議事項等
第1回	令和3年 7月30日	○委嘱状交付、委員紹介、正副委員長の選任 ○研修「社協が策定する地域福祉活動計画って？」 講師：兵庫県社会福祉協議会地域福祉部 部長 戸田 達男氏 ○フリートーク 「活動から見る私の地域福祉①」
第2回	令和3年 9月28日	○グループワーク 「活動から見る私の地域福祉②」
第3回	令和3年10月22日	○報告 三木市地域福祉計画の策定状況について ○協議 第4次地域福祉活動計画の骨子案について
第4回	令和3年12月 2日	○協議 相談支援体制について
第5回	令和4年 1月27日	○これまでの委員会の振り返り ○協議 第4次地域福祉活動計画（素案）について
第6回	令和4年 2月17日	○報告 理事会、評議員会でのご意見 ○協議 第4次地域福祉活動計画（素案）について
第7回	令和4年 3月10日	○第4次地域福祉活動計画（案）の内容確認・承認について ○協議 活動理念について

参9

●作業部会

作業部会	開催日	主な内容
第1回	令和3年 7月19日	地域福祉活動計画のイメージ共有 / 作業部会の役割 / 第1回策定委員会の内容について
第2回	令和3年 8月13日	第1回策定委員会の振り返り / 第2回策定委員会の内容について
第3回	令和3年 9月17日	第2回策定委員会の内容について / 「地域福祉に関するアンケート調査」について
第4回	令和3年10月12日	第2回策定委員会の振り返り / 三木市地域福祉計画策定状況について / 計画の骨子案について / 第3回策定委員会の内容について
第5回	令和3年11月15日	第3回策定委員会の振り返り / 「地域福祉に関するアンケート調査」集計結果について / 第4回策定委員会について
第6回	令和3年12月13日	第4回策定委員会の振り返り / 計画の目次・レイアウトについて / 第5回策定委員会について
第7回	令和3年12月22日	計画素案について
第8回	令和4年 2月 3日	第5回策定委員会振り返り / 計画素案について / 第6回策定委員会について
第9回	令和4年 2月 9日	計画素案について
第10回	令和4年 3月 1日	第6回策定委員会振り返り / 計画案について / 第7回策定委員会について

3 策定委員会の現況をお伝えするリレーレポート

第4次地域福祉活動計画の策定に向けて
現況をお伝えする“リレーレポート (Vol.1)”

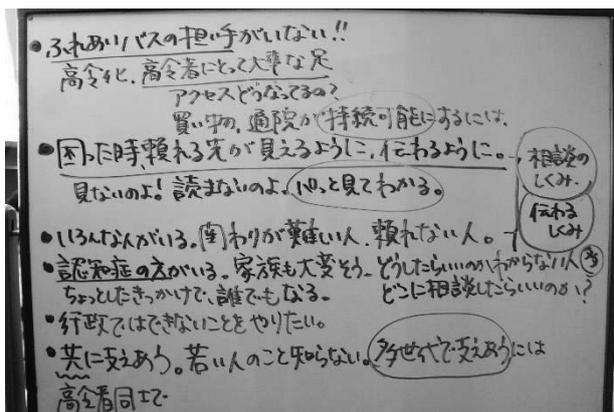
令和3年度は第4次地域福祉活動計画を策定する年です。

地域福祉活動計画とは、行政がつくる「地域福祉計画」に対して当事者・住民、関係機関・団体などの民間サイドから地域福祉の推進のために提言したり、民間の具体的な行動計画を提示するためにつくられるものです。

7月30日に「第1回策定委員会」が開催され、計画策定がスタートしました。計画は協議を重ねながら1年かけて策定されます。最初に、委嘱状の交付と自己紹介、正副委員長の選任を行い、委員長に藤田均さん、副委員長に牧野未知さんが選出されました。お二人ともボランティアグループの代表を務めておられ、ボランティア活動プラザみき運営委員も担っておられます。神戸学院大学の川本健太郎先生をはじめ、ボランティア・市民活動者や民生委員・児童委員、自治会、市民協議会、企業、教育、行政など、様々な立場の委員15名が一堂に会しました。地域や社協と縁の深い方々が集まっておられるのを見て、どんな計画になるかと今から楽しみです。

初回ということもあり、地域福祉活動計画そのもののイメージを膨らませ、皆で同じ方向に向かっていくために、兵庫県社会福祉協議会 地域福祉部長の戸田達男さんを講師に「社協が策定する地域福祉活動計画って？」と題した講話がありました。コロナ禍を含め、目まぐるしく変化する地域の課題を踏まえ、地域の人と人とのつながりを大切に、共に協力しながら「ふだんのくらしのしあわせ」における行動計画であることがわかりました。住民の声やニーズが反映された計画になることが重要で、そのために、まずは地域の住民、地域の活動者としてどんどん意見を出して話し合う必要性があることも感じました。

参10



次回は

8月27日(金) 13時30分から。

リレーレポート (Vol.1) は、第4次地域福祉活動計画作業部会の野村 (ボランティア活動プラザみき) が担当しました。

第4次地域福祉活動計画の策定に向けて 現況をお伝えする“リレーレポート (Vol. 2)”

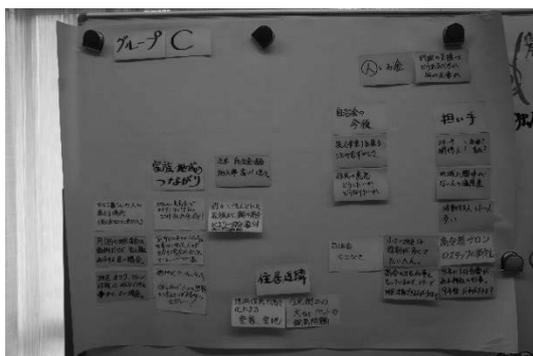
9月28日に「第2回 第4次地域福祉活動計画策定委員会」が開催されました。4回目となる緊急事態宣言の発出を受け、8月に予定されていた策定委員会が延期となったため、およそ2カ月ぶりの開催でした。

委員長の開会の言葉と、神戸学院大学の川本先生のご指導を皮切りに、4グループに分かれて意見交換を行いました。テーマは「活動から見る私の地域福祉」です。自治会活動の現状や課題、民生委員・児童委員が感じる地域や住民の変化、障がい者支援に関する意見など、様々な話題が出ました。

私が参加したグループでは、民生委員・児童委員の目線での話題が聞かれました。同じ三木市内でも地域によって民生委員・児童委員への相談事などが違い、一人暮らし男性の生活支援や、生活保護の必要性の判断、高齢者に対してはつながることを気にしている、若い世代とのつながりが持ちにくいなど、細かい内容と合わせてたくさんのお話をきかせていただきました。地域の「人と人とのつながり」はまだまだ薄い部分があり、それをどのような形で地域福祉活動計画に盛り込んでいくのか、今回のグループワークで多くの課題を抽出できたように感じました。

川本先生のコメントからも大きな学びがありました。かつては地域福祉の担い手の中核は女性や退職後の高齢者でしたが、最近では誰もが仕事中心の生活スタイルに変化しており、地域活動への参画を促すためには新たな発想や仕組みが重要であるとのこと。また今後は、事業・サービスと地域活動がうまく連携をとり、住民一人ひとりや地域全体を支えるネットワークを築く必要性もわかりました。

熱心かつ真剣かつにこやかに意見を出し合えたことは、大変楽しい時間になったと思います。



次回は

10月22日(金) 13時30分～

リレーレポート (Vol. 2) は、第4次地域福祉活動計画作業部会の 村上 (地域生活支援課) が担当しました。

第4次地域福祉活動計画の策定に向けて 現況をお伝える“リレーレポート (Vol. 3)”

10月22日に「第3回 第4次地域福祉活動計画策定委員会」が開催されました。第2回までで行われた協議を経て、第4次地域福祉活動計画の案について意見交換を行いました。

この地域福祉活動計画は、三木市が策定中の「地域福祉計画」と理念・方針を共有しながら、多様な主体（住民、地域、社協、専門職、行政）が活動目標を定め、地域福祉を進める活動の取り組み“アクションプラン”を示していくものです。

三木市で策定中の計画の理念や方針がまだ見えないところではありますが、活動目標や取り組みについては、第3次計画（H29～R3）で推進してきたふれあいサロンの開設や、「気になるカード」「支えあいマップ」などのツールを活用し、少しずつ地域に広がりつつある取り組みの継続や、いま地域にあるモノを活用しながら新たに出てきた課題に対して取り組みを進めていくことなどを中心に、協議が行われました。

印象的だったのは、委員会のメンバーは日頃から地域で活動している方が多く、活動者ならではの「方針や目標も大事だけれど、一番大切にしたいところは“取り組み”である」という意見でした。地域で活動している方や団体は、まずは取り組みで挙げられる活動をすることから計画への関わりが始まります。そのため、取り組む内容がわかりやすく表現され、きちんと受け取ることができれば、日々の活動が目標達成につながっているとイメージしやすくなるということです。また、別の委員からの「今までもさまざまな取り組みが進められていたことを知らなかった。今回、委員として参画することにより知ることができるいい機会となった」というお話も印象的でした。地域で何気なく暮らしている住民の方々が、自分たちの住むまちを良くしていくために進められている地域福祉活動計画を知ることで、自分たちがやるべきことは何なのか、参加や参画をすることの大切さを考えるきっかけになるかもしれません。

今回の委員会では、この計画をまとめる中で大切にしたい「住民の声を反映させること」や「住民が関心を持つ」ところについて、多くの意見を交わす機会となりました。



次回は

12月2日（木）14時00分～

リレーレポート（Vol. 3）は、第4次地域福祉活動計画作業部会の 則内（法人運営課）が担当しました。

第4次地域福祉活動計画の策定に向けて 現況をお伝えする“リレーレポート (Vol. 4)”

12月2日に「第4回 第4次地域福祉活動計画策定委員会」が開催されました。先月行われたボランティアフェスタの盛況とお礼を伝えたのち、委員長のご挨拶では昔の盛んだったころの地域の行事が昨今減少している現実、寂しさとともに時代の変化を感じさせられました。

三木市で策定中の地域福祉計画の基本理念(案)・基本方針(案)をふまえ、地域福祉活動計画の活動理念や目標、具体的な取り組みを考えるのが今回の目的です。基本方針2(案)「誰もが自分らしく暮らせる関係づくり」をベースに、前回の協議をもとに修正加筆したものに各委員から忌憚ないご意見をいただきました。

日常の暮らしにおける、困った時の相談先となる総合相談窓口では、専門職が窓口に来てくださった方の相談を受け、対応策を検討します。しかし、様々な事情で窓口に来られない方にどのように出会うかが問われました。困っている人がいるかもしれないと感じても、ダイレクトに情報を得られない状況で、ふれあいサロン等に出向いても参加者から本音は聞きづらく、地域の困りごとをスムーズに得られるわけではないとの意見がありました。従来、地域では支援をされる側とする側・与える人と受ける人という相対する関係ではなく、お互い頼り頼られる関係が築かれてきました。しかし、自分の困りごと気づいてくれるご近所さんの存在が感じられにくくなっており、隣近所の距離感も薄れてきている現状も感じました。また、個人情報共有の話として、自治体を持つ住民の情報を最大限地域と共有し、活用できるようにしている地域の例が出された一方、三木市では緊急災害時に必要な情報が地域に備わっていないというがゆさも聞かれました。情報の取り扱いについては、様々な意見がありますが、気になる方についての情報の内容や知るタイミング、本人・地域・自治体の信頼関係の課題など、悩ましい点もあります。

そもそも「支援」とは社協や専門職が行う「業務上の役割」という意味合いもありますが、体制や仕組みを作るという意味では、「いつまでも」切れ目のない、きめ細やかな「その人がその人らしく」生活できる地域づくりが地域の希望です。地域に密着している委員や住民から出たふとした一言を拾い上げ、公に受け止める経路や、本当に必要な人の手に届く支援がほしいのではないかという思いです。「気づく力を持つ住民の力」、行政や専門職が小さなコミュニティの気づきを集約することで、確実に支援につながるのではないかと議論が落ち着きました。

今回の策定委員会では各委員それぞれの立場から、多様なご意見、ご提案、修正点を出していただきました。また川本委員からも、「(三木市の地域福祉は)早期発見、早期対応などのこれまでのありきたりを超えてさらに上を目指す」という、高い目標を持ってと励まされ、今後の社協の福祉を担う上で礎となるような会となりました。さらに、この策定委員会には市の地域福祉計画担当者も委員として参画されていることから、地域福祉計画と地域福祉活動計画のより一層の連動が期待されます。



次回は

1月27日(木) 15時30分～

リレーレポート (Vol. 4) は、第4次
地域福祉活動計画作業部会の 小松
(はばたきの丘) が担当しました。

第4次地域福祉活動計画の策定に向けて 現況をお伝えする“リレーレポート (Vol. 5)”

1月27日に「第5回 第4次地域福祉活動計画策定委員会」が開催されました。三木市が策定している地域福祉計画（案）が昨年末にできが上がり、現在、市民の方より広く意見をもらう「パブリックコメント」が行われています。いよいよ三木市の「地域福祉計画」と社協がおこなう「地域福祉活動計画」の両輪がそろいつつあります。

今回は、第4回までの協議をふまえ、第4次地域福祉活動計画の素案について説明を行い、さらに基本方針ごとに3グループにわかれて意見交換を行いました。私が参加した基本方針2は、他の基本方針以上に、住民協議体である社会福祉協議会（以下社協）が今後、福祉専門職や関係機関と活動を推進していく「姿勢」が描かれているのではないかと感じています。

活動目標1に対し、グループ内からは「三木市内には多くの相談窓口があるが、大きすぎて見えないところがある。見えないのは、ないに等しい。どんな相談でも『受け止めてもらえる』ということが大事」と意見がありました。例えば、各あんしんサポートセンターは、子どもから高齢者、障がいのある方の相談にも対応していますが、「高齢者だけ」というイメージも強く、意外と知られていないということがわかりました。

活動目標2は成年後見制度等の権利擁護についてです。成年後見制度は始まって20年近くになりますが、グループ内からは、利用するには「使いにくい制度」という印象が強く、社協が法人として担ってくれたらと、今後に期待する意見がありました。

どちらの活動目標においても、社協だけですべてを担うのではなく、福祉専門職や関係機関と一緒に地域住民にわかりやすく知らせることで、より身近な存在になり、暮らしやすいまちづくりにつながっていくのだと考えます。

今回の策定委員会では、限られた時間のなかで各委員よりそれぞれの立場から意見交換がおこなわれ、多様なご意見、提案等がでました。基本方針ごとにグループからでた意見をもとに、さらなる加筆、修正をおこない、できるだけ住民にわかりやすい「地域福祉活動計画」となるよう、完成に向け勤しんでいきたいと思えます。

次回は

2月17日（木）13時30分～

リレーレポート（Vol. 5）は第4次地域福祉活動計画作業部会の江口（相談支援課）が担当しました。

第4次地域福祉活動計画の策定に向けて 現況をお伝えする“リレーレポート (Vol. 6)”

2月17日に「第6回 第4次地域福祉活動計画策定委員会」が開催されました。三木市が策定している地域福祉計画は案がまとまり、ひと足早く市民の方々より意見をもらう「パブリックコメント」が行われています。また、第4次地域福祉活動計画も、策定委員会を残すところあと1回と大詰めを迎えています。

委員会の冒頭、三木市社協理事会・評議員会に第4次地域福祉活動計画素案（進捗状況）を報告したところ、「計画ができた後、ダイジェスト版を作成し、住民のみなさんに伝える必要がある」、「1年目に何をすることが見えると更に良い」、「取り組み易さを感じれるように！」など、様々な意見をもらっていると報告がありました。

今回は、計画の肝となる「第4章 地域福祉活動計画における活動展開」の「基本方針1」～「基本方針3」の「活動項目」「取り組み」をひとつひとつ細かく、策定委員で再度確認しました。特に、第3次地域福祉活動計画から推進を始めた「地区支えあい活動計画」づくりの取り組みは、引き続き第4次計画でも推進します。地区ごとに違う課題や社会資源の現状を住民が主体となつてとらえ、10年後のありたい姿に向けた行動計画を地区ごとに策定することを進めていくうえで、第4次計画では地区防災計画（平成26年3月内閣府提案）も盛り込んだ内容にしてはどうかというご意見がありました。作った計画を住民が実践していくには、誰もが自分ごととしてとらえる内容にしていくことがたいせつです。災害は誰にも降りかかる困りごとであることから、防災をきっかけに支えあい活動を進める計画にしていく視点を織り交ぜることの必要性を感じました。

策定した地域福祉活動計画を実践していくのは、住民や社協職員だけではありません。困っていることを相談しやすい地域づくりをめざすには、福祉団体の総意体である社協が地域福祉活動計画のなかで取り組みを示し、福祉専門職に「総合相談窓口」としての自覚を促していく役割があるというご意見もありました。

上記で紹介したご意見や考え方はほんの一部です。各委員からの活発なご意見は、5年後の地域への思いや期待を感じるものばかりで、職員として大きな責任を感じます。

次回は3月10日。最後の「地域福祉活動計画策定委員会」を迎えます。



次回は

3月10日（木）14時00分～

リレーレポート（Vol. 6）は第4次地域福祉活動計画作業部会の 黒井（ボランティア活動プラザみき）が担当しました。

第4次地域福祉活動計画の策定に向けて
現況をお伝えする“リレーレポート（Vol. 7 最終回）”

3月10日に最後となる「第7回 第4次地域福祉活動計画策定委員会」が開催されました。まずは、前回の協議でいただいたご意見や考え方を踏まえ、修正を加えた計画（案）の協議をしました。今回はより伝わりやすいレイアウトや文章についてのご意見をいただき、最終校正へと進めることとなりました。

加えて、今計画の“活動理念”について協議をしました。活動理念とは、三木市の地域福祉計画の基本理念「互いに支え合い、誰もが自分らしく暮らせる豊かな『地域社会』を創り、育む、守る」のもと、住民が主体性をもって地域福祉を実践していくために設けるものです。簡単に言えば、計画にキャッチコピーをつけるということです。委員からは「さまざまな分野から参集した委員みんなで作った」ことや、「みんなで楽しく進めることができた」など策定過程の雰囲気盛り込む案や、「そろそろ市民の出番ですよ」、「あなたのチカラ、地域のチカラ」など市民一人ひとりに活動を呼びかける案が出ました。各委員が思い思いのキーワードを出しあい、出てきた言葉を組み合わせ、活動理念が決まりました。

**活動理念 『そろそろあなたの出番だよ！
市民のチカラで進める福祉のまちづくり』**

最後の策定委員会を終えるにあたり、委員からは「住民の立場からさまざまな意見や思いを伝えてきたが、その思いをしっかりと計画に反映できたのは本当によかった」、「まずは自分とともに活動する身近な方々へ伝えていきたい」という感想が聞かれました。また「計画策定に関わったことをきっかけに、地域づくりの拠点としての学校や企業の在り方を考えていきたい」と話しをされた委員もおられました。行政の立場で参加した委員とは、2つの計画を両輪として地域福祉の推進のために連携、協働していくことが共有できました。

本計画は策定して終わりではありません。住民代表としてご参加いただいたこの委員会でのさまざまなご意見、思いのつまった計画を、実践していくことが重要です。市民一人ひとりが関心をもち、地域福祉に関わるよう周知していくことが、今後の大きな課題でもあります。計画全体をわかりやすくした『ダイジェスト版』の作成や発行、計画を知ってもらう機会づくり等が必要です。また次のステップである実践のために、これからも情報共有を続けていくことも大切です。

最後に、作業部会のメンバーとして計画策定に参加したことは大変貴重な経験となりました。地域福祉は、市民の皆さんをはじめ、行政、市内の他事業所と一緒に進めていくことが必要です。社協職員も同様で、それぞれ職種や業務などの違いはあるけれど、根本にある社協の役割を認識し、地域福祉を推進する一員として、計画を実践していくことが大切であると改めて感じました。



4 第4次地域福祉活動計画 策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人三木市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、だれもが安心して暮らせるふくしのまちづくりをめざし、地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の選任及び任期)

第2条 委員会は、15人以内の委員で組織し、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 本会理事及び評議員
- (2) ボランティア・市民活動者
- (3) 市民協議会関係者
- (4) 関係行政機関職員
- (5) 教育関係者
- (6) 企業関係者
- (7) 学識経験者
- (8) 自治会の会長
- (9) 民生委員・児童委員

2 委員は会長が委嘱する。

3 委員の任期は、計画の策定が終わるまでとする。

(正副委員長)

第3条 委員会に委員の互選による委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を統括し、委員会を招集する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第4条 委員会は、必要があると認めたときは、関係者を委員会に招き意見を聞くことができる。

(理事会への報告)

第5条 委員会は、計画の策定段階の状況を必要に応じ本会理事会へ報告するものとする。

(作業部会)

第6条 策定作業を円滑に進めるため、委員会に補助機関としての実務者による作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、策定作業の細部にわたる検討を行い、本会職員等の実務者で構成する。

(策定手順)

第7条 計画は、委員会で策定終了後、本会理事会へ報告し、理事会の議決及び評議員会の議決を得て決定されるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会において定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月1日より施行する。

(旧要綱の廃止)

三木市地域福祉活動計画策定に関する要綱を廃止する。

5 第4次地域福祉活動計画 策定委員名簿

(敬称略)

役職名	名前	区分	備考
委員長	藤田 均	ボランティア・市民活動者	よかわ歴史サークル代表 ボランティア活動プラザみき運営委員会委員長
副委員長	牧野 未知	ボランティア・市民活動者	みき人形劇の会代表 ボランティア活動プラザみき運営委員会副委員長
委員	吉田 文雄	社協理事	三木市社会福祉協議会副会長 ボランティア活動プラザみき運営委員
委員	片山 操代	ボランティア・市民活動者	人権書道きらきら代表 ボランティア活動プラザみき運営委員
委員	橋野 美子	ボランティア・市民活動者	G o ・ 5 ふれあいサロングループ副代表 ボランティア活動プラザみき運営委員
委員	稲見 秀行	市民協議会関係者	三木市公民館運営審議会委員長 細川町豊かな町づくり推進協議会運営委員 細川地域学校運営委員長
委員	國井 季彦	市民協議会関係者	別所ふれあいバス運行推進協議会員
委員	岩崎 英也	関係行政機関職員	三木市健康福祉部福祉課長
委員	小田 康輔	関係行政機関職員	三木市市民生活部市民協働課長 ボランティア活動プラザみき運営委員
委員	河端 康	関係行政機関職員	三木市教育委員会教育総務部生涯学習課長 ボランティア活動プラザみき運営委員
委員	小林 義直	教育関係者	三木特別支援学校長
委員	武田ひろみ	企業関係者	生活協同組合コープこうべコープ志染店長
委員	川本健太郎	学識経験者	神戸学院大学 総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科准教授
委員	高垣 清恵	自治会の会長	緑が丘町中2丁目自治会長 ボランティア活動プラザみき運営委員
委員	田中 清子	民生委員・児童委員	三木市連合民生委員・児童委員協議会長
アドバイザー	戸田 達男	兵庫県社会福祉協議会	地域福祉部長 ボランティア活動プラザみき運営委員

6 三木市社協のあゆみと国の動き

年	国の動き	三木市社協・共募の動き
昭和29年	厚生年金保険法改正(定額部分の導入、支給開始年齢60歳への引上げ)	三木市社会福祉協議会設立 (三木市福祉事務所内、事務局長は三木市福祉事務所長が兼務) 共同募金、歳末たすけあい活動開始
昭和31年	家庭養護婦派遣事業を開始	
昭和33年	国民健康保険法改正(国民皆保険)	
昭和34年	国民年金法(国民皆年金)公布	
昭和35年	精神薄弱者福祉法公布	
昭和36年	児童扶養手当法公布	心配ごと相談所開設
昭和37年	社会福祉協議会基本要項発表	
昭和38年	老人福祉法公布	
昭和39年	母子福祉法公布	
昭和40年	厚生年金法改正(1万円年金、厚生年金基金) 母子保健法公布	会費徴収規程制定(現会員規程)
昭和41年	国民健康保険法改正(7割給付実現)	
昭和42年		地区福祉委員制度発足
昭和43年		法人登記
昭和44年	寝たきり老人に対する老人家庭奉仕員派遣制度 厚生年金保険法改正(2万円年金)	
昭和45年	社会福祉施設緊急整備5カ年計画策定 心身障害者対策基本法公布	
昭和46年	児童手当法改正	
昭和47年		善意募金活動開始
昭和48年	老人医療費無料化(70歳以上) 健康保険法改正(家族7割給付、高額療養費)年金制度改正(5万円給付、物価スライド制の導入)	葬祭具貸出事業開始
昭和51年		各種ボランティア養成講習の取り組みが始まる
昭和54年		福祉機器貸出開始
昭和55年	デイサービス事業、ショートステイ事業の実施	
昭和56年	児童福祉法改正(延長・夜間保育の実施) 国際障害者年初年度	
昭和57年	障害者対策に関する長期計画策定 家庭奉仕員(大幅増員、所得制限撤廃)拡大 老人保健法公布	
昭和58年	国連・障害者の10年 市町村社会福祉協議会法制化	
昭和59年	健康保険法改正(本人9割給付、退職者医療制度) 年金制度改正(基礎年金導入等)	
昭和60年	医療法改正(医療計画) 児童手当法改正	
昭和61年	老人保健法改正(老人保健施設)	

年	国の動き	三木市社協・共募の動き
昭和62年	社会福祉士及び介護福祉士法成立 精神保健法（人権擁護と社会復帰、精神衛生法の題名改正）公布	
昭和63年	国民健康保険法改正（高医療費市町村における運営の安定化）	
平成元年	年金制度改正（完全自動物価スライド制、国民基金） ゴールドプランの策定	
平成2年	国民健康保険法改正（保険基盤安定制度の確立） 老人福祉法等福祉関係8法改正	
平成3年	老人保健法改正（老人訪問看護制度）	ふれあいネットワーク事業推進始まる
平成4年	健康保険法改正（中期財政運営の導入） 医療法改正（医療提供の理念の規定）	三木市ボランティアセンターを設置
平成5年	国民健康保険法改正（財政安定化支援事業の制度化） 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律 精神保健法改正 障害者に関する新長期計画	
平成6年	21世紀福祉ビジョン 地域保健法（保健所機能の強化、保健所法の題名改正） 健康保険法等改正（入院時の食事療養に係る給付の見直し・付添い看護の解消） 年金制度の改正（60歳前半の老齢年金の見直し） エンゼルプランの策定 新ゴールドプランの策定	
平成7年	精神保健及び精神障害者に関する法律（精神障害者保健福祉手帳制度の創設、精神保健法の題名改正） 国民健康保険法改正（保険料（税）軽減制度の拡充） 障害者プランの策定	リフトカー貸出事業開始 市民ふくし相談所開設（心配ごと相談所から名称変更）
平成8年	厚生年金保険法改正（被用者年金制度の再編成） 基礎年金番号の実施	視覚障害者とボランティアとの交流会（鈴の音交流会）開催
平成9年	児童福祉法改正 健康保険法等改正 介護保険法制定 医療法改正 社会福祉基礎構造改革中間報告	第1回みきボランティアフェスタ開催
平成10年	特定非営利活動促進法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	小地域福祉活動研究大会（現地域福祉活動研究大会）開催 ふれあいいきいきサロンモデル事業開始
平成11年		福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）開始

年	国の動き	三木市社協・共募の動き
平成12年	介護保険法施行 社会福祉法の施行（社会福祉事業法の改正、 「地域福祉の推進」が目的に明示） 児童虐待の防止に関する法律	
平成14年	ホームレスの自立の支援等に関する特別措 置法 支援費制度	まちの子育てひろば事業開始
平成15年	次世代育成支援対策推進法施行	
平成16年	改正DV法施行	
平成17年	発達障害者支援法施行 改正児童福祉法施行	三木市ファミリーサポートセンター事業受 託 吉川町社協と合併 行政とボランティア、市民活動者との「協 働会議」開始
平成18年	改正介護保険法施行 障害者自立支援法施行 高齢者虐待防止・介護者支援法施行	三木市福祉有償運送サービス事業開始
平成19年	新バリアフリー法	
平成20年	後期高齢者医療制度施行 「介護従事者等の人材確保のための介護従事 者等の処遇改善に関する法律」の施行	不要入れ歯リサイクル運動を開始 三木市福祉公社と統合 介護・看護サービス事業を開始 市立障害者総合支援センター 開設準備室 設置 三木市立市民活動センター運営を受託
平成21年	改正医療制度 改正介護保険制度施行	障害者自立支援事業開始 三木市指定管理者制度 (市立障害者総合支援センターはばたきの 丘) 「三木市ボランティアセンター」を「ボラ ンタリー活動プラザみき」に名称変更
平成22年	改正雇用保険制度施行 税制改正	あんしんサポートデスクモデル事業開始 葬祭具貸出事業廃止 子ども会活動支援「あそびのクリエイター 派遣」開始 「声の図書貸出事業」開始
平成23年	障害者虐待防止法成立 改正障害者基本法成立 改正障害者自立支援法施行	東日本大震災支援活動 東日本大震災災害復興支援金募金活動 三木市高齢者ボランティアポイント事業受 託（施設活動のみ対象）
平成24年	改正介護保険法施行	三木市指定管理者制度 (市内の7箇所の市立デイサービスセン ター・在宅介護支援センター及び市立障害 者総合支援センターはばたきの丘)
平成25年	障害者総合支援法施行	台風18号被災地支援活動（南丹市）
平成26年		丹波市豪雨災害支援活動 ふれあいサロン登録事業を開始 地域福祉センター細川開所 「ボランティア活動記章贈呈事業」開始

年	国の動き	三木市社協・共募の動き
平成27年	改正介護保険法施行（要支援1・2が介護保険サービス対象外） 介護保険制度の地域支援事業を拡充 生活困窮者自立支援法施行	三木市高齢者ボランティアポイント事業（地域活動も対象となる） 三木市成年後見支援センター事業受託
平成28年	障害者差別解消法施行	善意銀行規定を改正「みき善意銀行」と改名し、共感ファンドを導入 熊本地震支援活動 三木市高齢者ファミリーサポートセンター受託 共同募金運動の期間拡大
平成29年	改正社会福祉法施行 民生委員制度創設百年 社会保障審議会で「8050問題」審議	1月より生活支援体制整備事業第2層生活支援コーディネーター配置受託（1名） 声の図書を中央図書館にコーナー開設
平成30年	西日本豪雨災害	障害者発達支援センターにじいろへ職員出向 平成30年7月豪雨支援活動 青年会議所と災害時相互協力協定を締結（毎年更新）
令和元年	改正優生保護法 労働施策総合推進法改正（パワハラ防止法） 幼児教育・保育の無償化	コープこうべと食料等の無償提供に関する合意締結（子ども食堂等を運営する団体への支援）
令和2年	新型コロナウイルス蔓延	新型コロナウイルスの影響により様々な事業を縮小。新しいつながり方の模索（ボランティアフェスタなど）
令和3年	新型コロナウイルスの影響続く 重層的支援体制整備事業開始	

= 計画作成・発行 =

社会福祉法人
三木市社会福祉協議会

(所在地) 〒 673-0413
三木市大塚 1 丁目 6 番 4 0 号
(三木市総合健康福祉センター 2 階)
(電 話) 0 7 9 4 - 8 2 - 4 0 4 3
(H P) <http://www.miki.or.jp/index.html>

※この計画書は、2,000 部作成しました。